に租税条約等実施特例省令第四条第九項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第五項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）、第二条の二第二項前段（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第二条の三第二項前段（同条第十項において準用する場合を含む。）、第二条の四第二項前段（同条第十一項において準用する場合を含む。）及び第四条第十三項前段に規定する届出書の提出後にこれらの規定による異動が生じていないものに限る。）、書面、申請書若しくは書類（以下この項において「届出書等」という。）の提出又は通知事項（当該届出書等の提出等に関する規定により通知すべき事項（当該事項又は当該事項につき租税条約等実施特例省令第二条第十四項、第二条の二第十三項、第二条の三第十三項、第二条の四第十三項及び第二条の五第十四項の規定により通知すべき事項の通知後にこれらの規定による異動が生じていないものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の通知がされている場合において、施行日以後に支払を受ける租税条約等実施特例法第三条の二第一項に規定する相手国居住者等配当等その他届出書等の提出等に関する規定の適用により租税条約の軽減又は免除の適用があるものにつき当該租税条約の適用を受けることができるときは、施行日において当該届出書等の提出等に関する規定による当該所得税に係る防衛特別所得税の届出書等の提出又は通知事項の通知がされたものとみなして、当該届出書等の提出等に関する規定を適用する。

○財務省令第二十八号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の一部の施行に伴い、及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十八条の二第七項の規定を実施するため、国税質問検査章規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　財務大臣　片山さつき

国税質問検査章規則の一部を改正する省令

国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第三十七条の十四第三十九項」を「第三十七条の十四第四十八項」に、「又は第三十七条の十四の二第三十四項」を「、第三十七条の十四の二第三十四項又は第三十八条の二第七項」に改める。

附　則

この省令は、令和九年一月一日から施行する。ただし、第二条第三項の改正規定（「又は第三十七条の十四の二第三十四項」を「、第三十七条の十四の二第三十四項又は第三十八条の二第七項」に改める部分に限る。）は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

○財務省令第二十九号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百二十九条並びに法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十六条及び第六十三条の二の規定に基づき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　財務大臣　片山さつき

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「権利（」を「権利（貯留権及び」に、「）、」を「）、坑道、貯留権（」に、「、坑道」を「を含む。第三号及び次項において同じ。）」に改め、同項第三号中「二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権」を「貯留権」に改め、同条第二項中「二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権、坑道」を「坑道、貯留権」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　貯留権（第二号に掲げる資産に該当するものを除く。）　当該貯留権に係る貯留区域の注入予定数量を、当該貯留区域の最近における年間注入数量その他当該貯留区域に属する設備の注入能力等に照らし適正に推計される年間注入数量で除して計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数

第一条第三項中「前項第五号から第七号まで」を「前項第六号から第八号まで」に改め、同条第四項中「、第三号又は第四号の」を「又は第三号から第五号までの」に改め、同項第二号中「、第三号又は第四号」を「又は第三号から第五号まで」に、「この条」を「この条及び第三条第一項（中古資産の耐用年数等）に、「区域」を「区域又は貯留区域」に改め、同項第三号中「の数」の下に「当該採掘権等が第二項第五号に掲げる資産である場合には、当該資産の貯留区域の注入予定数量、最近における年間注入数量及び当該貯留区域に属する設備の注入能力」を加え、同条第六項中「、第三号又は第四号」を「又は第三号から第五号まで」に改める。

第三条第一項中「試掘権以外の鉱業権及び坑道」を「採掘権等」に改め、同条第三項中「算入された金額」の下に「（当該資産が同令第四十八条の三第二項各号（適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産である場合において、当該資産につき当該各号に定める償却の額があるときは、当該償却の額に相当する金額を含む。）」を加える。

附　則

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び第三条第一項の改正規定は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日から施行する。

2　改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第三条第三項の規定は、法人のこの省令の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

○財務省令第三十号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第四項の規定に基づき、並びに国税関係法令を実施するため、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　財務大臣　片山さつき

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第八条第一項ただし書」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加え、同項第一号中「（法人」の下に「（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。次条第一項第三号において同じ。）」を加え、同条第三項中「第八条第一項ただし書」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

第五条第一項第一号中「第八条第一項」を「第八条第一項第一号」に、「同号」を「第六条第一項第三号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該電子情報処理組織の利用の際に特定認証（デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第三号）第四条第二項ただし書に規定する法人共通認証基盤を利用して行われる法人の申請等が当該法人に係るものであることの認証のうち国税庁長官が定めるものをいう。第六条第一項第四号及び第八条第一項第二号において同じ。）を受ける場合　識別符号及び暗証符号を入力すること並びに当該申請等の情報に電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信すること。

第五条第七項中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削る。

第六条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　電子情報処理組織の利用の際に特定認証を受けて、申請等を行うこと。

第六条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第八条第一項中「識別符号を」を「第四条第二項の規定により通知された識別符号を」に、「第四条第二項」を「同項」に、「用いて識別符号」を「用いて同項の規定により通知された識別符号」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、特定納付手続以外の納付手続を行う場合において、次に掲げる場合に該当するときは、識別符号及び暗証符号を入力することを要しない。

一　当該電子情報処理組織の利用の際に個人番号カード又は移動端末設備を用いて電子利用者証明を行う場合

二　当該電子情報処理組織の利用の際に特定認証を受ける場合

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和九年九月一日から施行する。

（法人税法施行規則等の一部改正）

2　次に掲げる省令の規定中「第四号」を「第五号」に改める。

一　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十六条の四第七項及び第三十八条の四十八第六項

二　消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）第二十三条の四第六項

三　地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）第七条第七項及び第七条の四第五項

四　防衛特別法人税に関する省令（令和七年財務省令第三十一号）第五条第七項

○厚生労働省令第七十号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定を実施するため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改める。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （雇用促進計画を活用した雇用に関する援助） **第八条**　職業安定機関は、平成二十三年八月一日から令和十四年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画（以下この条において「雇用促進計画」という。）を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。 2～4　（略）	**附　則** （雇用促進計画を活用した雇用に関する援助） **第八条**　職業安定機関は、平成二十三年八月一日から令和十三年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画（以下この条において「雇用促進計画」という。）を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。 2～4　（略）

様式第五号（第一面）、同様式（第二面）及び同様式（第三面）を次のように改める。

（様式第５号）（第１面）

管理番号

雇用促進計画－１

【開始時記載欄】

① 雇用保険適用事業所番号		② 雇用保険適用事業所名称	
③ 他の法令に基づく計画の作成	あり	④ 計画の名称	⑤ 認定日　年　月　日
⑥ 計画の期間	年　月　日 ～ 年　月　日	⑦ 上乗せ措置の適用希望	あり　　 なし　　 ⑧ 事業の用に供する予定日　年　月　日
⑨ 雇用促進計画の期間	年　月　日 ～ 年　月　日	⑩ 当期初日の前日における特定雇用者数	人 ⑪ 当期における特定雇用者の目標増加数　人

開始時受付印

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）附則第８条の規定に基づき、提出いたします。

年　月　日

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏　名	電話番号

個人事業主氏名又は法人名（代表者氏名）

所在地

担当部署　　連絡先電話番号

担当者役職・氏名　　連絡先メールアドレス

※受付公共職業安定所記載欄

【終了時記載欄】

⑫ 雇用保険適用事業所番号		⑬ 雇用保険適用事業所名称	
⑭ 事業の用に供した日	年　月　日	⑰ 当期末日における特定雇用者数	人 ⑱ 当期における特定雇用者の実績増加数　人
⑮ 申告期間	年　月　日 ～ 年　月　日		⑲ ⑱のうち、新規雇用者数　人
⑯ 事業主都合による解雇	あり　　 なし		⑳ ⑱のうち、他事業所からの転勤者数　人

終了時受付印

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第８条の規定に基づき、提出いたします。

年　月　日

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏　名	電話番号

個人事業主氏名又は法人名（代表者氏名）

所在地

担当部署　　連絡先電話番号

担当者役職・氏名　　連絡先メールアドレス

※受付公共職業安定所記載欄

（様式第５号）（第２面）

〔記入上の注意〕

（１）　雇用促進計画開始時に、①欄から⑪欄までを記載するとともに、【開始時記載欄】の記載日、個人事業主氏名又は法人名（代表者氏名）、所在地、担当部署、担当者役職・氏名、連絡先電話番号及び連絡先メールアドレスを記載してください（雇用保険適用事業所を新設予定の場合は、「① 雇用保険適用事業所番号」欄は空欄とし、「② 雇用保険適用事業所名称」欄は名称に加えて「（新設予定）」と記載してください。）。

（２）　雇用促進計画終了時に、⑫欄・⑬欄・⑰欄・⑱欄・⑲欄・⑳欄を記載するとともに、【終了時記載欄】の記載日、個人事業主氏名又は法人名（代表者氏名）、所在地、担当部署、担当者役職・氏名、連絡先電話番号及び連絡先メールアドレスを記載してください。

（３）　当該事業所について、他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成している場合には、その計画に従って整備する事業所の建物等を事業の用に供した日を含む事業年度（個人事業主の場合は暦年）終了時に、⑭欄・⑮欄・⑯欄を記載するとともに、【終了時記載欄】の⑫欄、⑬欄、記載日、個人事業主氏名又は法人名（代表者氏名）、所在地、担当部署、担当者役職・氏名、連絡先電話番号及び連絡先メールアドレスを記載してください。

（４）　当該事業所について、他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成している場合には、「③ 他の法令に基づく計画の作成」欄の「あり」に○を記載し、④欄・⑤欄・⑥欄を記載してください。

（５）　「⑤ 認定日」欄には、当該事業所について、他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成している場合には、計画の認定を受けた日を記載してください。

（６）　「⑦ 上乗せ措置の適用希望」欄には、③欄の「あり」に○を記載し、④欄で「地域再生法（平成17年法律第24号）の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を記載した場合には、その認定申請書の「４ 特例措置の活用の希望」における「設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）」中の「上乗せ措置の適用」の希望にあわせ、「あり」・「なし」のいずれかに○を記載してください。

（７）　「⑧ 事業の用に供する予定日」欄には、当該事業所について、他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成している場合には、その計画に従って整備する事業所の建物等を事業の用に供する予定日を記載してください。

（８）　「⑨ 雇用促進計画の期間」欄には、当期の雇用促進計画の期間（法人の場合は事業年度、個人事業主の場合は暦年。）を記載してください。

（９）　⑩欄、⑪欄、⑰欄、⑱欄における「特定雇用者」とは以下のいずれにも該当する者をいいます。
① 個人事業主又は法人役員と特殊の関係のある者※及び使用人兼務役員を除いた雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の２第１項第１号に規定する一般被保険者
② 期間の定めのない雇用による労働者（労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第１項に規定する有期労働契約以外の労働契約による者）
③ フルタイム雇用の労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）第２条第１項に規定する短時間労働者でないもの）

（１０）　「⑩ 当期初日の前日における特定雇用者数」欄には、雇用保険適用事業所における「⑨ 雇用促進計画の期間」の初日の前日の特定雇用者数を記載してください。

（１１）　「⑪ 当期における特定雇用者の目標増加数」欄には、雇用保険適用事業所の「⑨ 雇用促進計画の期間」における特定雇用者（他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画で除外される労働者を除く。以下同じ。）の目標増加数を記載してください。また、目標に係る具体的な求人申込み見込みについては、「雇用促進計画－２（求人申込み見込み）」に必要事項を記載してください。

（１２）　「⑭ 事業の用に供した日」欄には、他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成している場合には、その計画に従って整備する事業所の建物等を事業の用に供した日を記載してください。

（１３）　「⑮ 申告期間」欄には、「⑤ 認定日」から当該認定に係る特定建物等を事業の用に供した日を含む事業年度（個人事業主の場合は暦年）終了の日までの期間を記載してください。

（１４）　「⑯ 事業主都合による解雇」欄には、「⑮ 申告期間」における個人事業主又は法人における事業主都合による解雇の有無について、「あり」・「なし」のいずれかに○を記載してください。

（１５）　「⑰ 当期末日における特定雇用者数」欄には、雇用保険適用事業所における「⑨ 雇用促進計画の期間」の末日の特定雇用者数を記載してください。

（１６）　「⑱ 当期における特定雇用者の実績増加数」欄には、雇用保険適用事業所における「⑨ 雇用促進計画の期間」に新たに雇用した特定雇用者及び集中地域にある事業所から転勤した特定雇用者（「⑨ 雇用促進計画の期間」の期間中に集中地域以外の事業所に勤務していた者を除く。）のうち、「⑨ 雇用促進計画の期間」の末日においても引き続き当該事業所に特定雇用者として勤務している労働者の数を記載してください。

（１７）　「⑲ ⑱のうち、新規雇用者数」欄には、「⑱ 当期における特定雇用者の実績増加数」のうち、新たに雇用した特定雇用者の数を記載してください。

（１８）　「⑳ ⑱のうち、他事業所からの転勤者数」欄には、「⑱ 当期における特定雇用者の実績増加数」のうち、集中地域にある事業所から転勤した特定雇用者（「⑨ 雇用促進計画の期間」の期間中に集中地域以外の事業所に勤務していた者を除く。）の数を記載してください。

（１９）　「⑨ 雇用促進計画の期間」に事業所の廃止を行う場合、雇用保険適用事業所廃止届を提出する際に「⑨ 雇用促進計画の期間」の期間中である旨を公共職業安定所に申し出てください。

(※)「特殊の関係のある者」とは、次に掲げる者をいいます。
（個人事業主の場合）
a.当該個人の親族、b.当該個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、c.a・bに掲げる者以外の者で当該個人から受ける金銭その他の資産（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与等に該当しないものに限る。）によつて生計の支援を受けているもの、d.b・cに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
（法人の場合）
a.役員の親族、b.役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、c.a・bに掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの、d. b・cに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

（様式第５号）（第３面）

雇用促進計画－２（求人申込み見込み）

雇用保険適用事業所番号		雇用保険適用事業所名称	

番号	期間中の雇用保険一般被保険者の求人数見込み	うち特定雇用者の求人数見込み	募集・採用時期	職種・労働条件	公共職業安定所への求人提出希望	担当部署	担当者役職・氏名	電話番号	メールアドレス
1					有　・　無				
2					有　・　無				
3					有　・　無				
4					有　・　無				
5					有　・　無				
6					有　・　無				
7					有　・　無				
8					有　・　無				
9					有　・　無				
10					有　・　無				

（注意）
（１）　「特定雇用者」については様式第５号第２面の〔記入上の注意〕（９）を確認してください。
（２）　単一の事業所において、募集・採用時期、職種・労働条件等が異なる求人を提出する見込みがある場合は、欄を分けて記載してください。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十一号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年財務省令第二十一号）の施行に伴い、並びに勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第十四条第一項第一号及び第二項（同令第十四条の九第二項及び第十四条の十六第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の二、第十四条の九第一項第一号並びに第十四条の十六第一項第一号の規定に基づき、勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令

勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第十三条の四第二項第四号の厚生労働省令で定める方法等） **第一条の三**　（略） ２　（略） ３　令第十三条の四第三項の申出は、同項に規定する当初の年金支払期間の二分の一を経過した後、当該契約に基づく最後の年金支払日前の年金支払日における当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等（法第六条第一項第一号イ(1)に規定する利子等をいう。次条及び第一条の十三において同じ。）の金額が当該年金支払日における年金支払額以下の額となる見込みである旨を明らかにして行うものとする。 ４～９　（略） （令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類） **第一条の十三**　令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。 一　持家としての住宅の取得のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約（法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約をいう。以下この条、第一条の十八及び第一条の二十一において同じ。）に基づく預貯金等及びこれに係る利子等の払出し等（令第十四条第一項に規定する払出し等をいう。以下この条において同じ。）をする場合　次に掲げる書類 イ　その取得のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭を充てる住宅の登記事項証明書、建設の工事の請負契約書、売買契約書その他の書類で当該住宅を取得したこと、当該住宅を取得した年月日、当該取得に係る頭金等（法第六条第四項第一号ロに規定する頭金等をいう。次号イ、第一条の十八及び第一条の二十一において同じ。）の額及び令第十四条の三に定める金銭の支払に充てられた額の合計額が当該取得に関し払出し等をする当該勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭の額以上の額であること、当該住宅の床面積、当該住宅が建設された年月日並びに当該住宅の所在地を明らかにする書類又はその写し ロ　その者の住民票の写し（その者の転勤その他のやむを得ない事情により当該住宅がその者の住所に存しておらず、かつ、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が当該住宅に居住することとなるとその者が申し出る場合には、当該申出に係る書面、当該やむを得ない事情を明らかにする書類、当該住宅に居住するその者の配偶者又は扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十四号の扶養親族をいう。以下この号、次条第三号及び第一条の十四の二第二号において同じ。）の住民票の写し及び当該配偶者又は扶養親族がその者の配偶者又は扶養親族であることを明らかにする書類。次号、第一条の十八及び第一条の二十一において同じ。）	（令第十三条の四第二項第四号の厚生労働省令で定める方法等） **第一条の三**　（略） ２　（略） ３　令第十三条の四第三項の申出は、同項に規定する当初の年金支払期間の二分の一を経過した後、当該契約に基づく最後の年金支払日前の年金支払日における当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等（法第六条第一項第一号イ(1)に規定する利子等をいう。次条及び第一条の十三第一項において同じ。）の金額が当該年金支払日における年金支払額以下の額となる見込みである旨を明らかにして行うものとする。 ４～９　（略） （令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類） **第一条の十三**　令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。 一　持家としての住宅の取得のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約（法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約をいう。以下この条、第一条の十八第一項及び第一条の二十一第一項において同じ。）に基づく預貯金等及びこれに係る利子等の払出し等（令第十四条第一項に規定する払出し等をいう。以下この条において同じ。）をする場合　次に掲げる書類 イ　その取得のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭を充てる住宅の登記事項証明書、建設の工事の請負契約書、売買契約書その他の書類で当該住宅を取得したこと、当該住宅を取得した年月日、当該取得に係る頭金等（法第六条第四項第一号ロに規定する頭金等をいう。次号イ、第一条の十八第一項及び第一条の二十一第一項において同じ。）の額及び令第十四条の三に定める金銭の支払に充てられた額の合計額が当該取得に関し払出し等をする当該勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭の額以上の額であること、当該住宅の床面積、当該住宅が建設された年月日並びに当該住宅の所在地を明らかにする書類又はその写し ロ　その者の住民票の写し（その者の転勤その他のやむを得ない事情により当該住宅がその者の住所に存しておらず、かつ、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が当該住宅に居住することとなるとその者が申し出る場合には、当該申出に係る書面、当該やむを得ない事情を明らかにする書類、当該住宅に居住するその者の配偶者又は扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十四号の扶養親族をいう。以下この号、第一条の十四第三号及び第一条の十四の二第二号において同じ。）の住民票の写し及び当該配偶者又は扶養親族がその者の配偶者又は扶養親族であることを明らかにする書類。次号、第一条の十八第一項及び第一条の二十一第一項において同じ。）

二　持家である住宅の増改築等（法第六条第四項第一号ロに規定する増改築等をいう。以下同じ。）のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等の払出しをする場合　次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　当該増改築等に係る工事に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認済証の写し若しくは同法第七条第五項の規定による検査済証の写し又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第二十項各号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類の写し（当該増改築等に係る工事に要する費用が百万円以下である場合には、これらのいずれかの書類又は当該増改築等に係る工事が令第十四条の二各号に掲げるいずれかの工事に該当すること及び当該工事が完了したことを明らかにする書類）

（削る）

二　持家である住宅の増改築等（法第六条第四項第一号ロに規定する増改築等をいう。以下同じ。）のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等の払出しをする場合　次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　当該増改築等に係る工事に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認済証の写し若しくは同法第七条第五項の規定による検査済証の写し又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十九項各号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類の写し（当該増改築等に係る工事に要する費用が百万円以下である場合には、これらのいずれかの書類又は当該増改築等に係る工事が令第十四条の二各号に掲げるいずれかの工事に該当すること及び当該工事が完了したことを明らかにする書類）

2　前項第一号の場合であつて、当該住宅が次条第一号ロに規定するものである場合には、令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、前項第一号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　租税特別措置法第四十一条第二十一項第一号に該当するもの　次に掲げる書類

イ　当該住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第六条に規定する通知書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第八条第一項の変更の認定があつた場合には、同令第九条に規定する通知書。以下この号において「認定通知書」という。）の写し（同法第十条の承継があつた場合には、認定通知書及び同令第十五条に規定する通知書の写し）

ロ　当該住宅に係る租税特別措置法施行規則第二十六条第一項若しくは第二項に規定する証明書若しくはその写し又は当該家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九条第一項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築された家屋に該当する旨を証する書類若しくはその写し

二　租税特別措置法第四十一条第二十一項第二号に規定する住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるもの　次に掲げる書類

イ　当該住宅に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第四十三条第二項に規定する通知書（都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の変更の認定があつた場合には、同令第四十六条において読み替えて準用する同令第四十三条第二項に規定する通知書）の写し

ロ　当該住宅に係る租税特別措置法施行規則第二十六条の二第一項若しくは第三項に規定する証明書若しくはその写し又は当該家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める都市の低炭素化の促進に関する法律第五十六条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築された家屋に該当する旨を証する書類若しくはその写し

三　租税特別措置法第四十一条第二十一項第二号に規定する住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるもの　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十二項に規定する当該家屋の所在地の市町村長若しくは特別区の区長による証明に係る書類又はその写し

（住宅の要件）

第一条の十四　令第十四条第二項（令第十四条の九第二項及び第十四条の十六第二項において準用する場合を含む。）に規定する住宅に係る厚生労働省令で定める床面積、経過年数その他必要な事項は、当該住宅が次に掲げる要件を満たすものであることとする。

一　床面積が四十平方メートル以上であること。

（削る）

（削る）

二　当該住宅が令第三十六条第二項に規定する既存住宅である場合には、次のいずれかに該当するものであること。

イ　（略）

ロ　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであること。

三　（略）

（増改築等の要件）

第一条の十四の二　令第十四条の二の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　（略）

二　当該工事をした住宅の当該工事に係る部分のうちにその者（第一条の十三第一号ロに規定する場合に該当するときには、その者の配偶者又は扶養親族。第四号において同じ。）の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該工事に要する費用の額が当該工事に要する費用の額の二分の一以上であること。

三　当該工事をした住宅の床面積が四十平方メートル以上であること。

四　（略）

（令第十四条の二第三号の厚生労働省令で定める室）

第一条の十四の三　令第十四条の二第三号の居室、調理室、浴室、便所その他の室で厚生労働省令で定めるものは、租税特別措置法施行令第二十六条第三十八項第三号に規定する居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

（令第十四条の二第四号ロの厚生労働省令で定める基準）

第一条の十四の四　令第十四条の二第四号ロの厚生労働省令で定める基準は、租税特別措置法施行令第二十六条第三十八項第四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。

四　租税特別措置法第四十一条第二十一項第三号に該当するもの　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十六項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

五　租税特別措置法第四十一条第二十一項第四号に該当するもの　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十七項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

（住宅の要件）

第一条の十四　令第十四条第二項（令第十四条の九第二項及び第十四条の十六第二項において準用する場合を含む。）に規定する住宅に係る厚生労働省令で定める床面積、経過年数その他必要な事項は、当該住宅が次に掲げる要件を満たすものであることとする。

一　床面積が五十平方メートル以上であること（勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であつて、当該住宅が次に掲げるいずれかのものであるときは、床面積が四十平方メートル以上であること。）。

イ　令和五年十二月三十一日までに建築基準法第六条第一項の規定による確認（ロにおいて「建築確認」という。）を受けたもの

ロ　租税特別措置法第四十一条第二十一項各号に掲げるものであつて、令和六年一月一日から令和七年十二月三十一日までの間に建築確認を受けたもの

二　当該住宅が令第三十六条第二項に規定する既存住宅である場合には、次のいずれかに該当するものであること。

イ　（略）

ロ　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令第二十六条第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであること。

三　（略）

（増改築等の要件）

第一条の十四の二　令第十四条の二の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　（略）

二　当該工事をした住宅の当該工事に係る部分のうちにその者（第一条の十三第一項第一号ロに規定する場合に該当するときには、その者の配偶者又は扶養親族。第四号において同じ。）の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該工事に要する費用の額が当該工事に要する費用の額の二分の一以上であること。

三　当該工事をした住宅の床面積が五十平方メートル以上であること。

四　（略）

（令第十四条の二第三号の厚生労働省令で定める室）

第一条の十四の三　令第十四条の二第三号の居室、調理室、浴室、便所その他の室で厚生労働省令で定めるものは、租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第三号に規定する居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

（令第十四条の二第四号ロの厚生労働省令で定める基準）

第一条の十四の四　令第十四条の二第四号ロの厚生労働省令で定める基準は、租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。

（令第十四条の二第五号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替）

第一条の十四の五　令第十四条の二第五号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替は、租税特別措置法施行令第二十六条第三十八項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させる修繕又は模様替とする。

（令第十四条の二第六号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替）

第一条の十四の六　令第十四条の二第六号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替は、租税特別措置法施行令第二十六条第三十八項第六号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める修繕又は模様替とする。

（令第十四条の九第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）

第一条の十八　令第十四条の九第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　（略）

二　持家である住宅の増改築等のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく保険金等の支払をする場合　次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　第一条の十三第二号ハに定める書類

（削る）

（令第十四条の十六第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）

第一条の二十一　令第十四条の十六第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　（略）

二　持家である住宅の増改築等のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく満期返戻金等の支払をする場合　次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　第一条の十三第二号ハに定める書類

（削る）

附　則

この省令は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第七十二号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第六号及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条の三第四項第四号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（社会医療法人の認定要件） **第三十条の三十五の三**　法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一　（略）	（社会医療法人の認定要件） **第三十条の三十五の三**　法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一　（略）

二　当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ・ロ　（略）

ハ　自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額（ニに規定する特定外国人患者請求額を除く。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ニ　特定外国人患者（自費患者である外国人であつて医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定による被保険者等（健康保険法及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者及び被扶養者、国民健康保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合の組合員及び被扶養者、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による加入者及び被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者をいう。）でない者をいう。）に対し請求する診療報酬の額（健康保険法第七十六条第二項の規定により算定される額、同法第八十五条第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第八十五条の二第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額の算定の対象となる給付に係るものに限る。）（第五十七条の二第一項第二号において「特定外国人患者請求額」という。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に三を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること。

ホ　（略）

2・3　（略）

（運営に関する要件）

第五十七条の二　平成十八年改正法附則第十条の三第四項第四号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　（略）

二　当該経過措置医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ　（略）

ロ　自費患者に対し請求する金額（特定外国人患者請求額を除く。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ　特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に三を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること。

ニ　（略）

2　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

二　当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ・ロ　（略）

ハ　自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

（新設）

ニ　（略）

2・3　（略）

（運営に関する要件）

第五十七条の二　平成十八年改正法附則第十条の三第四項第四号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　（略）

二　当該経過措置医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ　（略）

ロ　自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

（新設）

ハ　（略）

2　（略）

○経済産業省令第三十三号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指導及び助言に係る都道府県知事の確認） **第十七条**　（略） ２　前項の確認（前項第一号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者は、令和九年九月三十日までに、様式第二十一による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。 一・二　（略） ３　（略） ４　第一項の確認（同項第三号の事由に係るものに限る。）を受けようとする個人である中小企業者は、令和十年九月三十日までに、様式第二十一の三による申請書に、当該申請書の写し一通、第十七条第一項第三号の確認を受ける日の属する年の前年における先代事業者の青色申告書、所得税法第百四十九条の規定により青色申告書に添附する貸借対照表及び損益計算書その他の明細書の写し及び第一項の確認の参考となる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。 ５・６　（略） （変更の確認） **第十八条**　（略） ２～４　（略） ５　前条第二項の規定は、第一項及び第二項の申請について準用する。この場合において、前条第二項中「令和九年九月三十日までに、様式第二十一による申請書に、」とあるのは「様式第二十四による申請書に、」と読み替えるものとする。 ６～８　（略） ９　前条第四項の規定は、第七項及び第八項の申請について準用する。この場合において、前条第四項中「令和十年九月三十日までに、様式第二十一の三による申請書に、」とあるのは「様式第二十四の三による申請書に、」と読み替えるものとする。 10・11　（略）	（指導及び助言に係る都道府県知事の確認） **第十七条**　（略） ２　前項の確認（前項第一号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者は、令和八年三月三十一日までに、様式第二十一による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。 一・二　（略） ３　（略） ４　第一項の確認（同項第三号の事由に係るものに限る。）を受けようとする個人である中小企業者は、令和八年三月三十一日までに、様式第二十一の三による申請書に、当該申請書の写し一通、第十七条第一項第三号の確認を受ける日の属する年の前年における先代事業者の青色申告書、所得税法第百四十九条の規定により青色申告書に添附する貸借対照表及び損益計算書その他の明細書の写し及び第一項の確認の参考となる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。 ５・６　（略） （変更の確認） **第十八条**　（略） ２～４　（略） ５　前条第二項の規定は、第一項及び第二項の申請について準用する。この場合において、前条第二項中「令和八年三月三十一日までに、様式第二十一による申請書に、」とあるのは「様式第二十四による申請書に、」と読み替えるものとする。 ６～８　（略） ９　前条第四項の規定は、第七項及び第八項の申請について準用する。この場合において、前条第四項中「令和八年三月三十一日までに、様式第二十一の三による申請書に、」とあるのは「様式第二十四の三による申請書に、」と読み替えるものとする。 10・11　（略）

様式第九、様式第十、様式第十六、様式第十八から様式第十九の二まで、様式第二十の七から様式第二十の九まで、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十六、様式第二十八及び様式第二十九中「㊞」を削る。

○経済産業省令第三十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十二条第一項の規定に基づき、中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（先端設備等導入計画の認定の申請） **第二十五条**　（略） ２・３　（略） ４　当該先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該申請の日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第四項第七号又は第四十二条の十二の五第四項第八号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項及び次条第五項において同じ。）から当該申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を当該先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。 ５　（略）	（先端設備等導入計画の認定の申請） **第二十五条**　（略） ２・３　（略） ４　当該先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該申請の日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項及び次条第五項において同じ。）から当該申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を当該先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。 ５　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十五号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第四十六条第二号の規定に基づき、及び同法を実施するため、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和二年経済産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（経営資源活用の共同化に関する調査） **第三条**　経済産業大臣は、法第四十六条第二号の規定に基づき、毎年度、次の各号に掲げる事項の実施の状況について調査を行うことができる。 一　（略） イ　特別新事業開拓事業者（内国法人に限る。）二億円（経営資源活用共同化推進事業者が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者に該当する者である場合には、一千万円） ロ　（略） 二　次のいずれかに該当する事業活動 イ　経営資源活用共同化推進事業者が、購入により取得した特別新事業開拓事業者（内国法人に限る。ロにおいて同じ。）の株式の額が七億円以上であり、かつ、その取得により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなる場合における、当該株式をその取得の日から五年以上継続して保有しようとする事業活動	（経営資源活用の共同化に関する調査） **第三条**　経済産業大臣は、法第四十六条第二号の規定に基づき、毎年度、次の各号に掲げる事項の実施の状況について調査を行うことができる。 一　（略） イ　特別新事業開拓事業者（内国法人に限る。）一億円（経営資源活用共同化推進事業者が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者に該当する者である場合には、一千万円） ロ　（略） 二　経営資源活用共同化推進事業者が、購入により取得した特別新事業開拓事業者（内国法人に限る。）の株式の額が五億円以上であり、かつ、その取得により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなる場合における、当該株式をその取得の日から五年以上継続して保有しようとする事業活動 （新設）

ロ　経営資源活用共同化推進事業者が、購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式の額が三億円以上であり、かつ、その取得の日から起算して三年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなることが見込まれる場合における、当該株式をその取得の日から五年以上継続して保有しようとする事業活動（イに掲げる事業活動を除く。）及び当該三年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなった後は、当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を継続して保有し、当該株式をその取得の日から五年以上継続して保有しようとする事業活動	（新設）
三～七　（略）	三～七　（略）
2　（略）	2　（略）
（経営資源活用の共同化に関する事項の証明の申請）	（経営資源活用の共同化に関する事項の証明の申請）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　経営資源活用共同化推進事業者は、第一項の規定による証明を受けた場合、前条第一項第二号ロの事業活動により取得した株式に係る特別新事業開拓事業者の議決権の保有の状況について、経済産業大臣が告示で定める基準に適合することについて、当該告示で定めるところにより、経済産業大臣の証明を受けることができる。	（新設）
5　（略）	4　（略）

附　則

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の第三条及び第四条の規定は、この省令の施行の日以後に取得する株式に係る事業活動の実施の状況に係る経済産業大臣の証明（同条第一項から第四項までの規定に基づく経済産業大臣の証明をいう。）について適用し、同日前に取得した株式に係る事業活動の実施の状況に係る経済産業大臣の証明（この省令による改正前の第四条第一項から第三項までの規定に基づく経済産業大臣の証明をいう。）については、なお従前の例による。

法規的告示

○内閣府告示第二十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十三第十五項の規定に基づき、非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準（平成二十九年内閣府告示第五百四十号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（累積投資勘定等に受け入れることができる上場株式等の範囲）	（累積投資勘定等に受け入れることができる上場株式等の範囲）
第二条　租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次の各号に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ当該各号に定める要件とする。	**第二条**　［同上］
一　上場株式投資信託　次に掲げる要件	一　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］

ロ　累積投資勘定（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定（同項第七号に規定する特定累積投資勘定を含む。）をいう。以下同じ。）において当該上場株式投資信託の受益権が振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。以下同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託がされている期間（⑵において「管理期間」という。）を通じて当該上場株式投資信託が次に掲げる要件を満たしていること。

⑴　当該上場株式投資信託の受益権の当該累積投資勘定への受入れ又は当該累積投資勘定からの払出し（当該上場株式投資信託の受益権の譲渡に係る払出しに限る。）に際して、当該上場株式投資信託の受益者から当該累積投資勘定に係る非課税口座（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座をいう。以下同じ。）が開設されている金融商品取引業者等（同条第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）に支払われることとされている手数料（当該受入れの時に当該金融商品取引業者等と当該受益者との間で締結されている契約に係る約款において定められている手数料に限り、あらかじめ当該金融商品取引業者等と当該受益者との間で締結されている定期譲渡等契約（上場株式投資信託の受益権又は公募株式投資信託の受益権につき、定期的に継続して譲渡をし、又は信託契約の一部の解約をすることを約する契約をいう。次号ロ⑶において同じ。）に係る約款において定められている当該譲渡又は一部の解約をするために通常必要と認められる実費を勘案した適正な額の手数料を除く。）の当該受益権の対価に対する割合の上限が一万分の百二十五以下とされていること。

⑵～⑷　略

ハ　当該上場株式投資信託の委託者指図型投資信託約款において、信託財産は別表第一下欄に掲げる指数のうち、いずれか一の指数に採用されている資産に投資を行い、その信託財産の受益権の一口当たりの純資産額の変動率を当該一の指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う旨の定めがあること。

ニ～ヘ　略

二　公募株式投資信託　次に掲げる要件

イ　略

ロ　累積投資勘定において当該公募株式投資信託の受益権が振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている期間（⑵において「管理期間」という。）を通じて当該公募株式投資信託が次に掲げる要件を満たしていること。

⑴・⑵　略

⑶　当該累積投資勘定に受け入れている公募株式投資信託の受益権の譲渡又は当該公募株式投資信託の受益者から金融商品取引業者等に対して手数料（当該公募株式投資信託の信託財産に帰属するもの及びあらかじめ当該金融商品取引業者等と当該受益者との間で締結されている定期譲渡等契約に係る約款において定められている当該譲渡又は一部の解約をするために通常必要と認められる実費を勘案した適正な額の手数料を除く。）が支払われないこととされていること。

⑷　略

ロ　［同上］

⑴　当該上場株式投資信託の受益権の当該累積投資勘定への受入れ又は当該累積投資勘定からの払出し（当該上場株式投資信託の受益権の譲渡に係る払出しに限る。）に際して、当該上場株式投資信託の受益者から当該累積投資勘定に係る非課税口座（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座をいう。以下同じ。）が開設されている金融商品取引業者等（同条第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）に支払われることとされている手数料（当該受入れの時に当該金融商品取引業者等と当該受益者との間で締結されている契約に係る約款において定められている手数料に限る。）の当該受益権の対価に対する割合の上限が一万分の百二十五以下とされていること。

⑵～⑷　同上

ハ　当該上場株式投資信託の委託者指図型投資信託約款において、信託財産は別表第一下欄に掲げる指定指数のうち、いずれか一の指定指数に採用されている資産に投資を行い、その信託財産の受益権の一口当たりの純資産額の変動率を当該一の指定指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う旨の定めがあること。

ニ～ヘ　同上

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

⑴・⑵　同上

⑶　当該累積投資勘定に受け入れている公募株式投資信託の受益権の譲渡又は当該公募株式投資信託の受益者から金融商品取引業者等に対して手数料（当該公募株式投資信託の信託財産に帰属するものを除く。）が支払われないこととされていること。

⑷　［同上］

ハ　指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託にあっては、次に掲げる要件を満たしていること。

(1)　基準計算期間において投資の対象としていた資産のうち、主たる投資の対象としていた資産が株式又は公社債であって、投資の対象としていた資産が次のいずれかに該当すること。

［(i)～(iv)　略］

［(2)～(4)　略］

ニ　［略］

（対象商品届出書）

第三条　［略］

２　［略］

３　第一項に規定する対象商品届出書は、同項第五号チに掲げる日の十五日前までに提出しなければならない。

（別表第一）

番号	地域の区分	指数
1	国内	TOPIX
［2～4］		［略］
5		読売株価指数
6		JPXプライム150指数
7～13	海外等	［略］
14		CRSP　US　Total　Market　Index
15		MSCI　Europe　Index
16		FTSE　Developed　Europe　All　Cap　Index
17		STOXX　Europe　600
18		MSCI　Pacific　Index
19		MSCI　AC　Asia　Pacific　Index
20～22		［略］

（別表第二）

番号	資産の区分	地域の区分	指数
［削る。］			
［削る。］			

ハ　［同上］

(1)　基準計算期間において投資の対象としていた資産のうち、主たる投資の対象としていた資産が株式であって、投資の対象としていた資産が次のいずれかに該当すること。

［(i)～(iv)　同上］

［(2)～(4)　同上］

ニ　［同上］

（対象商品届出書）

第三条　［同上］

２　［同上］

３　第一項に規定する対象商品届出書は、同項第五号トに掲げる日の十五日前までに提出しなければならない。

（別表第一）

番号	地域の区分	指数
1	［同左］	［同左］
［2～4］		［同左］
［加える。］		
［加える。］		
5～11	［同左］	［同左］
12		CRSP　U.S.　Total　Market　Index
［加える。］		
［加える。］		
［加える。］		
［加える。］		
［加える。］		
13～15		［同左］

（別表第二）

番号	資産の区分	地域の区分	指数
1	株式	海外等	MSCI　Europe　Index
2			FTSE　Developed　Europe　All　Cap　Index

［削る。］			
［削る。］			
［削る。］			
1～3	債券	国内	［略］
4			Bloomberg Japan Government Float Adjusted Bond Index
5		海外等	FTSE World Government Bond Index
6			Bloomberg Global Treasury Index
7			Bloomberg Global Aggregate Index
8			Bloomberg U.S. Government Float Adjusted Bond Index
9			Bloomberg Euro Government Float Adjusted Bond Index
10			J.P. Morgan GBI-EM Global Diversified
11			J.P. Morgan Emerging Markets Bond Index Plus
12	不動産投資信託	国内	［略］
13～15		海外等	［略］
16			FTSE Nareit Equity REITs Index

注　［略］

3			Stoxx Europe 600
4			MSCI Pacific Index
5			MSCI AC Asia Pacific Index
6～8	［同左］	［同左］	［同左］
9			Barclays Japan Government Float Adjusted Bond Index
10		海外等	Citi-group World Government Bond Index
11			Barclays Capital Global Treasury
12			Bloomberg-Barclays Global Aggregate Index
13			Barclays U.S. Government Float Adjusted Bond Index
14			Barclays Euro Government Float Adjusted Bond Index
15			JP Morgan GBI EM Global Diversified
16			JP Morgan Emerging Market Bond Index Plus
17	［同左］	［同左］	［同左］
18～20		［同左］	［同左］
21			FTSE NAREIT Equity REITs Index

注　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○復興庁告示第七号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第百二号）及び東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する復興庁令（令和八年復興庁令第三号）の施行に伴い、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十二条の三第一項第一号及び第十七条の三第一項第一号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区域の件等を廃止する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十二条の三第一項第一号及び第十七条の三第一項第一号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区域の件等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

一　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十二条の三第一項第一号及び第十七条の三第一項第一号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区域の件（令和三年復興庁告示第三号）

二　東日本大震災復興特別区域法施行規則第八条第一項第五号ロの内閣総理大臣が定める基準（平成二十八年復興庁告示第二十七号）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○総務省告示第百五十三号

平成十一年総務庁告示第八十八号（租税特別措置法施行規則に規定する総務大臣の行う市街地再開発事業用資産の買換え特例制度に係る証明に関する手続を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条第七項又は第三十九条の七第三項に規定する人口集中地区の区域内に所在する譲渡資産又は買換資産について租税特別措置法施行規則第十八条の五第四項第三号ロ若しくはハ若しくは第四号イ(2)又は第二十二条の七第二項第三号ロ若しくはハ若しくは第四号イ(2)に規定する総務大臣の証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式による申請書一通を総務大臣に提出しなければならない。 なお、申請書の提出先は、総務省統計局統計情報利用推進課情報利用企画室とする。 ［2　略］ **別記様式** 人口集中地区に関する証明申請書 年　月　日 総務大臣　殿 住　所 氏名又は名称 （代表者氏名） 租税特別措置法施行規則第18条の５第４項第３号ロ若しくはハ若しくは第４号イ(2)又は第22条の７第２項第３号ロ若しくはハ若しくは第４号イ(2)の規定に基づき、下記の資産の所在地が最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域内にあることの証明を受けたいので、申請します。 記 ［略］	1　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条第七項又は第三十九条の七第三項に規定する人口集中地区の区域内に所在する譲渡資産又は買換資産について租税特別措置法施行規則第十八条の五第四項第三号ロ若しくはハ若しくは第四号ロ又は第二十二条の七第二項第三号ロ若しくはハ若しくは第四号ロに規定する総務大臣の証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式による申請書一通を総務大臣に提出しなければならない。 なお、申請書の提出先は、総務省統計局統計情報利用推進課情報利用企画室とする。 ［2　同上］ **別記様式** 人口集中地区に関する証明申請書 年　月　日 総務大臣　殿 住　所 氏名又は名称 （代表者氏名） 租税特別措置法施行規則第18条の５第４項第３号ロ若しくはハ若しくは第４号ロ又は第22条の７第２項第３号ロ若しくはハ若しくは第４号ロの規定に基づき、下記の資産の所在地が最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域内にあることの証明を受けたいので、申請します。 記 ［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の第一項の規定によりされている申請は、この告示による改正後の同項の規定によりされた申請とみなす。

○総務省・文部科学省告示第一号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、平成二十八年総務省・文部科学省告示第二号（租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

文部科学大臣　松本　洋平

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第二十六条の二十八の二第三項に規定するその寄附金が学生に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次に掲げる要件とする。 一　当該寄附金が、学生に対する修学の支援のための事業に充てることを目的とする基金（以下「修学支援基金」という。）に受け入れられ、他の経理と区分して整理されていること。 二　当該寄附金の使途が、当該法人が実施する次に掲げる事業（独立行政法人日本学生支援機構にあっては、イ⑵に掲げるものに限る。）に限定されていること。 イ　次に掲げる事業であって、経済的理由により修学に困難がある学生に対するもの (1)・(2)　［略］ (3)　当該法人が教育研究上必要があると認めた学生の留学に係る費用を負担する事業 (4)　当該法人の就業規則等において定めるところにより、学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を当該法人の教育研究に係る業務に従事させ、学生に対して手当を支給する事業 (5)　［略］ ロ　個々の学生の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業であって、障害のある学生に対するもの 三～五　［略］ 2　令第二十六条の二十八の二第三項に規定するその寄附金が学生に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣と協議して定める要件は、前項各号に掲げる要件とする。この場合において、同項第四号中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条の二において準用する場合を含む。）」とあるのは、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項」とする。	1　租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第二十六条の二十八の二第三項に規定するその寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次に掲げる要件とする。 一　当該寄附金が、学生等に対する修学の支援のための事業に充てることを目的とする基金（以下「修学支援基金」という。）に受け入れられ、他の経理と区分して整理されていること。 二　当該寄附金の使途が、当該法人が実施する次に掲げる事業（独立行政法人日本学生支援機構にあっては、イ⑵に掲げるものに限る。）に限定されていること。 イ　次に掲げる事業であって、経済的理由により修学に困難がある学生等に対するもの (1)・(2)　［同上］ (3)　当該法人が教育研究上必要があると認めた学生等の留学に係る費用を負担する事業 (4)　当該法人の就業規則等において定めるところにより、学生等の資質を向上させることを主たる目的として、学生等を当該法人の教育研究に係る業務に従事させ、学生等に対して手当を支給する事業 (5)　［同上］ ロ　個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業であって、障害のある学生等に対するもの 三～五　［同上］ 2　令第二十六条の二十八の二第三項に規定するその寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣と協議して定める要件は、前項各号に掲げる要件とする。この場合において、同項第四号中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条の二において準用する場合を含む。）」とあるのは、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項」とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省告示第八十八号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件（昭和六十三年十二月大蔵省告示第百八十五号）の一部を次のように改正し、令和九年一月一日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

別表第一及び別表第三を次のように改める。

別表第一

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		給与所得控除の額
以上	以下	
円	円	
169,444円以下		57,500円
169,445	299,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×30％＋6,667円
300,000	549,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×20％＋36,667円
550,000	708,330	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×10％＋91,667円
708,331円以上		162,500円

（注）　給与所得控除の額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもつてその求める給与所得控除の額とする。

別表第三

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		基礎控除の額
以上	以下	
円	円	
2,120,833円以下		51,667円
2,120,834	2,162,499	40,000円
2,162,500	2,204,166	26,667円
2,204,167	2,245,833	13,334円
2,245,834円以上		０円

○財務省告示第八十九号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の三第七項（同条第十四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第七項に規定する財務大臣が指定する国又は地域を次のように定め、令和八年一月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

アメリカ合衆国

○財務省告示第九十号

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五十九条第三項（同令第二十六条の三第二項、第五十九条の二第九項、第六十二条、第六十七条第三項及び第六十七条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法人税法施行規則第五十九条第三項（同令第二十六条の三第二項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する保存の方法を定める件（平成二十四年一月財務省告示第二十六号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　財務大臣　片山さつき

前文中「第二十六条の三第二項、第六十二条及び第六十七条第三項」を「第二十六条の三第二項、第五十九条の二第九項、第六十二条、第六十七条第三項及び第六十七条の二第六項」に改める。

本文第一項中「第六十二条及び第六十七条第三項」を「第五十九条の二第九項、第六十二条、第六十七条第三項及び第六十七条の二第六項」に、「」の規定」を「。）又は第六十七条の二第一項の規定」に改め、同項第五号イ中「又は規則」を「、規則第五十九条の二第一項の規定により同項に規定する特定事項記載書類を保存すべきこととされている同項の青色申告法人、規則」に、「」の」を「」又は規則第六十七条の二第一項の規定により同項に規定する特定事項記載書類を保存すべきこととされている同項の普通法人等の」に改め、「の帳簿書類」の下に「、特定事項記載書類」を加え、本文第二項中「又は第六十七条第二項」を「、第五十九条の二第一項、第六十七条第二項又は第六十七条の二第一項」に改める。

○財務省告示第九十一号

消費税法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十六号）の一部の施行に伴い、消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第二条の四第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準を定める件（令和五年三月財務省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、令和十年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　財務大臣　片山さつき

前文及び本文中「第二条の四第二項」を「第二条の五第二項」に改める。

○財務省告示第九十二号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第六十一条第二項の規定に基づき、消費税法施行令第五十条第三項、第五十四条第五項、第五十八条の二第三項、第五十八条の三第三項、第七十条の十三第二項及び第七十一条第五項並びに消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）第五条第三項、第十六条第三項及び第二十六条の七第四項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件（昭和六十三年十二月大蔵省告示第百八十七号）の一部を次のように改正し、令和十年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　財務大臣　片山さつき

前文中「第五十条第三項、第五十四条第五項、第五十八条の二第三項、第五十八条の三第三項、第七十条の十三第二項」、「第七十一条第五項並びに」及び「第五条第三項、第十六条第三項及び第二十六条の七第四項」を削り、「保存の」を「財務大臣の定める」に改める。

本文中「。以下「法」という。）第三十条第七項に規定する帳簿又は請求書等、同条第十一項に規定する本人確認書類、法第三十六条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する書類及び法第三十八条第二項、第三十八条の二第二項又は第五十八条に規定する帳簿、消費税法施行令（以下「令」という。）第七十条の十三第一項に規定する適格請求書等の写し並びに消費税法施行規則（以下「規則」という。）第五条第一項各号又は第十六条第一項若しくは第二項に規定する書類又は帳簿及び規則第二十六条の七第一項に規定する書類の写し（以下「帳簿等」という。）を令第五十条第一項及び第二項、第五十四条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第二項、第五十八条の三第二項、第七十条の十三第一項並びに第七十一条第二項及び第四項並びに規則第五条第一項、第十六条第一項及び第二項並びに第二十六条の七第一項に規定する」を「」、消費税法施行令及び消費税法施行規則の規定により帳簿及び書類（以下「帳簿等」という。）の保存をする場合における当該保存に係るこれらの規定に規定する財務大臣の定める方法は、これらの規定により当該帳簿等を」に改め、「保存する方法」の下に「とする。」を加える。

○財務省
経済産業省告示第三号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、事業適応の実施に関する指針（令和三年財務省・経済産業省告示第六号）の一部を次の表のように改正し、同法第二十一条の二十第五項の規定に基づき公表する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　事業適応の促進の意義及び目標その他の事業適応に関する基本的事項 一　（略） 二　事業適応による生産性の向上又は需要の開拓に関する目標の設定に関する事項 （略） イ　（略）	1　事業適応の促進の意義及び目標その他の事業適応に関する基本的事項 一　（略） 二　事業適応による生産性の向上又は需要の開拓に関する目標の設定に関する事項 （略） イ　（略）

ロ　エネルギー利用環境負荷低減事業適応

①　エネルギー利用環境負荷低減事業適応による生産性の向上に関する目標

⑴　（略）

⑺　目標年度における炭素生産性の数値が、基準年度における炭素生産性の数値より二十パーセント以上（特定大企業等（事業者（中小企業者等を除く。）のうち連携事業を実施しているものをいう。以下同じ。）の場合は、十五パーセント以上、中小企業者等の場合は、十七パーセント以上）上回ること。

（注２）租税特別措置法第十条の五の五第一項及び第四十二条の十二の六第一項の規定により特別償却の適用を受けようとする者並びに同法第十条の五の五第三項（第一号ロ又は第二号ロに係る部分に限る。）及び第四十二条の十二の六第二項（第一号ロ又は第二号ロに係る部分に限る。）の規定により税額控除三パーセント（中小企業者等の場合は、五パーセント）の措置の適用を受けようとする者においては、基準年度における炭素生産性の数値より二十パーセント以上（特定大企業等の場合は、十五パーセント以上、中小企業者等の場合は、十七パーセント以上）上回ることを目標とし、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の五第二項及び第二十七条の十二の六第一項の規定に基づき、生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものとして、税額控除十パーセントの措置の適用を受けようとする中小企業者等においては、同基準のとおり基準年度における炭素生産性の数値より二十二パーセント以上上回ることを目標とし、同令第五条の六の五第二項及び第二十七条の十二の六第一項の規定に基づき、生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものとして、税額控除八パーセントの措置の適用を受けようとする者においては、同基準のとおり基準年度における炭素生産性の数値より二十五パーセント以上（特定大企業等の場合は、二十パーセント以上）上回ることを目標とするものである（以下この⑴において同じ。）。なお、目標年度の炭素生産性の算出に際しては、基準年度の炭素生産性の算出に用いた排出係数を用いること（以下この⑴において同じ。）。

（注３）連携事業とは、事業者（中小企業者等を除く。）が、連携事業者（当該事業者のサプライチェーン上の国内の中小企業者等をいい、関係会社等（当該事業者の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）又は当該事業者と同一の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）を持つ会社をいう。）を除く。以下同じ。）とエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減を目指す事業であって、次のいずれにも該当するものをいう。

①　当該事業者の当該連携事業者への支援により、当該連携事業者に対する取引量を減らさずに、当該支援を受ける事業所の当該支援前後の炭素生産性を三十パーセント以上向上させる計画（以下「連携事業計画」という。）を作成すること。

ロ　エネルギー利用環境負荷低減事業適応

①　エネルギー利用環境負荷低減事業適応による生産性の向上に関する目標

⑴　（略）

⑺　目標年度における炭素生産性の数値が、基準年度における炭素生産性の数値より十五パーセント以上（中小企業者等の場合は、十パーセント以上）上回ること。

（注２）租税特別措置法第十条の五の五第一項及び第四十二条の十二の六第一項の規定により特別償却の適用を受けようとする者並びに同法第十条の五の五第三項（第二号イ又は第三号に係る部分に限る。）及び第四十二条の十二の六第二項（第二号イ又は第三号に係る部分に限る。）の規定により税額控除五パーセント（中小企業者等の場合は、十パーセント）の措置の適用を受けようとする者においては、基準年度における炭素生産性の数値より十五パーセント以上（中小企業者等の場合は、十パーセント以上）上回ることを目標とし、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の五第二項及び第二十七条の十二の六第一項の規定に基づき、生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものとして、税額控除十四パーセントの措置の適用を受けようとする中小企業者等においては、同基準のとおり基準年度における炭素生産性の数値より十七パーセント以上上回ることを目標とし、同令第五条の六の五第二項及び第二十七条の十二の六第一項の規定に基づき、生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものとして、税額控除十パーセントの措置の適用を受けようとする者においては、同基準のとおり基準年度における炭素生産性の数値より二十パーセント以上上回ることを目標とするものである（以下この⑴において同じ。）。なお、目標年度の炭素生産性の算出に際しては、基準年度の炭素生産性の算出に用いた排出係数を用いること（以下この⑴において同じ。）。

（新設）

② 当該事業者が当該連携事業者と当該連携事業計画に係る合意（次に掲げる事項を含むものに限る。）をしており、当該合意及びその内容を明らかにする書類を作成していること。

⑴ 当該連携事業者の炭素生産性を向上させるために支出する費用の十パーセント以上の費用を当該事業者が負担すること。

⑵ 当該事業者が当該連携事業者と取引を行うに当たって、当該事業者が負担する⑴に規定する費用を当該取引に係る価格に転嫁しないこと。

⑶ 当該事業者が当該連携事業者に対し、既に実施している取引の継続等を条件として当該連携事業計画における取組の実施を強要しないこと。

③ 当該事業者の当該連携事業者への支援については、当該事業者に追加の費用負担が発生するものであって、当該連携事業者の排出量削減に資する内容であること。

④ 当該連携事業者が自身のエネルギー起源二酸化炭素の排出削減量を算定していること。

ﾛ 当該事業所の目標年度における炭素生産性の数値が、当該事業所の属する事業者全体の基準年度における炭素生産性の数値より二十パーセント以上（特定大企業等の場合は、十五パーセント以上、中小企業者等の場合は、十七パーセント以上）上回ること。ただし、「事業者全体」とあるのは、「設備を導入する事業所で営む事業と同種の事業を営む事業所全体」と読み替えて適用することができるものとし、これに加えて業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。

ﾊ （略）

⑵ （略）

② （略）

三 （略）

２～４ （略）

５ その他事業適応に関する重要事項

一～六 （略）

七 生産工程効率化等設備に関する事項

生産工程効率化等設備の導入を伴うエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定申請書の提出する際に添付する当該事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類は、事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（令和八年財務省、経済産業省告示第三号）の施行の日以後に取締役会その他これに準ずる機関によりされた決議又は決定に係るもの（同日前に決議又は決定がされた経営の方針につき、導入することが決定されている設備と比較してエネルギー消費効率が向上する設備へ変更するなど、エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きいことが認められる変更が行われ、同日以後に改めて当該経営の方針の決議又は決定がされた場合のその決議又は決定に係るものを含む。）に限るものとする。

八 （略）

ﾛ 当該事業所の目標年度における炭素生産性の数値が、当該事業所の属する事業者全体の基準年度における炭素生産性の数値より十五パーセント以上（中小企業者等の場合は、十パーセント以上）上回ること。ただし、「事業者全体」とあるのは、「設備を導入する事業所で営む事業と同種の事業を営む事業所全体」と読み替えて適用することができるものとし、これに加えて業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。

ﾊ （略）

⑵ （略）

② （略）

三 （略）

２～４ （略）

５ その他事業適応に関する重要事項

一～六 （略）

七 生産工程効率化等設備に関する事項

生産工程効率化等設備の導入を伴うエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定申請書の提出する際に添付する当該事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類は、事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（令和六年財務省、経済産業省告示第三号）の施行の日以後に取締役会その他これに準ずる機関によりされた決議又は決定に係るもの（同日前に決議又は決定がされた経営の方針につき、導入することが決定されている設備と比較してエネルギー消費効率が向上する設備へ変更するなど、エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きいことが認められる変更が行われ、同日以後に改めて当該経営の方針の決議又は決定がされた場合のその決議又は決定に係るものを含む。）に限るものとする。

八 （略）

改正後	改正前
6　備考 この告示における各種目標における項目の計算方法は、次のとおりとする。 一　（略） 二　第一項第二号ロにおける各項目の計算方法 イ　炭素生産性 炭素生産性＝付加価値額／エネルギー起源二酸化炭素排出量 ただし、連携事業計画に係る連携事業者が当該連携事業計画に記載された支援を受けた取組を伴うエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の認定を申請する場合の当該連携事業者の炭素生産性の計算に当たっては、基準年度と目標年度を比較した場合の付加価値額の増加額及びエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減量から特定大企業等が費用負担した割合分を除外して計算するものとする。 ロ・ハ　（略） 三　（略）	6　備考 この告示における各種目標における項目の計算方法は、次のとおりとする。 一　（略） 二　第一項第二号ロにおける各項目の計算方法 イ　炭素生産性 炭素生産性＝付加価値額／エネルギー起源二酸化炭素排出量 ロ・ハ　（略） 三　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定を受ける者が実施する同法第二十一条の二十三第一項に規定する認定事業適応計画について適用し、同日前に同法第二十一条の二十二第一項の認定を受けた者が実施する同法第二十一条の二十三第一項に規定する認定事業適応計画については、なお従前の例による。

○財務省・経済産業省告示第四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示

事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省・経済産業省告示第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
四　特別事業再編の実施方法に関する事項 イ　（略） ロ　特別事業再編の認定要件に関する事項 (1)・(2)　（略） (3)　従業員の地位 法第二十四条の二第六項第六号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、次のいずれにも該当することをいうものとする。 (i)　（略） (ii)　当該特別事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、特別事業再編計画の期間内における雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第四項第七号又は第四十二条の十二の五第四項第八号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下同じ。）を改善する旨を従業員に表明し、かつ実際に各事業年度の雇用者給与等支給額を前年度における雇用者給与等支給額の値より二・五パーセント以上改善すること。 (4)～(6)　（略）	四　特別事業再編の実施方法に関する事項 イ　（略） ロ　特別事業再編の認定要件に関する事項 (1)・(2)　（略） (3)　従業員の地位 法第二十四条の二第六項第六号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、次のいずれにも該当することをいうものとする。 (i)　（略） (ii)　当該特別事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、特別事業再編計画の期間内における雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下同じ。）を改善する旨を従業員に表明し、かつ実際に各事業年度の雇用者給与等支給額を前年度における雇用者給与等支給額の値より二・五パーセント以上改善すること。 (4)～(6)　（略）

六　その他事業再編に関する重要事項

イ～ホ　（略）

ヘ　事業者が法第二条第十七項第一号リ又はルに掲げる措置に係る事業再編を実施するにあたり、特定剰余金配当をする事業者及び配当株式発行関係事業者等（特定剰余金配当の配当財産とする株式を発行した関係事業者又は外国関係法人（配当財産が持分又は株式若しくは持分に類似するものである場合にあっては、当該持分又は株式若しくは持分に類似するものを交付した外国関係法人）をいう。へにおいて同じ。）が事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとして事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする場合

事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、次の⑴から⑶までのいずれにも該当する場合には、特定剰余金配当をする事業者及び配当株式発行関係事業者等が事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとして事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

⑴　特定剰余金配当事業者等（特定剰余金配当をする事業者並びにその関係事業者及びその外国関係法人をいう。⑴において同じ。）の事業（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるものに限る。）のうちいずれかの事業について、当該特定剰余金配当事業者等によってその経営資源を集中させるものとして特定されており、かつ、その特定されている事業が当該特定剰余金配当事業者等（特定剰余金配当をする事業者の関係事業者及び外国関係法人にあっては、当該特定剰余金配当をする事業者との間に産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号。以下「規則」という。）第三条又は第四条に規定する関係が継続することが見込まれているものに限る。⑶において同じ。）において引き続き行われることが見込まれること。

⑵　配当株式発行関係事業者等の主要な事業（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるものに限る。）について、⑴の特定されている事業以外のものであり、かつ、当該主要な事業が当該配当株式発行関係事業者等において引き続き行われることが見込まれること。

（削る）

（削る）

（削る）

⑶　特定剰余金配当事業者等の⑴の特定されている事業及び配当株式発行関係事業者等の⑵の主要な事業について、事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当により、一イの事業再編による生産性向上に関する目標の達成が見込まれること。

六　その他事業再編に関する重要事項

イ～ホ　（略）

ヘ　事業者が法第二条第十七項第一号リ又はルに掲げる措置に係る事業再編を実施するにあたり、特定剰余金配当に係る関係事業者又は外国関係法人（以下「関係事業者等」という。）が事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとして事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする場合

事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、次の⑴及び⑵に該当する場合には、関係事業者等が事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとして事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

⑴　関係事業者等の主要な事業（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるものに限る。以下同じ。）における事業活動が新事業活動（新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。）であること。

⑵　次のいずれかに該当すること。

ⅰ　関係事業者等から当該関係事業者等の特定役員（社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者をいう。）に対して、新株予約権が付与され、又は付与される見込みであること。

ⅱ　関係事業者等の⑴の主要な事業（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるものに限る。以下同じ。）を開始した日から法第二十三条第一項の認定の申請の日までの期間が十年を超えないこと。

ⅲ　関係事業者等の⑴の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）が確認したこと。

（新設）

ト～カ　（略）	ト～カ　（略）
ヨ　教育訓練費に関する事項 規則第三十一条の三第六号ニに規定する事業再編の実施に関する指針で定める費用は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める費用とする。 (1)　中堅企業者がその国内雇用者に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下「教育訓練等」という。）を自ら行う場合　次に掲げる費用 (i)　当該教育訓練等のために講師又は指導者（当該中堅企業者の役員又は使用人である者を除く。以下「講師等」という。）に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するもの及び講師等の旅費（教育訓練等を行うために要するものに限る。）のうち当該中堅企業者が負担するもの並びに教育訓練等に関する計画又は内容の作成について当該教育訓練等に関する専門的知識を有する者（当該中堅企業者の役員又は使用人である者を除く。）に委託している場合の当該専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類するもの (ii)　当該教育訓練等のために施設、設備その他の資産を賃借する場合におけるその賃借に要する費用及びコンテンツ（文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像又はこれらを組み合わせたものをいう。以下同じ。）の使用料（コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。） (2)　中堅企業者から委託を受けた他の者（当該中堅企業者が非居住者（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。）である場合の同法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含み、当該中堅企業者が外国法人である場合の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。以下同じ。）が当該中堅企業者の国内雇用者に対して教育訓練等を行う場合　当該教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用 (3)　中堅企業者がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合　当該他の者に対して支払う授業料、受講料、受験手数料その他の当該他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うもの	（新設）
七　備考 イ　この告示において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例による。	七　備考 イ　この告示において使用する用語は、法及び産業競争力強化法施行規則（内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）において使用する用語の例による。
ロ　（略）	ロ　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国税庁告示第一号

消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）第五条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する国税庁長官が指定する書類を次のように定め、令和八年十月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　国税庁長官　江島　一彦

消費税法施行規則第五条第一項第一号に規定する国税庁長官が指定する書類は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けに係る資産の仕向国における輸入の事実につき、当該仕向国における税関その他行政機関が証明した書類であって、次に掲げる事項が記載されたもの又はその写しとする。

一　税関その他行政機関の名称

二　当該資産の輸入年月日

三　当該資産の内容

四　当該資産の金額

五　書類の交付を受ける者の氏名又は名称

○国税庁告示第二号

消費税法施行令第四十九条第一項第一号に規定する国税庁長官が指定する者を定める件（令和五年国税庁告示第二十六号）の一部を次のように改正し、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行の日から起算して三月を経過する日の翌日から適用する。

令和八年三月三十一日

国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［1　略］	［1　同上］
2　令第四十九条第一項第一号に規定する国税庁長官が指定する者は、次に掲げる者とする。	［2　同上］
［一　略］	［一　同上］
二　令第四十九条第一項第一号ハ(1)から(5)までに掲げる資産に係る課税仕入れ（同号ハ(1)から(3)までに掲げる資産に係る課税仕入れにあっては古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）、質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）により、これらの業務に関する帳簿等へ相手方の氏名及び住所を記載することとされているもの以外のものに限り、同号ハ(4)に掲げる資産に係る課税仕入れにあっては盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）第七条の規定により、買受けの相手方の同条第一項本文に規定する本人特定事項として住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行うこととされているもの以外のものに限り、同号ハ(5)に掲げる資産に係る課税仕入れにあっては事業者以外の者から受けるものに限る。）を行った場合の当該課税仕入れの相手方	二　令第四十九条第一項第一号ハ(1)から(4)までに掲げる資産に係る課税仕入れ（同号ハ(1)から(3)までに掲げる資産に係る課税仕入れについては、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）、質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）により、これらの業務に関する帳簿等へ相手方の氏名及び住所を記載することとされているもの以外のものに限り、同号ハ(4)に掲げる資産に係る課税仕入れについては、事業者以外の者から受けるものに限る。）を行った場合の当該課税仕入れの相手方
［三～六　略］	［三～六　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○国税庁告示第三号

租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件（平成三十年国税庁告示第十七号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件 　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第八項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官の定める方法を次のように定め、令和二年十月一日以後に令和二年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合及び同日以後に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の二の二第一項に規定する申告書を提出する場合について適用する。 　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項に規定する国税庁長官の定める方法は、国税庁長官が作成した同条第二十六項に規定する電磁的記録で、租税特別措置法第四十一条第一項又は第四十一条の二の二第一項の規定の適用を受けようとする個人から送信を受けた同令第十八条の二十一第二十七項に規定する電子証明書等（当該電子証明書等を作成する者が、当該個人の承諾を得て当該個人に送信したものに限る。）に記録された情報の内容が記録されたもの（当該情報の内容を記録した二次元コードが付されているものに限る。）を、当該個人が出力することにより書面を作成する方法とする。	租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件 　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第八項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官の定める方法を次のように定め、令和二年十月一日以後に令和二年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合及び同日以後に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の二の二第一項（同法第四十一条の三の二第二十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する申告書を提出する場合について適用する。 　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項に規定する国税庁長官の定める方法は、国税庁長官が作成した同条第二十六項に規定する電磁的記録で、租税特別措置法第四十一条第一項又は第四十一条の二の二第一項の規定の適用を受けようとする個人から送信を受けた同令第十八条の二十一第二十六項に規定する電子証明書等（当該電子証明書等を作成する者が、当該個人の承諾を得て当該個人に送信したものに限る。）に記録された情報の内容が記録されたもの（当該情報の内容を記録した二次元コードが付されているものに限る。）を、当該個人が出力することにより書面を作成する方法とする。

○国税庁告示第四号

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第四項、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十六条の四第六項及び第三十八条の四十八第五項、地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）第七条第六項及び第七条の四第四項、消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）第二十三条の四第五項並びに防衛特別法人税に関する省令（令和七年財務省令第三十一号）第五条第六項の規定に基づき、これらの規定に規定する国税庁長官が定めるファイル形式を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国税庁長官　江島　一彦

1　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下「省令」という。）第五条第四項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるファイル形式とする。

一　省令第五条第一項の規定により同項に規定する申請書面等記載事項（第三号及び第四号において「申請書面等記載事項」という。）を入力して送信する場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。）　ＸＭＬ形式

二　省令第五条第一項の規定により次に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を送信する場合　ＸＭＬ形式又はＣＳＶ形式

イ　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十条第三項若しくは第四項（これらの規定を租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から第二百二十八条の三の二までの規定により提出するこれらの規定に規定する申告書、調書、源泉徴収票及び計算書

ロ　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項各号、第二項又は第三項に定める調書

ハ　租税特別措置法第五条の二第一項、第五項後段若しくは第十二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）（同法第五条の三第九項又は第四十一条の十三の三第十二項において準用する場合を含む。）、第五条の三第一項若しくは第三項後段、第八条第四項、第八条の四第九項、第九条の四の二第二項、第九条の五第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第四十一項、第三十七条の十四の二第二十七項、第三十八条の二第四項又は第四十一条の十三の三第一項の規定により提出するこれらの規定に規定する非課税適用申告書、申告書、明細書、報告書及び調書

ニ　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項、第四条の三第一項又は第四条の五第一項の規定により提出するこれらの規定に規定する国外送金等調書、国外証券移管等調書及び国外電子決済手段移転等調書

ホ　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第四十三条第一項から第三項まで、第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第五項若しくは第四十六条第二項（これらの規定を租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二条の四第三項において準用する場合を含む。）又は第五十条第一項の規定により提出するこれらの規定に規定する申告書、書類及び届出書

ヘ　租税特別措置法施行令第二条の四第五項又は第三条第二項（同令第三条の二第二十一項又は第二十六条の二十第二十四項において準用する場合を含む。）の規定により提出するこれらの規定に規定する届出書及び書類

三　省令第五条第一項の規定により申請書面等記載事項（法人税法施行規則別表二十付表一から別表二十付表四までに定めるものに限る。）を送信する場合　ＣＳＶ形式

四　省令第五条第二項の規定により申請書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した同項に規定する電磁的記録に記録された申請等の情報を送信する場合　ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式

五　省令第五条第三項（第一号又は第四号（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係る部分を除く。）に係る部分に限る。次号において同じ。）の規定により次に掲げる書類に記載されている事項又は記載すべき事項を送信し、又は提出する場合　ＸＢＲＬ形式又はＣＳＶ形式

イ　法人税法施行規則第三十三条第一項第一号並びに第三十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

ロ　法人税法施行規則第六十一条の三第一号イ及び第二号イ並びに第六十一条の五第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる書類並びに同令第六十一条の三第一号ハ及び第二号ハ並びに第六十一条の五第一号ヘ及び第二号ヘに掲げる貸借対照表及び損益計算書

六　省令第五条第三項の規定により次に掲げる書類に記載されている事項又は記載すべき事項を送信し、又は提出する場合　ＸＭＬ形式又はＣＳＶ形式

イ　法人税法施行規則第三十三条第一項第二号及び第三十五条第一項第三号に掲げる勘定科目内訳明細書

ロ　法人税法施行規則第六十一条の三第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第六十一条の五第一号ハ及びヘ並びに第二号ハ及びヘに掲げる勘定科目内訳明細書

ハ　別表に掲げる明細書（当該明細書に記載されている事項又は記載すべき事項の内訳に係る部分に限る。）

七　省令第五条第三項（第一号、第三号又は第四号（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）の規定により同項に規定する添付書面等記載事項（前二号に規定する事項を除く。次号において同じ。）を送信し、又は提出する場合　ＸＭＬ形式

八　省令第五条第三項（第二号又は第四号（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により同項に規定する添付書面等記載事項を送信し、又は提出する場合　ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式

2　法人税法施行規則第三十六条の四第六項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるファイル形式とする。

一　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十五条の四第一項の規定により同項に規定する申告書記載事項を法人税法施行規則第三十六条の四第三項第一号に定める方法により送信する場合　ＸＭＬ形式

二　法人税法第七十五条の四第一項の規定により前項第五号イに掲げる書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を法人税法施行規則第三十六条の四第三項第二号イに掲げる方法又は同法第七十五条の四第一項ただし書に規定する方法（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係るものを除く。第四号までにおいて同じ。）により送信し、又は提出する場合　ＸＢＲＬ形式又はＣＳＶ形式

三　法人税法第七十五条の四第一項の規定により前項第六号イ及びハに掲げる書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を法人税法施行規則第三十六条の四第三項第二号イに掲げる方法又は同法第七十五条の四第一項ただし書に規定する方法により送信し、又は提出する場合　ＸＭＬ形式又はＣＳＶ形式

四　法人税法第七十五条の四第一項の規定により同項に規定する添付書類記載事項（前二号に規定する事項を除く。次号において同じ。）を法人税法施行規則第三十六条の四第三項第二号イに掲げる方法又は同法第七十五条の四第一項ただし書に規定する方法により送信し、又は提出する場合　ＸＭＬ形式

五　法人税法第七十五条の四第一項の規定により同項に規定する添付書類記載事項を法人税法施行規則第三十六条の四第三項第二号ロに掲げる方法又は同法第七十五条の四第一項ただし書に規定する方法（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係るものに限る。）により送信し、又は提出する場合　ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式

３　法人税法施行規則第三十八条の四十八第五項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるファイル形式とする。

一　法人税法第八十二条の七第一項の規定により同項に規定する申告書記載事項を法人税法施行規則第三十八条の四十八第二項第一号に定める方法により送信する場合（次号に掲げる場合を除く。）　ＸＭＬ形式

二　法人税法第八十二条の七第一項の規定により同項に規定する申告書記載事項（法人税法施行規則別表二十付表一から別表二十付表四までに定めるものに限る。）を同令第三十八条の四十八第二項第一号に定める方法により送信する場合　ＣＳＶ形式

三　法人税法第八十二条の七第一項の規定により同項に規定する添付書類記載事項を法人税法施行規則第三十八条の四十八第二項第二号イに掲げる方法又は同法第八十二条の七第一項ただし書に規定する方法（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係るものを除く。）により送信し、又は提出する場合　ＸＭＬ形式

四　法人税法第八十二条の七第一項の規定により同項に規定する添付書類記載事項を法人税法施行規則第三十八条の四十八第二項第二号ロに掲げる方法又は同法第八十二条の七第一項ただし書に規定する方法（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係るものに限る。）により送信し、又は提出する場合　ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式

４　地方法人税法施行規則第七条第六項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるファイル形式とする。

一　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十九条の三第一項の規定により同項に規定する申告書記載事項を地方法人税法施行規則第七条第三項第一号に定める方法により送信する場合　ＸＭＬ形式

二　地方法人税法第十九条の三第一項の規定により同項に規定する添付書類記載事項を地方法人税法施行規則第七条第三項第二号イに掲げる方法又は同法第十九条の三第一項ただし書に規定する方法（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係るものを除く。）により送信し、又は提出する場合　ＸＭＬ形式

三　地方法人税法第十九条の三第一項の規定により同項に規定する添付書類記載事項を地方法人税法施行規則第七条第三項第二号ロに掲げる方法又は同法第十九条の三第一項ただし書に規定する方法（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係るものに限る。）により送信し、又は提出する場合　ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式

５　地方法人税法施行規則第七条の四第四項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるファイル形式とする。

６　消費税法施行規則第二十三条の四第五項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるファイル形式とする。

一　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第四十六条の二第一項の規定により同項に規定する申告書記載事項を消費税法施行規則第二十三条の四第三項第一号に定める方法により送信する場合　ＸＭＬ形式

二　消費税法第四十六条の二第一項の規定により同項に規定する添付書類記載事項を消費税法施行規則第二十三条の四第三項第二号イに掲げる方法により送信する場合　ＸＭＬ形式

三　消費税法第四十六条の二第一項の規定により同項に規定する添付書類記載事項を消費税法施行規則第二十三条の四第三項第二号ロに掲げる方法により送信する場合　ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式

７　防衛特別法人税に関する省令第五条第六項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるファイル形式とする。

一　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「防衛財源確保法」という。）第二十七条第一項の規定により同項に規定する申告書記載事項を防衛特別法人税に関する省令第五条第三項第一号に定める方法により送信する場合　ＸＭＬ形式

二　防衛財源確保法第二十七条第一項の規定により同項に規定する添付書類記載事項を防衛特別法人税に関する省令第五条第三項第二号イに掲げる方法又は防衛財源確保法第二十七条第一項ただし書に規定する方法（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係るものを除く。）により送信し、又は提出する場合　ＸＭＬ形式

三　防衛財源確保法第二十七条第一項の規定により同項に規定する添付書類記載事項を防衛特別法人税に関する省令第五条第三項第二号ロに掲げる方法又は防衛財源確保法第二十七条第一項ただし書に規定する方法（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係るものに限る。）により送信し、又は提出する場合　ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から適用する。ただし、第七項の規定及び附則第五項の規定は、令和八年五月二十五日から適用する。

２　令和八年四月一日から令和八年十二月三十一日までの間における第一項第二号ハの規定の適用については、同号ハ中「第三十七条の十四第四十一項」とあるのは、「第三十七条の十四第三十五項」とする。

３　令和八年四月一日から令和九年十二月三十一日までの間における第一項第四号及び第八号、第二項第五号、第三項第四号、第四項第三号並びに第六項第三号の規定の適用については、これらの規定中「ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式」とあるのは、「ＰＤＦ形式」とする。

４　令和八年四月一日から金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日の属する年の翌年の十二月三十一日までの間における第一項第二号ハの規定の適用については、同号ハ中「第三十八条の二第四項又は」とあるのは、「又は」とする。

５　令和八年五月二十五日から令和九年十二月三十一日までの間における第七項第三号の規定の適用については、同号中「ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式」とあるのは、「ＰＤＦ形式」とする。

6　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項及び第三十八条の四十八第五項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び第七条の三第四項並びに消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件（令和七年国税庁告示第十二号）は、令和八年三月三十一日をもって廃止する。ただし、法人（人格のない社団等を含む。次項において同じ。）の同年四月一日前に終了した事業年度の所得に対する法人税に係る省令第五条第一項の規定による申請等（以下「申請等」という。）及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。次項において「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法（以下「令和二年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。次項において同じ。）の令和五年四月一日前に終了した連結事業年度（令和二年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。次項において同じ。）の連結所得（令和二年旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次項において同じ。）に対する法人税に係る申請等については、第一項第四号及び第八号並びに第二項第五号に掲げる場合を除き、なお従前の例による。

7　法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度（旧事業年度（令和二年改正法附則第十四条第一項に規定する旧事業年度をいう。以下同じ。）を含む。）の所得に対する法人税及び連結法人の連結親法人事業年度（令和二年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税並びに法人の同日前に開始した地方法人税法第七条第一項に規定する課税事業年度（旧事業年度を含む。）の令和二年改正法第四条の規定による改正前の地方法人税法第六条に規定する基準法人税額に対する地方法人税については、法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号。以下「令和二年改正令」という。）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正令第一条の規定による改正前の法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項並びに令和二年改正令附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正令第二条の規定による改正前の地方法人税法施行規則第八条第六項の規定に基づく国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項、地方法人税法施行規則第八条第六項並びに消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（令和四年国税庁告示第十八号）による改正前の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件（平成三十年国税庁告示第十四号）第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

別表（第一項第六号関係）

項番	法人税法施行規則別表の番号	書式の名称
一	別表六（一）	所得税額の控除に関する明細書
二	別表六（四）	控除対象外国法人税額に関する明細書
三	別表六（五）	利子等に係る控除対象外国法人税額等に関する明細書
四	別表六（十二）	特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
五	別表六（十五）	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
六	別表六（十六）	沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
七	別表六（二十）	地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
八	別表六（二十二）	認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書
九	別表六（二十三）	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
十	別表六（二十八）	特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
十一	別表六（三十一）	リース資産の使用状況等に関する明細書
十二	別表八（一）	受取配当等の益金不算入に関する明細書
十三	別表八（二）	外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書
十四	別表十（八）	社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書
十五	別表十（十）付表	配当可能利益の額の計算に関する明細書
十六	別表十一（一）	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

十七	別表十一（一の二）	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書
十八	別表十二（十二）	特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入に関する明細書
十九	別表十二（十三）	農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書
二十	別表十三（五）	特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書
二十一	別表十四（一）	民事再生等評価換えによる資産の評価損益に関する明細書
二十二	別表十四（二）	寄附金の損金算入に関する明細書
二十三	別表十四（二）付表一	公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の公益法人特別限度額の計算に関する明細書
二十四	別表十四（四）	新株予約権に関する明細書
二十五	別表十四（六）	完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書
二十六	別表十六（七）	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書
二十七	別表十六（九）	特別償却準備金の損金算入に関する明細書
二十八	別表十七（一）付表	国外支配株主等及び特定債券現先取引等に関する明細書
二十九	別表十七（二の二）付表二	控除対象受取利子等合計額の計算に関する明細書
三十	別表十七（二の三）	超過利子額の損金算入に関する明細書
三十一	別表十七（四）	国外関連者に関する明細書

○国税庁告示第五号

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第四号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件（平成三十年国税庁告示第五号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十五日から適用する。

令和八年三月三十一日

国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正後欄の傍線を付した部分を追加する。

改正後	改正前
国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第三項第四号に規定する添付書面等は、同条第一項の申請等（以下「申請等」という。）を行う者が同項の規定により同項に規定する申請書面等記載事項を入力して送信する方法により次に掲げる申請等を行う場合における当該申請等に係る同条第三項に規定する添付書面等とする。 ［一～三　略］ 四　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第六条第十四号に規定する防衛特別法人税中間申告書若しくは同条第十五号に規定する防衛特別法人税確定申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書の提出	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［一～三　同上］ ［号を加える。］

○国税庁告示第六号

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項に規定する国税庁長官が定める者を定める件（令和三年国税庁告示第十六号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十五日から適用する。

令和八年三月三十一日

国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下「省令」という。）第五条第七項に規定する国税庁長官が定める者は、同項に規定する事項の処理を行おうとする同項の通算親法人の代表者が、同項の申請等の情報に電子署名（省令第二条第一項第一号に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る省令第二条第一項第二号に規定する電子証明書と併せてこれらを送信することを委任した場合において、これらの行為の委任を受けた者（次に掲げる者に限る。）が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により当該申請等に関する事項の処理を行うとき（当該申請等に関する事項の処理と併せて当該委任を受けたことを証する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）が送信された場合に限る。）における当該委任を受けた者とする。	［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　当該通算親法人の法人税（各事業年度の所得に対する法人税に限る。）、地方法人税（地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第六条第一項第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税に限る。）又は防衛特別法人税に係る税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項第二号に規定する税務書類の作成の委嘱を受けた者	二　当該通算親法人の法人税（各事業年度の所得に対する法人税に限る。）又は地方法人税（地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第六条第一項第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税に限る。）に係る税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項第二号に規定する税務書類の作成の委嘱を受けた者
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○国税庁告示第七号

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項に規定する国税庁長官が定める場合を定める件（令和三年国税庁告示第十七号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十五日から適用する。

令和八年三月三十一日　国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下「省令」という。）第五条第七項に規定する国税庁長官が定める場合は、同項の通算親法人の法人税（各事業年度の所得に対する法人税に限る。）、地方法人税（地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第六条第一項第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税に限る。）又は防衛特別法人税に係る税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項第二号に規定する税務書類の作成の委嘱を受けた者が、省令第五条第七項の申請等の情報に電子署名（省令第二条第一項第一号に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る省令第二条第一項第二号に規定する電子証明書と併せてこれらを送信する場合（当該委嘱を受けた者が省令第四条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力する場合に限る。）とする。	国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下「省令」という。）第五条第七項に規定する国税庁長官が定める場合は、同項の通算親法人の法人税（各事業年度の所得に対する法人税に限る。）又は地方法人税（地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第六条第一項第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税に限る。）に係る税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項第二号に規定する税務書類の作成の委嘱を受けた者が、省令第五条第七項の申請等の情報に電子署名（省令第二条第一項第一号に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る省令第二条第一項第二号に規定する電子証明書と併せてこれらを送信する場合（当該委嘱を受けた者が省令第四条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力する場合に限る。）とする。

○国税庁告示第八号

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官が定める申請等を定める件（令和三年国税庁告示第十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日　国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄の二重傍線を付した部分を追加する。

改正後	改正前
国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官が定める申請等は、次に掲げる申請等とする。 ［一・二　略］ 三　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第九項、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第四十一項、第三十七条の十四の二第二十七項、第三十八条の二第四項、第四十一条の二の三第二項、第七十条の二の二第十九項又は第七十条の二の三第十六項に規定する報告書及び調書のこれらの規定による提出 ［四　略］	［同上］ ［一・二　同上］ 三　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第九項、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十五項、第三十七条の十四の二第二十七項、第四十一条の二の三第二項、第七十条の二の二第十九項又は第七十条の二の三第十六項に規定する報告書及び調書のこれらの規定による提出 ［四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

1　この告示は、令和九年一月一日から適用する。

2　令和九年一月一日から金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日の属する年の翌年の十二月三十一日までの間における第三号の規定の適用については、同号中「第三十七条の十四の二第二十七項、第三十八条の二第四項」とあるのは、「第三十七条の十四の二第二十七項」とする。

○国税庁告示第九号

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第三号に規定する国税庁長官が定める添付書面等及び国税庁長官が定めるものを定める件（平成三十一年国税庁告示第七号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄の傍線を付した部分を削除する。

改正後	改正前
国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第三項第三号の規定に基づき、同号に規定する国税庁長官が定める添付書面等及び国税庁長官が定めるものを次のように定める。 1　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下「省令」という。）第五条第三項第三号に規定する国税庁長官が定める添付書面等は、次に掲げる書類とする。 ［一・二　略］ 三　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号。以下「租特規則」という。）第十八条の二十二第二項に規定する書類 ［四～七　略］	［同上］ ［1　同上］ ［一・二　同上］ 三　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号。以下「租特規則」という。）第十八条の二十二第二項及び第十八条の二十三の二第十五項に規定する書類 ［四～七　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○国税庁告示第十号

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第五項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件（平成三十一年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。ただし、第六号の改正規定は、令和九年一月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第五項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を次のように定める。 ［一～五　略］	［同上］ ［一～五　同上］

六　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十七第三項の規定により読み替えられた法第百二十条第四項に規定する取組を行ったことを明らかにする書類
七　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号。以下「租特規則」という。）第十八条の二十二第二項に規定する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面で、租特規則第十八条の二十一第十項に規定するその適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税に係るもの
［八～十一　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○国税庁告示第十一号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の十五の三第四十二項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める期間を次のように定め、令和九年一月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　国税庁長官　江島　一彦

租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第四十二項に規定する国税庁長官が定める期間は、同条第四十項に規定する特定ファイルに同項に規定する基準額提供事項が記録された日又は当該基準額提供事項に係る同項の権限が付与された日のいずれか遅い日から当該権限を税務署長が解除した日までの期間（一年未満の範囲内に限るものとし、当該基準額提供事項を複製した情報にあってはその複製した日又は当該情報に係る同項の権限が付与された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間とする。）とする。

○国税庁告示第十二号

租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十五項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件（令和五年国税庁告示第五号）の一部を次のように改正し、令和九年一月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第四十項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の十五の三第四十項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官の定める基準を次のように定め、令和五年四月一日から適用する。 1　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　特定ファイル　租税特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第十八条の十五の三第四十項に規定する特定ファイルをいう。 ［二～三　略］ 四　基準額提供事項　法第三十七条の十四第三十四項に規定する基準額提供事項をいう。 五　アクセス権限　規則第十八条の十五の三第四十項に規定する権限をいう。 六　認定事業者　規則第十八条の十五の三第四十項に規定する認定電子計算機（第十二号において「認定電子計算機」という。）について次号に規定する認定を受けた者をいう。 七　認定　規則第十八条の十五の三第四十項に規定する認定をいう。 八　認定対象クラウドサービス等　法第三十七条の十四第三十四項の金融商品取引業者等の営業所の長が認定事業者と利用契約をし、又は当該金融商品取引業者等の営業所の長が自己構築する国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条の二第四項の認定に係る電子計算機であって、法第三十七条の十四第三十四項の規定により基準額提供事項を提供する際に利用することが見込まれるものをいう。	租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十五項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の十五の三第三十五項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官の定める基準を次のように定め、令和五年四月一日から適用する。 1　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　特定ファイル　租税特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第十八条の十五の三第三十五項に規定する特定ファイルをいう。 ［二～三　同上］ 四　基準額提供事項　法第三十七条の十四第二十八項に規定する基準額提供事項をいう。 五　アクセス権限　規則第十八条の十五の三第三十五項に規定する権限をいう。 六　認定事業者　規則第十八条の十五の三第三十五項に規定する認定電子計算機（第十二号において「認定電子計算機」という。）について次号に規定する認定を受けた者をいう。 七　認定　規則第十八条の十五の三第三十五項に規定する認定をいう。 八　認定対象クラウドサービス等　法第三十七条の十四第二十八項の金融商品取引業者等の営業所の長が認定事業者と利用契約をし、又は当該金融商品取引業者等の営業所の長が自己構築する国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条の二第四項の認定に係る電子計算機であって、法第三十七条の十四第二十八項の規定により基準額提供事項を提供する際に利用することが見込まれるものをいう。

［九～十一　略］

十二　認定クラウドサービス等　認定電子計算機であって、法第三十七条の十四第三十四項の金融商品取引業者等の営業所の長が同項の規定により基準額提供事項を提供する際に利用されるものをいう。

2　規則第十八条の十五の三第四十項に規定する国税庁長官の定める基準は、次に掲げる基準とする。

［一　略］

二　特定ファイルについて、次に掲げる措置を講ずること。

イ　当該特定ファイルを利用する法第三十七条の十四第三十四項の金融商品取引業者等の営業所の長、当該特定ファイルに記録されている基準額提供事項に対するアクセス権限が付与されている同項の所轄税務署長（以下この号において「所轄税務署長」という。）及び当該所轄税務署長から指示を受けた認定事業者に限り、特定ファイルにアクセスすることができること。

［ロ～ハ　略］

三　認定対象クラウドサービス等について、次に掲げる措置を講ずること。

イ　法第三十七条の十四第三十六項の所轄税務署長（以下この号において「所轄税務署長」という。）は、認定事業者に対しロ(1)から(4)までに掲げる行為を行うための指示を行うことその他の同項の規定による規則第十八条の十五の三第四十四項に規定する事項の提供のために必要な行為を行うことができること。

ロ　認定事業者は、次に掲げる行為を行うことができること。

(1)　前号ロ(2)により移管された基準額提供事項を基に非課税口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者に係る法第三十七条の十四第五項第六号ロ(1)(i)に規定する特定累積投資勘定基準額及び同号ハ(1)(i)に規定する特定非課税管理勘定基準額（以下「特定累積投資勘定基準額等」という。）を算出すること。

［(2)　略］

(3)　(1)により算出された特定累積投資勘定基準額等を複製すること及び居住者又は恒久的施設を有する非居住者の非課税口座で法第三十七条の十四第三十四項に規定する提供基準年の翌年分の同条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定が設けられているものが開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し当該特定累積投資勘定基準額等を提供すること。

［(4)　略］

［八　略］

［四～五　略］

六　認定後においては、次に掲げる事項を遵守すること。

イ　法第三十七条の十四第三十四項の金融商品取引業者等の営業所の長が基準額提供事項の提供を行う前に、次に掲げる連動テストを実施し、かつ、正常に動作し、及び通信できることを確認すること。

［(1)～(2)　略］

［九～十一　同上］

十二　認定クラウドサービス等　認定電子計算機であって、法第三十七条の十四第二十八項の金融商品取引業者等の営業所の長が同項の規定により基準額提供事項を提供する際に利用されるものをいう。

2　規則第十八条の十五の三第三十五項に規定する国税庁長官の定める基準は、次に掲げる基準とする。

［一　同上］

二　特定ファイルについて、次に掲げる措置を講ずること。

イ　当該特定ファイルを利用する法第三十七条の十四第二十八項の金融商品取引業者等の営業所の長、当該特定ファイルに記録されている基準額提供事項に対するアクセス権限が付与されている同項の所轄税務署長（以下この号において「所轄税務署長」という。）及び当該所轄税務署長から指示を受けた認定事業者に限り、特定ファイルにアクセスすることができること。

［ロ～ハ　同上］

三　認定対象クラウドサービス等について、次に掲げる措置を講ずること。

イ　法第三十七条の十四第三十項の所轄税務署長（以下この号において「所轄税務署長」という。）は、認定事業者に対しロ(1)から(4)までに掲げる行為を行うための指示を行うことその他の同項の規定による規則第十八条の十五の三第三十九項に規定する事項の提供のために必要な行為を行うことができること。

ロ　認定事業者は、次に掲げる行為を行うことができること。

(1)　前号ロ(2)により移管された基準額提供事項を基に非課税口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者に係る法第三十七条の十四第五項第六号イに規定する特定累積投資勘定基準額及び同号ハ(1)に規定する特定非課税管理勘定基準額（以下「特定累積投資勘定基準額等」という。）を算出すること。

［(2)　同上］

(3)　(1)により算出された特定累積投資勘定基準額等を複製すること及び居住者又は恒久的施設を有する非居住者の非課税口座で法第三十七条の十四第二十八項に規定する基準年の翌年分の同条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定が設けられているものが開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し当該特定累積投資勘定基準額等を提供すること。

［(4)　同上］

［八　同上］

［四～五　同上］

六　認定後においては、次に掲げる事項を遵守すること。

イ　法第三十七条の十四第二十八項の金融商品取引業者等の営業所の長が基準額提供事項の提供を行う前に、次に掲げる連動テストを実施し、かつ、正常に動作し、及び通信できることを確認すること。

［(1)～(2)　同上］

ロ　認証前において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度のクラウドサービスリストに登録されていない場合には、法第三十七条の十四第三十四項の金融商品取引業者等の営業所の長が基準額提供事項の提供を行う前に、当該クラウドサービスリストに登録されること。 ［八～ホ　略］	ロ　認証前において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度のクラウドサービスリストに登録されていない場合には、法第三十七条の十四第二十八項の金融商品取引業者等の営業所の長が基準額提供事項の提供を行う前に、当該クラウドサービスリストに登録されること。 ［八～ホ　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○国税庁告示第十三号

租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十六項に規定する国税庁長官の定めるファイル形式を定める件（令和五年国税庁告示第六号）の一部を次のように改正し、令和九年一月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第四十一項に規定する国税庁長官の定めるファイル形式を定める件 　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の十五の三第四十一項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官の定めるファイル形式を次のように定め、令和五年四月一日から適用する。 　租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第四十一項の規定する国税庁長官が定めるファイル形式は、ＸＭＬ形式又はＣＳＶ形式とする。	租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十六項に規定する国税庁長官の定めるファイル形式を定める件 　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の十五の三第三十六項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官の定めるファイル形式を次のように定め、令和五年四月一日から適用する。 　租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十六項の規定する国税庁長官が定めるファイル形式は、ＸＭＬ形式又はＣＳＶ形式とする。

○国税庁告示第十四号

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五十九条第三項（同令第二十六条の三第二項、第五十九条の二第九項、第六十二条、第六十七条第三項及び第六十七条の二第六項において準用する場合を含む。）の表の第一号の規定に基づき、法人税法施行規則第五十九条第三項の表の第一号の上欄に掲げる書類を定める件（平成十年国税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五十九条第五項の表の第一号（同規則第六十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第五十九条第三項（同令第二十六条の三第二項、第五十九条の二第九項、第六十二条、第六十七条第三項及び第六十七条の二第六項において準用する場合を含む。）の表の第一号の上欄に掲げる書類を次のように定め、平成十年七月一日から適用する。 　法人税法施行規則（以下「規則」という。）第五十九条第三項（規則第二十六条の三第二項、第五十九条の二第九項、第六十二条、第六十七条第三項及び第六十七条の二第六項において準用する場合を含む。）の表の第一号の上欄に規定する国税庁長官が定める書類は、規則第五十九条第三項第三号（規則第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類（規則第五十九条第三項の規定を規則第六十七条第三項において準用する場合にあっては同条第一項第一号に掲げる書類とし、規則第五十九条第四項（規則第二十六条の三第二項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する帳簿代用書類に該当するものを除く。）のうち、次に掲げる書類以外の書類とする。 ［一～八　略］	法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五十九条第五項の表の第一号（同規則第六十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第五十九条第三項（同令第二十六条の三第二項、第五十九条の二第九項、第六十二条、第六十七条第三項及び第六十七条の二第六項において準用する場合を含む。）の表の第一号の上欄に掲げる書類を次のように定め、平成十年七月一日から適用する。 　法人税法施行規則（以下「規則」という。）第五十九条第三項（規則第二十六条の三第二項、第五十九条の二第九項、第六十二条、第六十七条第三項及び第六十七条の二第六項において準用する場合を含む。）の表の第一号の上欄に規定する国税庁長官が定める書類は、規則第五十九条第三項第三号（規則第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類（規則第五十九条第三項の規定を規則第六十七条第三項において準用する場合にあっては同条第一項第一号に掲げる書類とし、規則第五十九条第四項（規則第二十六条の三第二項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する帳簿代用書類に該当するものを除く。）のうち、次に掲げる書類以外の書類とする。 ［一～八　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○国税庁告示第十五号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第二条第七項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成十七年国税庁告示第四号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄の二重傍線を付した部分を追加する。

改正後	改正前
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　法人税法施行規則第五十九条の二第一項及び第六十七条の二第一項に規定する特定事項記載書類	［新設］
五　［略］	四　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○国税庁告示第十六号

国税徴収法施行規則第一条の五第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等を定める件（令和二年国税庁告示第十九号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国税徴収法施行規則第六条第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等を定める件	国税徴収法施行規則第一条の五第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等を定める件
国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）第六条第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等は、次に掲げるものとする。	国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）第一条の五第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等は、次に掲げるものとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○国税庁告示第十七号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十二条に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成十八年国税庁告示第七号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表	**別表**
一　次に掲げる書類	一　次に掲げる書類
［イ～ヘ　略］	［イ～ヘ　同上］
ト　国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）第三条第一項の規定により提出する陳述書	ト　国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）第一条の二第一項の規定により提出する陳述書
［チ～ヲ　略］	［チ～ヲ　同上］
［二　略］	［二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○厚生労働省告示第百七十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十五第一項第一号の規定に基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成十五年厚生労働省告示第百四十七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一　その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ　（略） ロ　自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五の三第一項第二号ニに規定する特定外国人患者請求額（ハにおいて「特定外国人患者請求額」という。）を除く。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。 ハ　特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に三を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること。 ニ・ホ　（略） 二　（略）	**第一条**　租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一　その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ　（略） ロ　自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。 （新設） ハ・ニ　（略） 二　（略）

○厚生労働省告示第百七十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十二条の七第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

租税特別措置法施行令第四十二条の七第一項に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第十一号イ⑵に掲げる区域を定めた医療計画（同条第一項に規定する医療計画をいう。第一号において同じ。）を都道府県が策定又は変更した日において、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　医療計画において医療法第三十条の四第六項に規定する区域として都道府県により定められていること。

二　当該区域における可住地面積当たり医師数（可住地面積一平方キロメートル当たりの診療に従事する医師の数をいう。以下同じ。）の値が、全国の医療法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域における可住地面積当たり医師数の値を最も小さいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国の同号に規定する区域の総数を四で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となる同号に規定する区域に係る可住地面積当たり医師数の値以下であること。

○厚生労働省・農林水産省告示第一号

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五条の二第一項第三号の規定に基づき、令和六年厚生労働省・農林水産省告示第二号（法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一　（略） 二　農業協同組合連合会が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第五号に規定する選定療養に関し、特別の療養環境の提供をするときは、次のいずれにも該当すること。 イ　（略） ロ　各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床の病室差額料の平均額が一万円以下であること。	**第一条**　法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一　（略） 二　農業協同組合連合会が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第五号に規定する選定療養に関し、特別の療養環境の提供をするときは、次のいずれにも該当すること。 イ　（略） ロ　各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床の病室差額料の平均額が五千円以下であること。

○厚生労働省
経済産業省告示第一号
国土交通省

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の十二の五第一項の規定に基づき、令和四年厚生労働省・経済産業省・国土交通省告示第一号（事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項を定める告示）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の十二の五第一項に規定する事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項は、次に掲げる事項とする。 一～三　（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の四第一項又は第二十七条の十二の五第一項に規定する事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項は、次に掲げる事項とする。 一～三　（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項を定める告示は、法人の令和八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の令和八年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百七十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、平成十九年農林水産省告示第三百九十九号（租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十条の三第一項の規定により租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十七条を読み替えて適用する場合における同令第四十二条の四第一項を含む。）の農林水産大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。 一～四　（略）	租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十条の二の二第一項の規定により租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十七条を読み替えて適用する場合における同令第四十二条の四第一項を含む。）の農林水産大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。 一～四　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第四十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の規定に基づき、中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項の規定に基づく経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件等に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項の規定に基づく経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件等に関する告示の一部を改正する告示

中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項の規定に基づく経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件等に関する告示（令和七年経済産業省告示第八十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項に規定する経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。 一～六　（略） 七　申請投資計画の実施期間において、雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二の五第四項第八号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下同じ。）を増加させることが明確に示されていること。 八　（略） 2・3　（略）	1　中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項に規定する経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。 一～六　（略） 七　申請投資計画の実施期間において、雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下同じ。）を増加させることが明確に示されていること。 八　（略） 2・3　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第四十五号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、平成二十一年経済産業省告示第六十八号（租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十一項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第四項第二号に規定する同項第一号に掲げる工事と併せて行うその家屋と一体となって効用を果たす太陽光の利用に資する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に係る件）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第三十項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第十九項第一号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光を電気に変換する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備は、太陽光発電設備（太陽光エネルギーを直接電気に変換するもの（次の各号のいずれにも該当するものに限る。以下「太陽電池モジュール」という。）で、これと同時に設置する専用の架台、制御装置、直交変換装置、系統連系用保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器又は余剰電力販売用電力量計を含む。）とする。 一～四　（略）	租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第二十三項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第十一項第一号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光を電気に変換する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備は、太陽光発電設備（太陽光エネルギーを直接電気に変換するもの（次の各号のいずれにも該当するものに限る。以下「太陽電池モジュール」という。）で、これと同時に設置する専用の架台、制御装置、直交変換装置、系統連系用保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器又は余剰電力販売用電力量計を含む。）とする。 一～四　（略）

○経済産業省告示第四十六号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の十二の五第二項及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第六条の二第五項の規定を実施するため、令和四年経済産業省告示第八十八号（事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公表及び届出の義務） **第一条**　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二の五第一項又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条第十二項の規定の適用を受けようとする法人であって、資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の	（公表及び届出の義務） **第一条**　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第一項の規定の適用を受けようとする個人であって、常時使用する従業員の数が二千人を超える個人（以下「適用個人」という。）又は同法第四十二条の十二の五第一項若しくは第二項若しくは地方税法（昭和二

数が千人以上である法人（以下「適用法人」という。）は、様式第一に従い、令和四年厚生労働省・経済産業省・国土交通省告示第一号に規定する事項を記載した事業上の関係者との関係の構築の方針を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（公表の方法及び期間）

第二条　前条の規定による公表は、当該適用法人のホームページに掲載する方法により行うものとする。

２　前条の規定による公表は、租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項又は地方税法附則第九条第十二項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下「適用事業年度」という。）終了の日までに行うものとする。

３　前条の規定による公表の期間は、当該公表を行った日から、適用事業年度終了の日の翌日から起算して四十五日を経過する日又は当該公表を行った日から起算して一年を経過する日のうち、いずれか遅い日までとする。

（届出の手続及び期間）

第三条　第一条の規定による届出は、様式第二に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出することにより行うものとする。

一　適用法人の名称及び住所並びに代表者の役職及び氏名

二　適用事業年度

三　（略）

２　前項の規定による届出は、適用事業年度終了の日の翌日から起算して四十五日を経過する日までに行うものとする。

（届出の受理）

第四条　（略）

（届出事項の変更）

第五条　適用法人は、前条第一項の通知書を受理した後において、第一条の規定により公表した事業上の関係者との関係の構築の方針に変更があったとき又は第三条第一項に掲げる事項に変更があったときは、様式第四に従い、速やかに経済産業大臣に届け出なければならない。

２・３　（略）

（届出の取下げ）

第六条　適用法人は、第四条第一項又は前条第二項の通知書を受理した後において、第一条又は前条第一項の規定による届出を取り下げるときは、様式第六に従い、経済産業大臣に届け出るものとする。

２　（略）

３　経済産業大臣は、第一項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、第四条第一項の通知書（第一項の適用法人が前条第一項の規定による届出を取り下げる場合にあっては、同条第二項の通知書）の返還を求めるものとする。

十五年法律第二百二十六号）附則第九条第十三項の規定の適用を受けようとする法人であって、資本金の額若しくは出資金の額が十億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が千人以上である法人若しくは常時使用する従業員の数が二千人を超える法人（以下「適用法人」という。）は、様式第一に従い、令和四年厚生労働省・経済産業省・国土交通省告示第一号に規定する事項を記載した事業上の関係者との関係の構築の方針を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（公表の方法及び期間）

第二条　前条の規定による公表は、当該適用個人又は適用法人のホームページに掲載する方法により行うものとする。

２　前条の規定による公表は、租税特別措置法第十条の五の四第一項の規定の適用を受けようとする年（以下「適用年」という。）の十二月三十一日又は同法第四十二条の十二の五第一項若しくは第二項若しくは地方税法附則第九条第十三項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下「適用事業年度」という。）終了の日までに行うものとする。

３　前条の規定による公表の期間は、当該公表を行った日から、適用年の十二月三十一日若しくは適用事業年度終了の日の翌日から起算して四十五日を経過する日又は当該公表を行った日から起算して一年を経過する日のうち、いずれか遅い日までとする。

（届出の手続及び期間）

第三条　第一条の規定による届出は、様式第二に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出することにより行うものとする。

一　適用個人の氏名及び住所又は適用法人の名称及び住所並びに代表者の役職及び氏名

二　適用年又は適用事業年度

三　（略）

２　前項の規定による届出は、適用年の十二月三十一日又は適用事業年度終了の日の翌日から起算して四十五日を経過する日までに行うものとする。

（届出の受理）

第四条　（略）

（届出事項の変更）

第五条　適用個人又は適用法人は、前条第一項の通知書を受理した後において、第一条の規定により公表した事業上の関係者との関係の構築の方針に変更があったとき又は第三条第一項に掲げる事項に変更があったときは、様式第四に従い、速やかに経済産業大臣に届け出なければならない。

２・３　（略）

（届出の取下げ）

第六条　適用個人又は適用法人は、第四条第一項又は前条第二項の通知書を受理した後において、第一条又は前条第一項の規定による届出を取り下げるときは、様式第六に従い、経済産業大臣に届け出るものとする。

２　（略）

３　経済産業大臣は、第一項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、第四条第一項の通知書（第一項の適用個人又は適用法人が前条第一項の規定による届出を取り下げる場合にあっては、同条第二項の通知書）の返還を求めるものとする。

様式第一

様式第一から様式第七までを次のように改める。

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

１．従業員への還元（必須記載）

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、当社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

（個別項目）

具体的には、賃金の引上げについて〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に取り組むとともに、教育訓練等について〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に取り組んでまいります。

２．取引先への配慮（必須記載）

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・　パートナーシップ構築宣言のＵＲＬ

【https://www.biz-partnership.jp/declaration/〇〇〇〇.pdf】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

３．その他のステークホルダーに関する取組（任意記載）

当社は、〇〇に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

年　月　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人の名称　代表者の役職及び氏名

記載要領（全て削除して使用のこと）

1. 「マルチステークホルダー方針」という件名は変えずに使用すること。
2. 様式中の下線を付した用語及び文章は必ず盛り込むこと。ただし、公表時には下線は削除すること。
3. 「柱書」は、記載の文章を参考にしつつ、統合報告書や企業行動指針等における記載を引用・活用することで、可能な限り、新たに文章を追加するなど各事業者の方針・取組に応じた記載とすること。
4. 「１．従業員への還元」「２．取引先への配慮」「３．その他のステークホルダーに関する取組」という項目名の記載は変えずに使用すること。ただし、公表時には「(必須記載)」「(任意記載)」という記載は削除すること。
5. 「１．従業員への還元（必須記載)」は、前段については、記載の文章を参考にしつつ、統合報告書や企業行動指針等における記載を引用・活用することで、可能な限り、各事業者の方針・取組に応じた記載とすること。「個別項目」については、「賃金の引上げ」及び「教育訓練等」の項目について、必ず、各事業者の取組内容を具体的に記載した文章を追加すること。
6. 「２．取引先への配慮（必須記載)」のパートナーシップ構築宣言のＵＲＬは、パートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載のＵＲＬを文字列で記載すること。
7. 「３．その他のステークホルダーに関する取組（任意記載)」は、その他のステークホルダーに関する取組などがあれば、統合報告書や企業行動指針等における記載を引用・活用することで、可能な限り、各事業者の取組内容を具体的に記載した文章を記載すること。ただし、「３．その他のステークホルダーに関する取組（任意記載)」自体を記載しない場合は、公表時は項目ごと削除すること。
8. 「　年　月　日」は、マルチステークホルダー方針の公表日を記載すること。マルチステークホルダー方針に記載の内容について更新を行った際は、公表日の下部に更新日及び更新内容を記載すること。
9. 「法人の名称」は、登記簿上の法人の名称を記載すること。

備考（全て削除して使用のこと）

1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第二

「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項の届出書

経済産業大臣　殿

年　月　日

令和４年経済産業省告示第88号第１条に基づき、「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項について、下記のとおり届け出ます。

届出者　法人の名称並びに代表者の役職及び氏名

住　所

【令和４年経済産業省告示第88号第３条第１項各号に掲げる事項】

1. 届出者に係る情報

法人の名称	代表者の役職及び氏名	住所

2. 税制の適用を受けようとする事業年度に係る情報

適用事業年度開始日	適用事業年度終了日
年　月　日	年　月　日

3. 「マルチステークホルダー方針」の公表に係る情報

公表日	公表URL
年　月　日	

【受理通知書の送付に係る情報】

受理通知書の受取方法	Gビズフォームにおけるオンライン受取　／　紙媒体の郵送
郵送の場合の送付先	宛名 住所　（〒　－　）

【確定申告書等の提出に係る情報】

確定申告書等の提出期限	年　月　日

記載要領（全て削除して使用のこと）

1.　「【受理通知書の送付に係る情報】」のうち、「受理通知書の受取方法」は、希望する方法を四角囲みで囲むこと。受理通知書送付の迅速化の観点から「G ビズフォームにおけるオンライン受取」を推奨。

2.　「【受理通知書の送付に係る情報】」のうち、「郵送の場合の送付先」は、「紙媒体の郵送」を選択された場合に記載のこと（実際に受理通知書を受領されたい者の宛名（法人の名称、担当者の部署・役職・氏名）、住所を記載すること。必ずしも「届出者に係る情報」と一致している必要はない。）。

3.　「【確定申告書等の提出に係る情報】」の「確定申告書等の提出期限」は、税制の適用を受けようとする事業年度について、確定申告書等の提出期限を延長している場合は、延長後の期限を記載すること。

備考（全て削除して使用のこと）

1.　この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2.　文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第三

経　済　産　業　省

番　　号
年　　月　　日

殿

経済産業大臣

「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項の届出書の受理（通知）

年　月　日付けをもって届出がありました「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項について、令和４年経済産業省告示第88号第４条第１項に基づき、下記のとおり届出書を受理したので、通知します。

1.届出者に係る情報

法人の名称	代表者の役職及び氏名	住所

2.税制の適用を受けようとする事業年度に係る情報

適用事業年度開始日	適用事業年度終了日
年　月　日	年　月　日

備考（全て削除して使用のこと）

1.　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2.　文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第四

「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項の変更届出書

経済産業大臣　殿

年　月　日

令和４年経済産業省告示第88号第５条第１項に基づき、「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項について、下記のとおり変更したため、届け出ます。

届出者　法人の名称並びに代表者の役職及び氏名

住　　所

【変更のあった事項】

マルチステークホルダー方針	
法人の名称及び住所並びに代表者の役職及び氏名	
適用事業年度	
マルチステークホルダー方針の公表日及び公表URL	

【令和４年経済産業省告示第88号第３条第１項各号に掲げる事項に係る変更の情報】

1. 届出者に係る情報

	法人の名称	代表者の役職及び氏名	住所
変更前			
変更後			

2. 税制の適用を受けようとする事業年度に係る情報

	適用事業年度開始日	適用事業年度終了日
変更前	年　月　日	年　月　日
変更後	年　月　日	年　月　日

3. 「マルチステークホルダー方針」の公表に係る情報

	公表日	公表URL
変更前	年　月　日	
変更後	年　月　日	

【受理済みの受理通知書に係る情報】

文書の番号	20〇〇〇〇〇〇経第〇号
文書の日付	年　月　日

【受理通知書の送付に係る情報】

受理通知書の受取方法	G ビズフォームにおけるオンライン受取　／　紙媒体の郵送
郵送の場合の送付先	宛名 住所　（〒　－　）

【確定申告書等の提出に係る情報】

確定申告書等の提出の有無	既に提出済み　／　未提出
確定申告書等の提出期限	年　月　日

記載要領（全て削除して使用のこと）

1. 「【変更のあった事項】」は、変更があった全ての事項の右欄に「〇」を記載すること。
2. 「【令和４年経済産業省告示第88号第３条第１項に規定する事項に係る変更の情報】」は、1～3の全ての事項について、変更前の情報を記載の上、変更があった事項についてのみ、変更後欄に変更後の情報を記載すること。
3. マルチステークホルダー方針（様式第一）に変更があった場合は、本変更届出書と併せて変更前のマルチステークホルダー方針のファイル（ファイル名は「20XXXX（公表日）_【旧】マルチステークホルダー方針（法人の名称）」）、変更後のマルチステークホルダー方針のファイル（ファイル名は「20XXXX（更新日）_【新】マルチステークホルダー方針（法人の名称）」）を添付して提出すること。その際、両ファイルにおいて、変更箇所に黄色ハイライトを付すこと。
4. 「【受理済みの受理通知書に係る情報】」は、既に経済産業大臣より受理済みの直近の受理通知書（変更届出が１回目である場合は届出に対する受理通知書、２回目以降である場合は直近の変更届出に対する受理通知書）の右上に記載の文書の番号及び文書の日付を記載すること。
5. 「【受理通知書の送付に係る情報】」のうち、「受理通知書の受取方法」は、希望する方法を四角囲みで囲むこと。受理通知書送付の迅速化の観点から「G ビズフォームにおけるオンライン受取」を推奨。
6. 「【受理通知書の送付に係る情報】」のうち、「郵送の場合の送付先」は、「紙媒体の郵送」を選択された場合に記載のこと（実際に受理通知書を受領されたい者の宛名（法人の名称、担当者の部署・役職・氏名）、住所を記載すること。必ずしも「届出者に係る情報」と一致している必要はない。）。
7. 「【確定申告書等の提出に係る情報】」のうち、「確定申告書等の提出の有無」は、税制の適用を受けようとする事業年度について、既に税務署に確定申告書等を提出済みである場合は「既に提出済み」を、未提出である場合は「未提出」を四角囲みで囲むこと。
8. 「【確定申告書等の提出に係る情報】」のうち、「確定申告書等の提出期限」は、税制の適用を受けようとする事業年度について、確定申告書等の提出期限を延長している場合は、延長後の期限を記載すること。

備考（全て削除して使用のこと）

1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第五

経　済　産　業　省

番　　号
年　　月　　日

殿

経済産業大臣

「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項の変更届出書の受理（通知）

　年　月　日付けをもって届出がありました「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項について、　年　月　日付けをもって変更届出があり、令和４年経済産業省告示第88号第５条第２項に基づき、下記のとおり変更届出書を受理したので、通知します。変更届出書の提出に伴い、変更前の届出に基づく税制上の措置は受けられないこととなります。

1.届出者に係る情報

法人の名称	代表者の役職及び氏名	住所

2.税制の適用を受けようとする事業年度に係る情報

適用事業年度開始日	適用事業年度終了日
年　月　日	年　月　日

備考（全て削除して使用のこと）

1.　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2.　文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第六

「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項の届出の取下げ届出書

経済産業大臣　殿

年　月　日

令和４年経済産業省告示第88号第１条の規定による「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項の届出書を取り下げます。

届出者　法人の名称並びに代表者の役職及び氏名

住　所

1. 取下げ理由

2. 届出者に係る情報

法人の名称	代表者の役職及び氏名	住所

3. 取下げを行う届出に係る税制の適用事業年度に係る情報

適用事業年度開始日	適用事業年度終了日
年　月　日	年　月　日

4. 取下げを行う届出に係る「マルチステークホルダー方針」の公表に係る情報

公表日	公表URL
年　月　日	

【受理済みの受理通知書に係る情報】

文書の番号	20〇〇〇〇〇〇経第〇号
文書の日付	年　月　日

【受理通知書の送付に係る情報】

受理通知書の受取方法	Gビズフォームにおけるオンライン受取　／　紙媒体の郵送
郵送の場合の送付先	宛名 住所　（〒　－　）

記載要領（全て削除して使用のこと）

1. 「【受理済みの受理通知書に係る情報】」は、既に経済産業大臣より受理済みの直近の受理通知書（変更届出が１回目である場合は届出に対する受理通知書、２回目以降である場合は直近の変更届出に対する受理通知書）の右上に記載の文書の番号及び文書の日付を記載すること。
2. 「【受理通知書の送付に係る情報】」のうち、「受理通知書の受取方法」は、希望する方法を四角囲みで囲むこと。受理通知書送付の迅速化の観点から「Gビズフォームにおけるオンライン受取」を推奨。
3. 「【受理通知書の送付に係る情報】」のうち、「郵送の場合の送付先」は、「紙媒体の郵送」を選択された場合に記載のこと（実際に受理通知書を受領されたい者の宛名（法人の名称、担当者の部署・役職・氏名）、住所を記載すること。必ずしも「届出者に係る情報」と一致している必要はない。）。

備考（全て削除して使用のこと）

1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

附則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を定める告示は、法人の令和八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税及び事業税について適用し、個人の令和八年分以前の所得税並びに法人の同日前に開始した事業年度分の法人税及び事業税については、なお従前の例による。

様式第七

経　済　産　業　省

番　　号
年　　月　　日

殿

経済産業大臣

「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項の取下げ届出書の受理（通知）

年　月　日付けをもって届出がありました「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項について、令和４年経済産業省告示第88号第６条第２項に基づき、下記のとおり取下げ届出書を受理したので、通知します。取下げ届出書の提出に伴い、取り下げた届出に基づく税制上の措置は受けられないこととなります。

1.届出者に係る情報

法人の名称	代表者の役職及び氏名	住所

2.取下げのあった届出に係る税制の適用事業年度に係る情報

適用事業年度開始日	適用事業年度終了日
年　月　日	年　月　日

備考（全て削除して使用のこと）

1.　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2.　文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

○経済産業省告示第四十七号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の三十四の二第三項の規定に基づき、同条第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

租税特別措置法施行令第三十九条の三十四の二第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示

租税特別措置法施行令第三十九条の三十四の二第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件（令和五年経済産業省告示第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の三十四の二第一項第五号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件は、事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省・経済産業省告示第一号）六ヘ(1)及び(3)に該当するこれらの規定の特定剰余金配当をする事業者並びに六ヘ(2)及び(3)に該当するこれらの規定の配当株式発行関係事業者等であることとする。	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の三十四の二第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件は、事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省・経済産業省告示第一号）六ヘ(1)及び(2)に該当するこれらの規定の関係事業者等であることとする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第四十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の五第二項及び第二十七条の十二の六第一項の規定に基づき、令和三年経済産業省告示第百七十号（生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準）を次の表のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第五条の六の五第二項及び第二十七条の十二の六第一項に規定する生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準は、当該生産工程効率化等設備（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。）について記載された法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画に記載された事業適応の実施に関する指針（令和三年財務省・経済産業省告示第六号）第一項第二号ロ①のエネルギー利用環境負荷低減事業適応による生産性の向上に関する目標が同号ロ①中「十七ペーセント」とあるのを「二十二ペーセント」と読み替えた場合における同号ロ①(1)に該当するものであることとする。	租税特別措置法施行令第五条の六の五第二項及び第二十七条の十二の六第一項に規定する生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準は、当該生産工程効率化等設備（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。）について記載された法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画に記載された事業適応の実施に関する指針（令和三年財務省・経済産業省告示第六号）第一項第二号ロ①のエネルギー利用環境負荷低減事業適応による生産性の向上に関する目標が同号ロ①中「十七ペーセント」とあるのを「二十二ペーセント」と読み替えた場合における同号ロ①(1)に該当するものであることとする。

○経済産業省告示第四十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の五第二項及び第二十七条の十二の六第一項の規定に基づき、令和六年経済産業省告示第六十一号（生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準）を次の表のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第五条の六の五第二項及び第二十七条の十二の六第一項に規定する生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準は、当該生産工程効率化等設備（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。）について記載された法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画に記載された事業適応の実施に関する指針（令和三年財務省・経済産業省告示第六号）第一項第二号ロ①のエネルギー利用環境負荷低減事業適応による生産性の向上に関する目標が同号ロ①中「二十五パーセント」とあるのを「二十パーセント」と、「十五パーセント」とあるのを「二十パーセント」と読み替えた場合における同号ロ①(1)に該当するものであることとする。	租税特別措置法施行令第五条の六の五第二項及び第二十七条の十二の六第一項に規定する生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準は、当該生産工程効率化等設備（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。）について記載された法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画に記載された事業適応の実施に関する指針（令和三年財務省・経済産業省告示第六号）第一項第二号ロ①のエネルギー利用環境負荷低減事業適応による生産性の向上に関する目標が同号ロ①中「十五パーセント」とあるのを「二十パーセント」と読み替えた場合における同号ロ①(1)に該当するものであることとする。

○経済産業省告示第五十号

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和二年経済産業省令第三十六号）を実施するため、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等（令和二年経済産業省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（目的） 第一　この告示は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和二年経済産業省令第三十六号。以下「省令」という。）第四条第一項から第五項までの規定に基づく経済産業大臣の証明に当たって、当該証明の交付に係る必要な事項を定めるものである。 （証明に係る基準） 第五　（略） 一　経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得が、省令第三条第一項第一号又は第二号並びに第三号及び第四号に掲げる事項の実施を伴うものであること（次のいずれかに該当する場合を除く。）。 イ　（略） ロ　当該経営資源活用共同化推進事業者が、総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する特別新事業開拓事業者に対して省令第三条第一項第一号又は第二号ロの事業活動による株式の取得をする場合 ハ　（略） ニ　当該経営資源活用共同化推進事業者が、省令第三条第一項第二号ロの事業活動による特別新事業開拓事業者の株式の取得に関して省令第四条第一項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた後において省令第三条第一項第一号又は第二号の事業活動による当該特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合 二　経営資源活用共同化推進事業者が省令第三条第一項第三号の特定事業活動を行う場合であって、同号に規定する特別新事業開拓事業者の経営資源が、当該経営資源活用共同化推進事業者が十分に有するものでなく、当該特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであること。 三　経営資源活用共同化推進事業者が行う前号の特定事業活動が、特別新事業開拓事業者に対して資料又は情報の提供その他の必要な協力を伴う場合であって、当該協力が当該特別新事業開拓事業者の成長に貢献するものであること。	（目的） 第一　この告示は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和二年経済産業省令第三十六号。以下「省令」という。）第四条第一項から第四項までの規定に基づく経済産業大臣の証明に当たって、当該証明の交付に係る必要な事項を定めるものである。 （証明に係る基準） 第五　（略） 一　経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得が、省令第三条第一項第一号又は第二号並びに第三号及び第四号に掲げる事項の実施を伴うものであること（次のいずれかに該当する場合を除く。） イ　（略） ロ　当該経営資源活用共同化推進事業者が、総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する特別新事業開拓事業者に対して省令第三条第一項第一号の事業活動による株式の取得をする場合 ハ　（略） （新設）

四　経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得が、省令第三条第一項第二号イに掲げる事項の実施を伴うものである場合には、次のいずれにも該当するものであること（当該経営資源活用共同化推進事業者が、当該特別新事業開拓事業者の成長発展の状況に関して省令第四条第三項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた場合を除く。）。

イ　（略）

ロ　（略）

五　経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得が、省令第三条第一項第二号ロに掲げる事項の実施を伴うものである場合には、次のいずれにも該当するものであること。

イ　当該株式の取得の日から起算して三年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなることが見込まれるものであること及び当該三年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなった後は、当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を継続して保有すること。

ロ　前号イ及びロのいずれにも該当するものであること（当該経営資源活用共同化推進事業者が、当該特別新事業開拓事業者の成長発展の状況に関して省令第四条第三項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受け、かつ、当該特別新事業開拓事業者の議決権の取得の状況に関して省令第四条第四項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた場合を除く。）。

2　（略）

四　経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得が、省令第三条第一項第二号に掲げる事項の実施を伴うものである場合には、次のいずれにも該当するものであること（当該経営資源活用共同化推進事業者が、当該特別新事業開拓事業者の成長発展の状況に関して省令第四条第三項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた場合を除く。）。

イ　（略）

ロ　（略）

（新設）

（新設）

2　（略）

3　省令第四条第四項に規定する経済産業大臣が告示で定める基準は、経営資源活用共同化推進事業者が、省令第三条第一項二号ロの事業活動により取得した特別新事業開拓事業者の株式の取得の日から起算して三年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなったこととする。

4　省令第四条第五項に規定する経済産業大臣が告示で定める基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二　（略）

（証明の申請）

第六　（略）

2　（略）

一～三　（略）

四　申請者が省令第三条第一項第二号の事業活動により取得した株式が購入により取得された特別新事業開拓事業者（内国法人に限る。）の株式が次に掲げるいずれかに該当すること　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　当該取得した株式の額が七億円以上であり、かつ、その取得により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなったものであること　様式11

ロ　当該取得した株式の額が三億円以上であり、かつ、その取得の日から起算して三年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなることが見込まれるものであること　様式11及び様式12

五～七　（略）

（新設）

3　省令第四条第四項に規定する経済産業大臣が告示で定める基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二　（略）

（証明の申請）

第六　（略）

2　（略）

一～三　（略）

四　申請者が省令第三条第一項第二号の事業活動により取得した株式が購入により取得された特別新事業開拓事業者（内国法人に限る。）の株式であって、その株式の額が五億円以上であり、かつ、その取得により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなったものであること　様式11

（新設）

五～七　（略）

3～13　（略）

14　省令第四条第四項の規定により省令第三条第一項第二号ロに規定する議決権の保有の状況に係る経済産業大臣の証明を受けようとする者は、様式18による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

15　経済産業大臣は、14の申請書のほか、第五の3に規定する基準に適合していることに関する証明を受けようとする者による省令第三条第一項二号ロに掲げる事業活動により取得した特別新事業開拓事業者の株式に係る当該特別新事業開拓事業者の議決権の保有状況を確認するために、当該基準に適合していることに関する証明を受けようとする者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

16　経済産業大臣は、14の申請書の提出を受けた場合において、速やかに第五の3に規定する基準に照らしてその内容を確認し、当該基準に適合するものと認めるときは、その提出を受けた日から原則として六十日以内に、様式19による証明書を交付するものとする。

17　省令第四条第五項の規定により省令第三条第一項第七号の研究開発の実施の状況に関する経済産業大臣の証明を受けようとする者は、同号の研究開発を実施した日を含む同号の者の事業年度（ただし、個人の場合にあっては、研究開発を実施した日を含む年とする。17において同じ。）の末日の六十日前から三十日後までの間に、当該事業年度において当該証明を受けようとする全ての事項について、様式22による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3～13　（略）

（新設）

（新設）

14　省令第四条第四項の規定により省令第三条第一項第七号の研究開発の実施の状況に関する経済産業大臣の証明を受けようとする者は、同号の研究開発を実施した日を含む同号の者の事業年度（ただし、個人の場合にあっては、研究開発を実施した日を含む年とする。14において同じ。）の末日の六十日前から三十日後までの間に、当該事業年度において当該証明を受けようとする全ての事項について、様式18による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

18　17の申請書の提出は、次の各号に掲げる事項を確認するため、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

一　17の申請を行う者が省令第二条第三項に規定する研究開発型新事業開拓事業者であること　様式23

二　17の申請を行う者による省令第三条第一項第七号の研究開発の実施の状況が、第五の4に規定する基準に適合するものであること　様式24

19　経済産業大臣は、17の申請書及び18の各号に定める書類のほか、第五の4に規定する基準に適合していることに関する経済産業大臣の証明を受けようとする者による省令第三条第一項第七号の研究開発の実施の状況を確認するために、当該基準に適合していることに関する経済産業大臣の証明を受けようとする者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

20　経済産業大臣は、17の申請書の提出を受けた場合において、速やかに第五の4に規定する基準に照らしてその内容を確認し、当該基準に適合するものと認めるときは、その提出を受けた日から原則として六十日以内に、様式25による証明書を交付するものとする。

21　5から7までの規定は、8、11、14及び17に係る証明の申請について準用する。この場合において、11に係る証明の申請について準用するときは、5中「様式6」とあるのは「様式16」と、6中「様式7」とあるのは「様式17」と、14に係る証明の申請について準用するときは、5中「様式6」とあるのは「様式20」と、6中「様式7」とあるのは「様式21」と、17に係る証明の申請について準用するときは、5中「様式6」とあるのは「様式26」と、6中「様式7」とあるのは「様式27」と読み替えるものとする。

15　14の申請書の提出は、次の各号に掲げる事項を確認するため、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

一　14の申請を行う者が省令第二条第三項に規定する研究開発型新事業開拓事業者であること　様式19

二　14の申請を行う者による省令第三条第一項第七号の研究開発の実施の状況が、第五の3に規定する基準に適合するものであること　様式20

16　経済産業大臣は、14の申請書及び15の各号に定める書類のほか、第五の3に規定する基準に適合していることに関する経済産業大臣の証明を受けようとする者による省令第三条第一項第七号の研究開発の実施の状況を確認するために、当該基準に適合していることに関する経済産業大臣の証明を受けようとする者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

17　経済産業大臣は、14の申請書の提出を受けた場合において、速やかに第五の3に規定する基準に照らしてその内容を確認し、当該基準に適合するものと認めるときは、その提出を受けた日から原則として六十日以内に、様式21による証明書を交付するものとする。

18　5から7までの規定は、8、11及び14に係る証明の申請について準用する。この場合において、11に係る証明の申請について準用するときは、5中「様式6」とあるのは「様式16」と、6中「様式7」とあるのは「様式17」と、14に係る証明の申請について準用するときは、5中「様式6」とあるのは「様式22」と、6中「様式7」とあるのは「様式23」と読み替えるものとする。

様式４、様式６、様式10及び様式12を次のように改める。

様式４

特定事業活動に関する情報

１．特定事業活動の要件

□ 特定事業活動は、以下の全ての要件を満たしております。

●申請者の行う事業活動が、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指したものであること

●申請者の行う特定事業活動が、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第１号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者の経営資源を活用して行うものであること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第３号）

●申請者が総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有する特別新事業開拓事業者に対して国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第１号の事業活動による株式の取得をする場合でないこと（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１第１号ロ）

●申請者が国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第１号の事業活動による特別新事業開拓事業者の株式の取得に関して同令第４条第１項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた後において同号の事業活動による当該特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合でないこと（当該取得により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有することとなる場合を除く。）（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１第１号ハ）

●申請者が国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号ロの事業活動による特別新事業開拓事業者の株式の取得に関して同令第４条第１項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた後において同令第３条第１項第１号の事業活動による当該特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合でないこと（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１第１号ニ）

●申請者が特定事業活動を行うにあたって活用する特別新事業開拓事業者の経営資源が、申請者が十分に有するものでなく、当該特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１第２号）

●申請者が国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第１号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者に対して行う資料又は情報の提供その他の協力が、当該特別新事業開拓事業者の成長に貢献するものであること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１第３号）

２．実施を予定する特定事業活動の内容

（１）出資の目的

（２）特定事業活動の実施に当たり活用を予定する特別新事業開拓事業者の経営資源

（３）特別新事業開拓事業者への提供を予定する資料又は情報の提供その他の協力の内容

３．申請者の事業所の産業分類

□ 申請者は、今回の特定事業活動を行うに当たって、関係する事業所が日本標準産業分類（平成２５年総務省告示第４０５号）に掲げる次の分類項目のいずれにも属していません。

●中分類　６５　金融商品取引業、商品先物取引業
●中分類　６８　不動産取引業
●中分類　６９　不動産賃貸業・管理業
●中分類　７０　物品賃貸業

４．特別新事業開拓事業者の産業分類

□ 申請者が特定事業活動を行うにあたって活用する特別新事業開拓事業者の経営資源は、日本標準産業分類に掲げる次の分類項目のいずれかに属する事業所の有する経営資源ではありません。

●中分類　６５　金融商品取引業、商品先物取引業
●中分類　６８　不動産取引業
●中分類　６９　不動産賃貸業・管理業
●中分類　７０　物品賃貸業

上記の内容について、当社として相違ありません。

年　月　日
法人番号
（特別新事業開拓事業者）会社名
代表者（役職名）　氏名

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．当該様式については、特別新事業開拓事業者ごとに作成すること。
２．□がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✔を記すこと。
３．「２．実施を予定する特定事業活動の内容」に関し、当該出資の報告に関する資料（取締役の同席を伴う会議等（取締役会、経営会議、投資委員会等）の議事録該当部分又は様式４－１）を添付すること。ただし、（１）から（３）までの事項に関する記載を含むプレスリリース等の公表資料を添付する場合は、当該出資の報告に関する資料の添付及び「２．実施を予定する特定事業活動の内容」の記載は不要とする。
４．「３．申請者の事業所の産業分類」及び「４．特別新事業開拓事業者の産業分類」に関し、✔が記されていない場合、経済産業大臣より追加で必要な資料の提出を求めることがある。

様式６

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する
経済産業大臣の変更証明申請書

年　月　日

経済産業大臣　名　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

年　月　日付で証明を得た経済産業大臣の証明について、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第６の５（同基準等第６の２１において準用する場合を含む。）の規定により、下記変更後も、引き続き、同基準等第５の１に規定する基準に適合することの証明を受けたいので申請します。

記

１．変更内容

変　更　前	変　更　後

２．変更の趣旨及び変更後も国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１に規定する基準に適合するとする理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式１０

経営資源活用共同化推進事業者に関する情報

１．経営資源活用共同化推進事業者

法人名	
法人番号	
企業規模 （中小企業者（※）に該当するか否か）	□ 中小企業者
日本標準産業分類（平成２５年総務省告示第４０５号）に掲げる小分類番号及び項目名	
法人の種類	□ 株式会社 □ 相互会社 □ 中小企業等協同組合 □ 農林中央金庫 □ 信用金庫又は信用金庫連合会
特定事業活動の内容	様式１２のとおり

※「中小企業者」とは、租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４２条の４第１９項第７号に規定する中小企業者（資本金１億円以下の法人であって大規模法人の所有に属していない法人又は従業員１，０００人以下の法人等）をいう。

２．株式の保有期間

□　当社は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号イの事業活動により取得した特別新事業開拓事業者の株式について、その取得の日から５年以上継続して保有する予定です。

□　当社は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号ロの事業活動により取得した特別新事業開拓事業者の株式について、その取得の日から起算して３年を経過する日までに当該特別新事業開拓時業者の総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有することとなることが見込まれ、当該株式をその取得の日から５年以上継続して保有する予定であり、当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有した後は、当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を継続して保有し、当該株式をその取得の日から５年以上継続して保有する予定です。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

□がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✔を記すこと。

様式１２

特定事業活動に関する情報

１．特定事業活動の要件

□ 特定事業活動は、以下の全ての要件を満たしております。

●申請者の行う事業活動が、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指したものであること

●申請者の行う特定事業活動が、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者の経営資源を活用して行うものであること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第３号）

●申請者が令和５年４月１日以後の国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第１号の事業活動による特別新事業開拓事業者の株式の取得に関して同令第４条第１項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた後において同令第３条第１項第２号の事業活動による当該特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合でないこと（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１第１号イ）

●申請者が総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有する特別新事業開拓事業者に対して国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号ロの事業活動による株式の取得をする場合でないこと（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１第１号ロ）

●申請者が国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号ロの事業活動による特別新事業開拓事業者の株式の取得に関して同令第４条第１項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた後において同令第３条第１項第２号の事業活動による当該特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合でないこと（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１第１号ニ）

●申請者が特定事業活動を行うにあたって活用する特別新事業開拓事業者の経営資源が、申請者が十分に有するものでなく、当該特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１第２号）

●申請者が国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者に対して行う資料又は情報の提供その他の協力が、当該特別新事業開拓事業者の成長に貢献するものであること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１第３号）

●次のいずれかに該当すること（該当する方の□にチェック）

□ 申請者が国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号イの事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者について、当該株式の取得の時において当該特別新事業開拓事業者が営んでいた事業を引き続き営んでおり、かつ、当該取得の後において他の者の事業の全部又は一部を譲り受けたことがないこと（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１第４号）

□ 申請者が国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号ロの事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者について、当該株式の取得の日から起算して３年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有することとなることが見込まれるものであること、及び、当該株式の取得の時において当該特別新事業開拓事業者が営んでいた事業を引き続き営んでおり、かつ、当該取得の後において他の者の事業の全部又は一部を譲り受けたことがないこと（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１第５号）

２．実施を予定する特定事業活動の内容

（１）株式取得の目的

（２）特定事業活動の実施に当たり活用を予定する特別新事業開拓事業者の経営資源

（３）特別新事業開拓事業者への提供を予定する資料又は情報の提供その他の協力の内容

（４）特別新事業開拓事業者が株式を取得した時に営んでいた事業の内容

３．申請者の事業所の産業分類

□ 申請者は、今回の特定事業活動を行うに当たって、関係する事業所が日本標準産業分類（平成２５年総務省告示第４０５号）に掲げる次の分類項目のいずれにも属していません。

●中分類　６５　金融商品取引業、商品先物取引業
●中分類　６８　不動産取引業
●中分類　６９　不動産賃貸業・管理業
●中分類　７０　物品賃貸業

４．特別新事業開拓事業者の産業分類

□ 申請者が特定事業活動を行うにあたって活用する特別新事業開拓事業者の経営資源は、日本標準産業分類に掲げる次の分類項目のいずれかに属する事業所の有する経営資源ではありません。

●中分類　６５　金融商品取引業、商品先物取引業
●中分類　６８　不動産取引業
●中分類　６９　不動産賃貸業・管理業
●中分類　７０　物品賃貸業

上記の内容について、当社として相違ありません。

年　月　日
法人番号
（特別新事業開拓事業者）会社名
代表者（役職名）　氏名

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．当該様式については、特別新事業開拓事業者ごとに作成すること。
２．□がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✔を記すこと。
３．「２．実施を予定する特定事業活動の内容」に関し、当該株式取得の報告に関する資料（取締役の同席を伴う会議等（取締役会、経営会議、投資委員会等）の議事録該当部分又は様式１２－１）を添付すること。ただし、（１）から（４）までの事項に関する記載を含むプレスリリース等の公表資料を添付する場合は、当該株式取得の報告に関する資料の添付及び「２．実施を予定する特定事業活動の内容」の記載は不要とする。
４．国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号ロの事業活動である場合は、当該株式取得の日から起算して３年を経過する日までに特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有することとなる見込みであることを示す資料（様式１２－２）を添付すること。
５．「３．申請者の事業所の産業分類」及び「４．特別新事業開拓事業者の産業分類」に関し、✔が記されていない場合、経済産業大臣より追加で必要な資料の提出を求めることがある。

様式12－1の次に次の様式を加える。

様式１２－２

意向表明書兼受諾書

株式会社〇〇（以下「甲」という。）は、後記１．記載の取引（以下「本件取引」という。）実行後３年以内に株式会社△△（以下「乙」という。）の議決権の総数の５０％超を取得すること（以下「対象取引」という。）に関し、下記のとおり意向表明書（以下「本意向表明書」という。）を提出し、乙はこれを受諾する。

なお、本意向表明書は、限られた資料に基づく本意向表明書提出日現在における甲の意向を表明するために作成されたものであり、今後の協議の基礎とすることを目的としている。よって、本意向表明書は、後記４から６までを除き何ら法的拘束力を有するものではなく、かつ対象取引に関する法的拘束力がある契約の締結や本件に関する義務を負うものではない。また、本意向表明書の提出の事実及び本意向表明書の内容は、甲及び乙の事前の同意なく、第三者に開示、漏えいしない。

２０●●年●●月●●日

甲：　【所在地】
　　【会社名】
　　【代表取締役氏名】

乙：　【所在地】
　　【会社名】
　　【代表取締役氏名】

記

1. 本件取引の内容
　取引日：　２０●●年●●月●●日
　譲受者：　甲
　譲渡者：　■■
　譲渡対象：乙発行済【普通株式/●種優先株式】●株

2. 対象取引の目的
　●●

3. スケジュール（対象取引の合意に向けて行う事項を記載）
　●年●月●日　　意向表明書兼受諾書の手交
　●年●月まで　　対象取引の実行に向けた協議
　●年●月まで　　対象取引の実行

4. 誠実交渉義務
　当事者は、対象取引の成立に向け、相互に必要な情報を適切に提供しつつ、信義誠実の原則に従い協議および交渉を継続するものとする。ただし、本条は当事者に対象取引に係る最終契約の締結を保証するものではない。

5. 守秘義務
　甲及び乙は、対象取引に関し、対象取引に係る協議・交渉経緯・内容及び相手方から開示される一切の情報（次の各号に掲げる情報を除き、以下「秘密情報」と総称する。）につき、相手方の書面による事前の承諾なく、弁護士、公認会計士、税理士及び財務アドバイザー以外の第三者に開示又は漏洩してはならず、対象取引の検討の目的以外の目的で使用してはならない。但し、法令若しくは金融商品取引所の規則又は裁判所の決定に基づき開示を要求される場合には、必要最小限の範囲で開示することができる。
　(1) 受領した時点で公知であった情報又は受領後に受領者の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報
　(2) 受領した時点で、受領者がすでに保有していた情報
　(3) 受領者が別途正当な権原を有する第三者から適法にかつ守秘義務を負わずに取得した情報
　(4) 受領者が秘密情報によらずに独自に取得した情報

6. 反社会的勢力の排除
　1. 甲及び乙は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないこと、及び次の各号の一にでも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約する。
　　(1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
　　(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
　　(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
　　(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること
　　(5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
　2. 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して次の各号の行為を行ってはならない。
　　(1) 暴力的な要求行為
　　(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

7. 本意向表明書の法的性質と留意事項
(1) 本意向表明書の有効期間は●年●月●日（本件取引実行日から３年間）とする。
(2) 本意向表明書の記載事項は、限られた資料に基づくものであり、今後の交渉やデュー・ディリジェンス等の状況により変更する可能性がある。また、本意向表明により甲乙間で上記４から６までを除き何ら法的拘束力を生じさせる合意を形成することは意図するものではない。
(3) 対象取引の機関決定にあたっては、投資委員会等での正式決議が必要となる。

以上

様式13′　別紙3及び別紙4－1を次のように改める。

様式１３

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第２項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた特定事業活動に関する継続証明申請書
（省令第３条第１項第２号の事業活動に関する場合）

年　　月　　日

経済産業大臣　名　殿

法人番号
名　　称
住　　所
代表者の氏名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第１項の規定により、（証明を受けた時の文書番号）において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項について、同条第２項の規定により、継続証明を受けたいので下記のとおり申請します。

なお、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項のうち、特別新事業開拓事業者の情報及び特別勘定及び当該株式に関する状況については、別表のとおりである。

記

１．特別新事業開拓事業者の株式の状況等（別紙３）
２．特定事業活動の進捗等（別紙４－１）
３．特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の保有の状況（別紙４－２）

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙３

特別新事業開拓事業者の株式の状況等

（証明を受けた時の文書番号）において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項について、下記のとおり、報告します。

１．経済産業大臣の証明を受けた特別新事業開拓事業者の株式の移動や配当等、特別勘定取崩し事由の有無

□　該当有り
□　該当無し

（注）「該当有り」の場合にのみ２を記載。

２．特別勘定取崩し事由に該当する特別新事業開拓事業者の株式の状況

（１）特別勘定取崩し事由があった特別新事業開拓事業者の名称及び特別勘定取崩し額

名称	
特別勘定取崩し額	

（２）特別勘定取崩し事由

□　特定株式の全部又は一部を有しなくなった
□　特定株式につき配当を受けた
□　特定株式の帳簿価額を減額した（減額とは税務上の簿価の減額を指す）
□　特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があった
□　特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した
□　対象法人（経営資源活用共同化推進事業者）が解散した
□　特別勘定の金額を任意に取り崩した
□　対象法人（経営資源活用共同化推進事業者）と特殊の関係のある組合の各組合員の出資割合に変更があった
□　議決権株式の割合が過半数となった後、保有する議決権株式の割合が過半数を下回った
□　特定株式の取得の日から起算して３年を経過する日までに特別新事業開拓事業者の総株主の議決権株式の割合が過半数を超えなかった

（注）該当事項が複数存在する場合は、特別新事業開拓事業者ごとに本紙を提出する必要がある。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

□がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✔を記すこと。

別紙４－１

特定事業活動の実施状況

１．特別新事業開拓事業者

（名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．特定事業活動の実施状況

□　経営資源活用共同化推進事業者による特定事業活動については、以下の要件が継続しております。

●特別新事業開拓事業者の経営資源が、経営資源活用共同化推進事業者が十分に有するものでなく、特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであること

●経営資源活用共同化推進事業者が行う資料又は情報の提供その他の協力が特別新事業開拓事業者の成長に貢献すること

●次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に該当すること

（該当する方の□にチェック）

□　経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得が、省令第３条第１項第２号イに掲げる事項の実施を伴うものである場合　当該株式の取得の時において当該特別新事業開拓事業者が営んでいた事業を引き続き営んでおり、かつ、当該取得の後において他の者の事業の全部又は一部を譲り受けたことがないこと（当該経営資源活用共同化推進事業者が、当該特別新事業開拓事業者の成長発展の状況に関して省令第４条第３項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた場合を除く。）（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１第４号）

□　経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得が、省令第３条第１項第２号ロに掲げる事項の実施を伴うものである場合　次のいずれにも該当すること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１第５号）

●当該株式の取得の日から３年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有することとなることが見込まれるものであること（同日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有した後は、その１００分の５０を超える議決権を継続して保有していること）

●当該株式の取得の時において当該特別新事業開拓事業者が営んでいた事業を引き続き営んでおり、かつ、当該取得の後において他の者の事業の全部又は一部を譲り受けたことがないこと（当該経営資源活用共同化推進事業者が、当該特別新事業開拓事業者の成長発展の状況に関して省令第４条第３項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた場合、かつ、当該特別新事業開拓事業者の議決権の保有の状況に関して省令第４条第４項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた場合を除く。）

申請時に経済産業省に提出した様式１２に記載の特定事業活動の進捗については以下の通りです。

３．特定事業活動を行う経営資源活用共同化推進事業者についての変更の有無

□　有り

□　無し

（注）「有り」の場合にのみ４を記載。

４．変更内容

変　更　前	変　更　後

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．□がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✔を記すこと。

２．国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号ロの事業活動である場合は、「２．特定事業活動の実施の状況」において、初年度申請の際に添付した様式１２－２の計画の進捗についても記載すること。

３．「４．変更内容」については、経営資源活用共同化推進事業者の法人番号に変更があれば、変更前後の法人番号も記載すること。

別紙４－１の次に次の様式を加える。

別紙４－２

特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の保有の状況

経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得が、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号ロに掲げる事項の実施を伴うものである場合、第４条第２項の申請時における特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の保有の状況については以下の通りである。

議決権変更日	議決権割合変更理由（取得・譲渡・その他）	株式の種類	取得・譲渡・その他で変動した議決権の数	議決権変更後に保有する議決権の数	総株主の議決権の数	議決権変更後の議決権の保有割合	摘要
（例）2027年5月1日	取得	普通株式	160	160	400	40%	セカンダリー取引

経営資源活用共同化推進事業者による、当社の総株主の議決権の状況に相違ないことを確認した。

年　　月　　日

法人番号
名　　称
住　　所
代表者の氏名

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．省令第４条第１項の特定株式の取得時から第４条第２項の申請時までの期間における、経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の議決権の保有の状況の明細を保有議決権割合の変動が生じた事由（取得・譲渡・その他）ごとに記載すること。変動が生じた事由がその他の場合は、摘要欄にその内容を記載すること（例：発行法人による自社株取得）。

２．取得・譲渡・その他で変動した議決権の数の欄には、議決権変更日に変動した議決権の数を記載すること。議決権の数に変動がない場合は、「－」を記載すること。

３．議決権変更後の議決権の保有割合の欄には、総株主の議決権の数に対する議決権変更後に保有する議決権の数の割合を記載すること。

４．経営資源活用共同化推進事業者による、特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の状況に相違ないことを特別新事業開拓事業者の代表者が確認し、署名すること。

様式16を次のように改める。

様式１６

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する
経済産業大臣の変更証明申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　名　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

年　　月　　日付で証明を得た経済産業大臣の証明について、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第６の２１において準用する第６の５の規定により、下記変更後も、引き続き、同基準等第５の２に規定する基準に適合することの証明を受けたいので申請します。

記

１．変更内容

変　更　前	変　更　後

２．変更の趣旨及び変更後も国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の２に規定する基準に適合するとする理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式18を次のように改める。

様式１８

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第４項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた特定事業活動に関する第３条第１項第２号ロに掲げる事業活動により取得した特別新事業開拓事業者の株式の取得の日から起算して３年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有することとなったことの証明申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　名　殿

法人番号
名　　称
住　　所
代表者の氏名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第１項の規定により、（証明を受けた時の文書番号）において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項について、同条第４項の規定により、証明を受けたいので下記のとおり申請します。

なお、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項のうち、第３条第１項第２号ロに掲げる事業活動により取得した特別新事業開拓事業者の株式の取得の日から起算して３年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有することとなったことに関する議決権の保有の状況については別紙のとおりである。

記

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号ロに掲げる事業活動により取得した特別新事業開拓事業者の株式の取得の日から起算して３年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有することとなったことに関する議決権の保有の状況（別紙６）

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式18の次に次の様式を加える。

別紙６

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号ロに掲げる事業活動により取得した特別新事業開拓事業者の株式の取得の日から起算して３年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有することとなったことに関する議決権の保有の状況

省令第４条第４項の申請時における特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の保有の状況については以下の通りである。

議決権変更日	議決権割合変更理由（取得・譲渡・その他）	株式の種類	取得・譲渡・その他で変動した議決権の数	議決権変更後に保有する議決権の数	総株主の議決権の数	議決権変更後の議決権の保有割合	摘要
（例）2027年9月1日	取得	普通株式	80	240	400	60%	セカンダリー取引

＿＿＿＿＿

経営資源活用共同化推進事業者による、当社の総株主の議決権の状況に相違ないことを確認した。

年　　月　　日

法人番号
名　　称
住　　所
代表者の氏名

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．省令第４条第１項の特定株式の取得時から第４条第４項の申請時までの期間における、経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の議決権の保有の状況の明細を保有議決権割合の変動が生じた事由（取得・譲渡・その他）ごとに記載すること。変動が生じた事由がその他の場合は、摘要欄にその内容を記載すること（例：発行法人による自社株取得）。

２．取得・譲渡・その他で変動した議決権の数の欄には、議決権変更日に変動した議決権の数を記載すること。議決権の数に変動がない場合は、「－」を記載すること。

３．議決権変更後の議決権の保有割合の欄には、総株主の議決権の数に対する議決権変更後に保有する議決権の数の割合を記載すること。

４．経営資源活用共同化推進事業者による、特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の状況に相違ないことを特別新事業開拓事業者の代表者が確認し、署名すること。

様式19から様式23－1までを次のように改める。

様式１９

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第４項の規定に基づく経済産業大臣の証明

年　　月　　日

経営資源活用共同化推進事業者名　殿

経済産業大臣　名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第１項の規定により、（証明を受けた時の文書番号）において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項について、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の３に規定する基準に適合することを証する。

なお、省令第４条第４項の規定に基づく経済産業大臣の証明に関する事項のうち、特別新事業開拓事業者の名称及び当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有することとなった日については、下記のとおりである。

記

１．特別新事業開拓事業者（名称）：

２．特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有することとなった日：　　年　　月　　日

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式２０

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する
経済産業大臣の変更証明申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　名　殿

法 人 番 号
住　　所
名　　称
代表者の氏名

　　年　　月　　日付で証明を得た経済産業大臣の証明について、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第６の２１において準用する第６の５の規定により、下記変更後も、引き続き、同基準等第５の３に規定する基準に適合することの証明を受けたいので申請します。

記

１．変更内容

変　更　前	変　更　後

２．変更の趣旨及び変更後も国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の３に規定する基準に適合するとする理由

（備考）
　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式２１

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する
経済産業大臣の変更証明通知書

年　　月　　日

経営資源活用共同化推進事者名　殿

経済産業大臣　名

　　年　　月　　日付で変更確認申請のあった経営資源活用の共同化に関する事項については、引き続き、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の３に規定する基準に適合することを証する。

（備考）
　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式２２

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令
第４条第５項に基づく経済産業大臣の証明申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　名　殿

法 人 番 号
名　　称
住　　所
代表者の氏名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第５項の規定に基づき経済産業大臣の証明を受けたいので下記により申請します。

記

１．研究開発型新事業開拓事業者に関する情報（様式２３のとおり）

２．国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第７号の研究開発に関する情報（様式２４のとおり）

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式２３

研究開発型新事業開拓事業者に関する情報

当社が、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第２条第３項に規定する研究開発型新事業開拓事業者であることについて、必要な情報は下記に添えた書類のとおりです。

記

１．研究開発型新事業開拓事業者の要件に関する確認書（様式２３－１のとおり）

２．登記事項証明書

３．国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第７号の研究開発を実施した前年度の損益計算書

４．株主名簿

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
損益計算書には、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第７号の研究開発を実施した前年度の売上高及び研究開発費の記載をすること。

様式２３－１

確　認　書

年　月　日

名　　称
代表者の氏名

当社は、次に掲げる要件を満たしています。

１．発行済株式の総数の２分の１を超える株式が同一の会社及び当該会社と特殊の関係のある会社の所有に属している会社以外の会社であること　（注１）

２．金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１６項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第６７条の１１第１項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であること

３．次のいずれかに該当する会社であること
□　その発行する株式が投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成１０年法律第９０号）第２条第２項に規定する投資事業有限責任組合をいい、新たな事業を創出し、及び当該事業の成長発展を図る事業者に対する資金供給を行うもの（事業の再生又は事業の承継を実施する事業者に対する資金供給を行うものを除く。）に限る。）の組合財産である会社
□　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第３４条の６第１項の規定により出資を受ける同項第１号に掲げる者

４．既に事業を開始しており、証明を受けようとする期間において、次のいずれかに該当する会社であること
□　設立の日以後の期間が１０年未満の会社であって、当該会社の直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が１００分の１０以上であるもの
□　設立の日以後の期間が１０年以上１５年未満の会社であって、当該会社の直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が１００分の１０以上であり、かつ、営業損失を生じているもの

５．株式会社であること

６．風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業又は同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社以外の会社であること

７．暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者が役員にいる会社以外の会社及び暴力団員等がその事業活動を支配する会社以外の会社であること（注２）

（注１）次に掲げる会社以外の会社

その発行済株式（その有する自己の株式を除く。）の総数の２分の１を超える株式（当該株式が組合（民法（明治２９年法律第８９号）第６６７条第１項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第２条第２項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）を通じて会社及び当該会社と特殊の関係のある会社（次の（１）から（３）までに掲げる会社をいう。以下同じ。）の所有に属している場合を除く。）が同一の会社及び当該会社と特殊の関係のある会社の所有に属している者

（１）当該会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。以下同じ。）の総数又は総額の２分の１以上に相当する場合における当該他の会社

（２）当該会社及び（１）に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の２分の１以上に相当する場合における当該他の会社

（３）当該会社並びに（１）及び（２）に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の２分の１以上に相当する場合における当該他の会社

（注２）次の（１）又は（２）に掲げる会社以外の会社

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（「暴力団員」という。以下同じ。）　又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（「暴力団員等」という。以下同じ。）が役員にいる会社

（２）暴力団員等がその事業活動を支配する会社

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

□がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✔を記すこと。

様式23―1の次に次の四様式を加える。

様式２４

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する
省令第３条第１項第７号の研究開発に関する情報

１．研究開発の要件

□　本研究開発は、以下の全ての要件を満たしております。（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の４）

●本研究開発が、特定事業活動を行う者（以下「研究の相手方」という。）が申請者と共同して行うもの又は申請者に委託するものであること

●本研究開発が、研究の相手方が申請者の経営資源を活用するものであること

●本研究開発の成果が、研究の相手方の行う特定事業活動に資するものであること

２．実施している又は実施を予定する研究開発の内容

① 研究の相手方に関する情報

□　法人

法人名	
法人番号	
法人の種類	□ 公益法人等 □ 協同組合等 □ 人格のない社団等 □ 普通法人等

※「公益法人等」、「協同組合等」、「人格のない社団等」、「普通法人」とは、法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第６号から第９号までに規定する公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、普通法人をいう。

□　個人

②研究開発の実施期間

［　］年［　］月［　］日～［　］年［　］月［　］日
そのうち証明を受けようとする期間
［　］年［　］月［　］日～［　］年［　］月［　］日

③研究開発の種類

□　共同研究契約
□　委託研究契約

④研究開発の目的

⑤研究開発の概要

⑥研究開発における研究開発型新事業開拓事業者及び研究の相手方の役割

――――――

上記の内容について、相違ありません。

年　月　日

法人番号（個人の場合にあっては記載不要）

（研究の相手方）法人名（個人の場合にあっては氏名）

代表者（役職名）　氏名（個人の場合にあっては記載不要）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．□がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✔を記すこと。

２．「２．実施している又は実施を予定する研究開発の内容」に関し、④から⑥までの事項に関する記載を含むプレスリリース等の公表資料を添付する場合は、「２．実施している又は実施を予定する研究開発の内容」内④から⑥までの記載は不要とする。

３．「２．②　研究開発の実施期間」における開始日は、共同研究契約等の締結日を記載すること。

様式２５

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令
第４条第５項の規定に基づく経済産業大臣の証明

年　　月　　日

研究開発型新事業開拓事業者　殿

経済産業大臣　名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第５項の規定により、　　年　　月　　日付で申請のあった、経営資源活用の共同化に関する事項について、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の４に規定する基準に適合することを証する。

なお、証明を行った経営資源活用の共同化に関する事項のうち、研究の相手方の情報及び証明する期間については、下記のとおりである。

記

１．研究の相手方の情報

法人名

法人番号

２．証明する期間

年　　月　　日～　　年　　月　　日

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

「１．研究の相手方の情報」は、研究の相手方が個人の場合にあってはその氏名を記載し、法人番号は記載しないものとする。

様式２６

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する
経済産業大臣の変更証明申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　名　殿

法 人 番 号
住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付で証明を得た経済産業大臣の証明について、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第６の２１において準用する第６の５の規定により、下記変更後も、引き続き、同基準等第５の４に規定する基準に適合することの証明を受けたいので申請します。

記

１．変更内容

変　更　前	変　更　後

２．変更の趣旨及び変更後も国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の４に規定する基準に適合するとする理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式２７

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する
経済産業大臣の変更証明通知書

年　　月　　日

研究開発型新事業開拓事業者　殿

経済産業大臣　名

年　　月　　日付で変更確認申請のあった経営資源活用の共同化に関する事項については、引き続き、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の４に規定する基準に適合することを証する。
なお、証明を行った経営資源活用の共同化に関する事項のうち、研究の相手方の情報及び証明する期間については、下記のとおりである。

記

１．研究の相手方の情報
法人名
法人番号

２．証明する期間
年　　月　　日～　　年　　月　　日

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
「１．研究の相手方の情報」は、研究の相手方が個人の場合にあってはその氏名を記載し、法人番号は記載しないものとする。

別表を次のように改める。

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　この告示による改正後の国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の規定は、この告示の施行の日以後に取得する株式に係る事業活動の実施の状況に係る経済産業大臣の証明（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第一項から第四項までの規定に基づく経済産業大臣の証明をいう。）について適用し、同日前に取得した株式に係る事業活動の実施の状況に係る経済産業大臣の証明（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第一項から第四項までの規定に基づく経済産業大臣の証明をいう。）については、なお従前の例による。

○経済産業省国土交通省告示第四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第五項の規定に基づき、平成二十一年経済産業省国土交通省告示第四号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第五項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十九項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化に資する改修工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる工事の種別及び地域区分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号）別表第10に掲げる地域の区分をいう。）に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に、当該一般断熱改修工事等の施工面積を乗じて得た金額（一般断熱改修工事等を行った家屋の当該一般断熱改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該一般断熱改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該一般断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。 （削る） （削る）	一　租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十一項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化に資する改修工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる工事の種別及び地域区分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号）別表第10に掲げる地域の区分をいう。）に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に、次のイ又はロに掲げる工事の種別に応じ当該イ又はロに定める床面積の合計及び同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額（一般断熱改修工事等を行った家屋の当該一般断熱改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該一般断熱改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該一般断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。 イ　平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号（以下この号において単に「告示」という。）第一項第一号アに規定する窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する窓の断熱性を高める工事　一般断熱改修工事等 ロ　告示第一項第一号ウに規定する天井等の断熱性を高める工事、同号エに規定する壁の断熱性を高める工事及び同号オに規定する床等の断熱性を高める工事　一般断熱改修工事等を行った家屋の当該一般断熱改修工事等に係る部分の床面積

工事の種別及び地域区分	単位当たりの金額
平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号（以下この表において単に「告示」という。）第一項第一号アに規定する窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換（1から8地域まで）	施工面積一平方メートルにつき三万二百円

工事の種別及び地域区分	単位当たりの金額	割合
告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換（1から8地域まで）	床面積一平方メートルにつき六千三百円	外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。この欄において同じ。）のうち上欄に掲げる工事を行ったものの面

告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換（1、2及び3地域）	施工面積一平方メートルにつき五万五百円	
告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設（4、5、6及び7地域）	施工面積一平方メートルにつき四万八千五百円	
告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（1、2、3及び4地域）	施工面積一平方メートルにつき七万八千四百円	
告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（5、6及び7地域）	施工面積一平方メートルにつき八万七千九百円	
告示第一項第一号ウに規定する天井等の断熱性を高める工事（1から8地域まで）	施工面積一平方メートルにつき一万二千百円	
告示第一項第一号エに規定する壁の断熱性を高める工事（1から8地域まで）	施工面積一平方メートルにつき二万円	
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事（1、2及び3地域）	施工面積一平方メートルにつき九千五百円	
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事（4、5、6及び7地域）	施工面積一平方メートルにつき九千百円	

二　租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第五項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十九項第二号に規定する工事（以下「エネルギー使用合理化設備設置工事」という。）の標準的な費用の額として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる工事の種類に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に、エネルギー使用合理化設備設置工事の箇所数（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第五号（この号において単に「告示」という。）第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置については集熱器の面積の合計）を乗じて得た金額（エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額（当該エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でそ

二　租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十九項第二号に規定する工事（以下「エネルギー使用合理化設備設置工事」という。）の標準的な費用の額として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる工事の種類に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に、エネルギー使用合理化設備設置工事の箇所数（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第五号（この号において単に「告示」という。）第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置については集熱器の面積の合計）を乗じて得た金額（エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額（当該エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でそ

告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換（1、2及び3地域）	床面積一平方メートルにつき一万千三百円	積の合計を、外気に接する全ての窓の面積の合計で除した割合
告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設（4、5、6及び7地域）	床面積一平方メートルにつき八千百円	
告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（1、2、3及び4地域）	床面積一平方メートルにつき一万九千円	
告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（5、6及び7地域）	床面積一平方メートルにつき一万五千円	
告示第一項第一号ウに規定する天井等の断熱性を高める工事（1から8地域まで）	床面積一平方メートルにつき二千七百円	
告示第一項第一号エに規定する壁の断熱性を高める工事（1から8地域まで）	床面積一平方メートルにつき一万九千四百円	
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事（1、2及び3地域）	床面積一平方メートルにつき五千八百円	
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事（4、5、6及び7地域）	床面積一平方メートルにつき四千六百円	

の構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。

工事の種類	単位当たりの金額
告示第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器一平方メートルにつき十六万四千八百円
告示第一項第二号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	一件につき四十七万二千四百円
告示第二項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	一件につき五万三千四百円
告示第三項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	一件につき五十三万八百円
告示第四項に規定する燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事	一件につき九十万九百円
告示第五項に規定するエアコンディショナーの設置工事	一件につき十一万七千百円

三　租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第五項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十九項第三号に規定する工事（以下「太陽光発電設備設置工事」という。）の標準的な費用の額として経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、二十九万九千五百円（次の表の上欄に掲げる種類の工事を併せて行う場合には、同表の下欄に定める費用を加算した額）に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュール（平成二十一年経済産業省告示第六十八号に規定する太陽電池モジュールをいう。）の出力を乗じて得た金額（幹線増強工事（単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事をいう。）を併せて行う場合には、当該金額に十三万五千八百円を加算した金額）とする（太陽光発電設備設置工事を行った家屋の当該太陽光発電設備設置工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額（当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。）。

工事の種類	費用
安全対策工事（急勾配の屋根面又は三階建以上の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該太陽光発電設備設置工事	四万九千三百円

の構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。

工事の種類	単位当たりの金額
告示第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器一平方メートルにつき十五万千六百円
告示第一項第二号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	一件につき三十六万五千四百円
告示第二項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	一件につき四万九千七百円
告示第三項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	一件につき四十一万二千二百円
告示第四項に規定する燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事	一件につき七十八万九千八百円
告示第五項に規定するエアコンディショナーの設置工事	一件につき十三万四千四百円

三　租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十一項第三号に規定する工事（以下「太陽光発電設備設置工事」という。）の標準的な費用の額として経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、四十二万五千五百円（次の表の上欄に掲げる種類の工事を併せて行う場合には、同表の下欄に定める費用を加算した額）に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュール（平成二十一年経済産業省告示第六十八号に規定する太陽電池モジュールをいう。）の出力を乗じて得た金額（幹線増強工事（単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事をいう。）を併せて行う場合には、当該金額に十万六千八百円を加算した金額）とする（太陽光発電設備設置工事を行った家屋の当該太陽光発電設備設置工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額（当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。）。

工事の種類	費用
安全対策工事（急勾配の屋根面又は三階建以上の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該太陽光発電設備設置工事	三万七千六百円

に従事する者並びに当該太陽光発電設備設置工事で設置する設備及び工具の落下を防止するために必要となる足場を組み立てる工事をいう。）	
陸屋根防水基礎工事（陸屋根の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該陸屋根に架台の基礎を設置する部分を掘削して行う基礎工事及び防水工事をいう。）	七万六千八百円
積雪対策工事（太陽光発電設備設置工事で設置する設備が積雪荷重に対して構造耐力上安全であるように太陽電池モジュール及び架台を補強する工事をいう。）	四万四百円
塩害対策工事（太陽光発電設備設置工事で設置する設備に対する塩害を防止するために必要となる防錆工事をいう。）	三万円

附　則

1　この告示は、令和九年一月一日から施行する。ただし、本則中「第二十六条の二十八の五第四項」を「第二十六条の二十八の五第五項」に改める改正規定、第一号中「同条第十一項第一号」を「同条第十九項第一号」に改める改正規定、第二号中「同条第十一項第二号」を「同条第十九項第二号」に改める改正規定及び第三号中「同条第十一項第三号」を「同条第十九項第三号」に改める改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

2　個人が、当該個人の所有する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋（当該対象一般断熱改修工事等に係る部分に限る。）を令和九年一月一日前に当該個人の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

○経済産業省・国土交通省告示第五号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第五号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第二十八項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第十九項第一号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備は、次のとおりとする。 1～5　（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第二十一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第十一項第一号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備は、次のとおりとする。 1～5　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

に従事する者並びに当該太陽光発電設備設置工事で設置する設備及び工具の落下を防止するために必要となる足場を組み立てる工事をいう。）	
陸屋根防水基礎工事（陸屋根の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該陸屋根に架台の基礎を設置する部分を掘削して行う基礎工事及び防水工事をいう。）	五万五千五百円
積雪対策工事（太陽光発電設備設置工事で設置する設備が積雪荷重に対して構造耐力上安全であるように太陽電池モジュール及び架台を補強する工事をいう。）	二万七千八百円
塩害対策工事（太陽光発電設備設置工事で設置する設備に対する塩害を防止するために必要となる防錆工事をいう。）	九千円

○国土交通省告示第四百七十五号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の四第六項第二号、第十八条の二十一第八項第一号ヌ、第十八条の二十五第十一項第一号及び第十九条の十一の四第三項第一号ハの規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

1　租税特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第十八条の四第六項第二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で買換資産（同条第三項に規定する買換資産をいう。）に係る家屋が租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「施行令」という。）第二十四条の二第三項第一号イ(4)に掲げる家屋に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類は、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。以下同じ。）が別表の書式により証するものとする。

2　規則第十八条の二十一第八項第一号ヌに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で居住用家屋（同号に規定する居住用家屋をいう。次項及び第四項において同じ。）又は認定住宅等（同号に規定する認定住宅等をいう。次項及び第四項において同じ。）が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四十一条第二十六項に規定する居住用家屋等に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類は、建築士が別表の書式により証するものとする。

3　規則第十八条の二十一第八項第一号ヌに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で居住用家屋又は認定住宅等が法第四十一条第二十六項ただし書に規定する建築確認を受けた時において当該居住用家屋又は当該認定住宅等の建築をする土地の全部が同項に規定する災害危険区域等外にあったことを明らかにする書類は、建築士が別表の書式により証するものとする。

4　規則第十八条の二十一第八項第一号ヌに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で居住用家屋又は認定住宅等が特定建替え（法第四十一条第二十七項に規定する特定建替えをいう。以下同じ。）により新築されたものであることを明らかにする書類は、次に掲げるものとする。

一　従前家屋（特定建替えのために除却した家屋をいう。以下同じ。）に係る登記事項証明書その他これに類する書類で従前家屋の所在地及び従前所有者（従前家屋の除却の直前の所有者をいう。以下同じ。）を明らかにするもの

二　当該居住用家屋若しくは認定住宅等に係る確認済証（建築基準法（昭和二十五年法律第二百五号）第六条第一項に規定する確認済証をいう。以下同じ。）の写し又は新築工事の工事請負契約書の写しその他これらに類する書類で次に掲げる事項を明らかにするもの

イ　当該居住用家屋又は認定住宅等の建築主が申請者（法第四十一条第一項の規定による控除を受けようとする者をいう。以下この項において同じ。）であること

ロ　当該居住用家屋又は認定住宅等が従前家屋と同一の場所に新築されたこと

三　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類で従前所有者が法第四十一条第二十七項の家屋の存する場所に五年以上居住していることを明らかにするもの

イ　従前所有者が申請者である場合（ロの場合を除く。）　従前所有者に係る住民票の写しその他これに類する書類

ロ　申請者が従前家屋の除却の日の前日において申請者の住民票に記載されていた住所と当該従前の所在地とが異なる場合、当該除却の日の前五年以内において当該申請者の住民票に記載されていた住所を異動したことがある場合、従前所有者が申請者と異なる場合その他これらに類する場合　従前所有者に係る戸籍の附票の写し、消除された戸籍の附票の写しその他これらに類する書類

四　従前所有者が申請者でない場合にあっては、戸籍の謄本又は抄本その他これに類する書類で従前所有者が当該申請者の配偶者又は二親等以内の親族であることを明らかにする書類

5　規則第十八条の二十五第十一項第一号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で買換資産（同条第二項第一号に規定する買換資産をいう。）に係る家屋が施行令第二十六条の七第六項第三号に掲げる家屋に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類は、建築士が別表の書式により証するものとする。

6　規則第十九条の十一の四第三項第一号ハに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で認定住宅等（法第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅等をいう。次項及び第八項において同じ。）が同号ハに規定する認定住宅等に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類は、建築士が別表の書式により証するものとする。

7　規則第十九条の十一の四第三項第一号ハに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で認定住宅等が法第四十一条の十九の四第五項ただし書に規定する建築確認を受けた時において当該認定住宅等の建築をする土地の全部が同項に規定する災害危険区域等外にあったことを明らかにする書類は、建築士が別表の書式により証するものとする。

8　規則第十九条の十一の四第三項第一号ハに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で認定住宅等が特定建替えにより新築されたものであることを明らかにする書類は、次に掲げるものとする。

一　従前家屋に係る登記事項証明書その他これに類する書類で従前家屋の所在地及び従前所有者を明らかにするもの

二　当該認定住宅等に係る確認済証の写し、検査済証の写し又は新築工事の工事請負契約書の写しその他これらに類する書類で次に掲げる事項を明らかにするもの

イ　当該認定住宅等の建築主が申請者（法第四十一条の十九の四第一項の規定による控除を受けようとする者をいう。以下この項において同じ。）であること

ロ　当該認定住宅等が従前家屋と同一の場所に新築されたこと

三　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類で従前所有者が法第四十一条第二十七項の家屋の存する場所に五年以上居住していることを明らかにするもの

イ　従前所有者が申請者である場合（ロの場合を除く。）　従前所有者に係る住民票の写しその他これに類する書類

ロ　申請者が従前家屋の除却の日の前日において申請者の住民票に記載されていた住所と当該従前の所在地とが異なる場合、当該除却の日の前五年以内において当該申請者の住民票に記載されていた住所を異動したことがある場合、従前所有者が申請者と異なる場合その他これらに類する場合　従前所有者に係る戸籍の附票の写し、消除された戸籍の附票の写しその他これらに類する書類

四　従前所有者が申請者でない場合にあっては、戸籍の謄本又は抄本その他これに類する書類で従前所有者が当該申請者の配偶者又は二親等以内の親族であることを明らかにするもの

別表

立地要件証明書

証明申請者	住所	
	氏名	
家屋番号及び所在地		
立地要件を確認した時点 ※いずれかにチェックを入れ年月日を記載してください。	□建築確認時点（　　年　　月　　日）	
	□新築又は取得時点（　　年　　月　　日）	
適用する特例	□法第36条の２（特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例）	
	□法第41条（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）	
	□法第41条の５（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）	
	□法第41条の19の４（認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除）	
立地要件 ※該当する項目すべてにチェックを入れてください。	□以下のいずれかに該当する。 ・「災害危険区域」に立地する住宅ではない。 ・都市再生特別措置法第88条第５項の規定により勧告に従わなかった旨を公表された場合において、当該勧告に従わずに建築された住宅ではない。	
	□「地すべり防止区域」に立地する住宅ではない。	
	□「急傾斜地崩壊危険区域」に立地する住宅ではない。	
	□「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅ではない。	
	□「浸水被害防止区域」に立地する住宅ではない。	

上記のとおり、特例の適用を受けようとする個人の居住の用に供する家屋が、

・法第36条の２の規定の適用を受けようとする場合にあっては、同条第１項の買換資産に係る施行令第24条の２第３項第１号イ(4)に掲げる家屋

・法第41条の規定の適用を受けようとする場合にあっては、同条第26項に規定する居住用家屋等

・法第41条の５の規定を受けようとする場合にあっては、同条第７項第１号の買換資産に係る施行令第26条の７第６号第３号に掲げる家屋

・法第41条の19の４の規定の適用を受けようとする場合にあっては、規則第19条の11の４第３項第１号ハに規定する認定住宅等

に該当しない旨を証明します。

証明年月日	年　　月　　日

<table>
<tr><td rowspan="3">証明を行った建築士</td><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</td><td rowspan="2"></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">当該建築士の属する建築士事務所</td><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>登録年月日及び登録番号</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

（備考）

１　「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。

２　「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。

３　「立地要件を確認した時点」の欄には、立地要件を確認した時点に対応する四角にチェックを入れ、当該時点に対応する年月日を記載するものとする。

４　「立地要件」の欄には、当該欄に掲げる項目に当てはまるかを確認し、それぞれの四角にチェックを入れるものとする。なお、当該家屋の全部が当該区域外にある場合に、チェックを入れるものとする。

５　「証明を行った建築士」の欄には、当該家屋が災害危険区域等外において新築されたものであることにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。

(1)　「氏名」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。

(2)　「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第３条及び第３条の２に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

(3)　「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第５条の２の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。

(4)　「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

６　「建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第 23 条の３第１項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行し、令和十年一月一日以後に居住の用に供される第一項の家屋（同日以後に居住の用に供される見込みである家屋を含む。以下同じ。）、第二項の居住用家屋及び認定住宅等、第五項の家屋並びに第六項の認定住宅等について適用する。

○国土交通省告示第四百七十六号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十三条の三第一項第十三号ハ、第十四号ニ及び第十五号ニ並びに第九項第一号ニ及び第二号ホ並びに第二十一条の十九第二項第十三号ハ、第十四号ニ及び第十五号ニ並びに第十項第一号ニ及び第二号ホの規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

1　租税特別措置法施行規則第十三条の三第一項第十三号ハ、第十四号ニ及び第十五号ニ並びに第九項第一号ニ及び第二号ホに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。以下同じ。）又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下単に「宅地建物取引業者」という。）が別表の書式により証するものとする。

2　租税特別措置法施行規則第二十一条の十九第二項第十三号ハ、第十四号ニ及び第十五号ニ並びに第十項第一号ニ及び第二号ホに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、建築士又は宅地建物取引業者が別表の書式により証するものとする。

別表

立 地 要 件 証 明 書

証明申請者	住所	
	氏名 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）	
地番及び所在地		
土地等の譲渡の時点	年　　月　　日	
立地要件 ※該当する項目すべてにチェックを入れてください。	□「地すべり防止区域」に立地する土地等ではない。	
	□「急傾斜地崩壊危険区域」に立地する土地等ではない。	
	□「土砂災害特別警戒区域」に立地する土地等ではない。	
	□「浸水被害防止区域」に立地する土地等ではない。	

上記の土地等が、租税特別措置法第31条の２第５項又は第62条の３第７項に規定する区域外に立地する旨を証明します。

証明年月日	年　　月　　日

１．証明者が建築士の場合

証明を行った建築士	氏名			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
当該建築士の属する建築士事務所	名称			
	所在地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

２．証明者が宅地建物取引業者の場合

証明を行った宅地建物取引業者	氏名又は名称	
	免許証番号	国土交通大臣（　　）第　　号 知事
	免許有効期限	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
	代表者氏名	
	主たる事務所の所在地	
	証明を行った事務所の代表者氏名	
	証明を行った事務所の所在地	

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

（備考）

１　「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。

２　「地番及び所在地」の欄には、当該土地の登記簿に記載された地番及び所在地を記載すること。

３　「立地要件」の欄には、当該欄に掲げる項目に当てはまるかを確認し、それぞれの四角にチェックを入れるものとする。なお、当該土地等の全部が当該区域外にある場合に、チェックを入れるものとする。

４　「証明を行った建築士」の欄には、当該土地等が租税特別措置法第31条の２第５項又は第62条の３第７項に規定する区域外に立地するものであることにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。

(1)「氏名」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。

(2)「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第３条及び第３条の２に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

(3)「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第５条の２の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。

(4)「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

５　「建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の３第１項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

６　「証明を行った宅地建物取引業者」の欄には、当該土地等が租税特別措置法第31条の２第５項又は第62条の３第７項に規定する区域外に立地するものであることにつき証明を行った宅地建物取引業者について、次により記載すること。

(1)「氏名又は名称」、「免許証番号」、「免許有効期限」、「代表者氏名」、「主たる事務所の所在地」の欄には、宅地建物取引業法第６条の規定により交付を受けた免許証における「氏名又は名称」、「免許証番号」、「有効期間」、「代表者氏名」、「主たる事務所の所在地」を記載するものとする。

(2)「証明を行った事務所の代表者氏名」の欄には、宅地建物取引業法第50条第１項の規定により宅地建物取引業者が掲げる標識における「この事務所の代表者氏名」を記載するものとする。

(3)「証明を行った事務所の所在地」の欄には、宅地建物取引業法第４条の規定による提出を行った免許申請書における事務所の所在地であって、証明を行った事務所に係るものを記載するものとする。

附　則

この告示は、令和十年一月一日から施行し、同日以後に行われる租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十一条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

○国土交通省告示第四百七十七号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第八項第一号リの規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項第一号リに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により当該居住用家屋とみなされた同項に規定する特例居住用家屋を含む。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により当該認定住宅等とみなされた同項に規定する特例認定住宅等を含む。）に係る次に掲げる書類のいずれかとする。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項に規定する確認済証の写し又は同法第七条第五項に規定する検査済証の写し（令和九年十二月三十一日以前に同法第六条第一項の規定による確認を受けたことを証するものに限る。）

二　登記事項証明書（当該家屋が令和十年六月三十日以前に建築されたことを証するものに限る。）

三　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十三項に規定する市町村長若しくは特別区の区長の同項の規定による証明書、租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十三項各号に掲げる書類（その家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十条第二号ロに掲げる住宅に該当する家屋である場合には同項第一号に掲げる書類）、同令第十八条の二十一第十四項各号に掲げる書類又は同条第十六項に規定する書類

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百七十八号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、令和四年国土交通省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項第一号チに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により当該居住用家屋とみなされた同項に規定する特例居住用家屋を含む。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により当該認定住宅等とみなされた同項に規定する特例認定住宅等を含む。）に係る次に掲げる書類のいずれかとする。	租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項第一号チに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により当該居住用家屋とみなされた同項に規定する特例居住用家屋を含む。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により当該認定住宅等とみなされた同項に規定する特例認定住宅等を含む。）に係る次に掲げる書類のいずれかとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十三項に規定する市町村長若しくは特別区の区長の同項の規定による証明書、租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十三項各号に掲げる書類（その家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十条第二号ロに掲げる住宅に該当する家屋である場合には同項第一号に掲げる書類）、同令第十八条の二十一第十四項各号に掲げる書類又は同条第十六項若しくは第十七項に規定する書類	三　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十二項に規定する市町村長若しくは特別区の区長の同項の規定による証明書、租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十三項各号に掲げる書類（その家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十条第二号ロに掲げる住宅に該当する家屋である場合には同項第一号に掲げる書類）、同令第十八条の二十一第十四項各号に掲げる書類又は同条第十六項若しくは第十七項に規定する書類

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百七十九号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二第二項第二号イ(4)及びハ(4)、第十八条の四第二項、第十八条の二十一第一項第一号ロ、第二十三条の五の二第三項第一号ロ並びに第二十三条の六第三項第一号ロ並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和二年財務省令第四十四号）第四条の二第一項第一号イの規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

本則中「並びに同規則」を「、」に、「及び第二十三条の六第三項第一号ロ」を「並びに第二十三条の六第三項第一号ロ」に改める。

別表中「㉑」を削る。

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　租税特別措置法施行規則第十八条の二第二項第二号イ(4)及びハ(4)、第十八条の二十一第一項第一号ロ、第二十三条の五の二第三項第一号ロ並びに第二十三条の六第三項第一号ロ並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第一項第一号イに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第四百八十号

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年財務省令第二十一号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第二十八項、第二十三条の五の二第七項及び第二十三条の六第五項並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和二年財務省令第四十四号）第四条の二第六項に基づき、平成二十六年国土交通省告示第四百三十号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

本則中「第十八条の二十一第二十七項」を「第十八条の二十一第二十八項」に改める。

別表1及び別表2中「㎡」を削る。

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十八項、第二十三条の五の二第七項及び第二十三条の六第五項並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第六項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第四百八十一号

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年財務省令第二十一号）の施行に伴い、平成二十六年国土交通省告示第四百三十一号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

本則中「第十八条の二十一第二十八項」を「第十八条の二十一第二十九項」に改める。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百八十二号

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年財務省令第二十一号）の施行に伴い、令和四年国土交通省告示第四百二十三号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

本則中「第十八条の二十一第十八項」を「第十八条の二十一第十九項」に改める。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百八十三号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十九条第十五項（同条第十七項において準用する場合を含む。）、第二十条の二第十九項、第三十八条の四第二十九項及び第三十八条の五第十三項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和五十四年建設省告示第七百六十八号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第十九条第十五項（同条第十七項において準用する場合を含む。）、第二十条の二第十九項、第三十八条の四第二十九項及び第三十八条の五第十三項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の定める基準は、次のとおりとする。	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十九条第十五項（同条第十七項において準用する場合を含む。）、第二十条の二第二十一項、第三十八条の四第三十一項及び第三十八条の五第十三項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の定める基準は、次のとおりとする。
第一　（略）	第一　（略）
第二　住宅の床面積に関する事項	第二　住宅の床面積に関する事項
住宅の人の居住の用に供する部分の床面積（建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）別記第二号様式に規定する高床式住宅にあつては、床下部分以外の部分の面積）が、四十平方メートル以上（寄宿舎にあつては十八平方メートル以上、租税特別措置法施行令第二十条の二第十九項又は第三十八条の四第二十九項の規定による認定に係る寄宿舎以外の住宅にあつては五十平方メートル以上）二百平方メートル以下であること。	住宅の人の居住の用に供する部分の床面積（建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）別記第二号様式に規定する高床式住宅にあつては、床下部分以外の部分の面積）が、四十平方メートル以上（寄宿舎にあつては十八平方メートル以上、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十一項又は第三十八条の四第三十一項の規定による認定に係る寄宿舎以外の住宅にあつては五十平方メートル以上）二百平方メートル以下であること。

第三　その他優良な住宅の供給に関し必要な事項

一～三　（略）

四　住宅の建築費が三・三平方メートル当たり九十五万円（耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）を有する住宅にあつては、百六十万円）以下であること。

五　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百八十四号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年財務省令第二十一号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第二十項及び第十九条の十一の三第一項から第八項までの規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

本則中「、第十八条の二十三の二の二第一項」を削る。

別表第一を次のように改める。

	第一欄	第二欄	第三欄
一	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この表において「法」という。）第四十一条第一項	租税特別措置法施行規則（以下この表において「規則」という。）第十八条の二十一第二十項の証明の申請	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下この表において「令」という。）第二十六条第三十八項第一号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替
			令第二十六条第三十八項第二号に規定する修繕又は模様替
			令第二十六条第三十八項第三号に規定する修繕又は模様替
			令第二十六条第三十八項第四号に規定する修繕又は模様替
			令第二十六条第三十八項第五号に規定する修繕又は模様替
			令第二十六条第三十八項第六号に規定する修繕又は模様替
二	法第四十一条の十九の三第一項から第八項まで	規則第十九条の十一の三第一項から第八項までの証明の申請	令第二十六条第三十八項各号に掲げる工事（法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修又は法第四十一条の十九の三第一項に規定する対象高齢者等居住改修工事等、同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条第三項に規定する対象多世帯同居改修工事等、同条第四項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等若しくは同条第七項に規定する対象子育て対応改修工事等に該当するものを除く。）
			令第二十六条の二十八の五第二十五項に規定する増築、改築、修繕又は模様替
			令第二十六条の二十八の五第二十六項に規定する増築、改築、修繕又は模様替
			令第二十六条の二十八の五第二十八項又は第三十項に規定する設備の取替え又は取付け
			令第二十六条の二十八の五第三十二項に規定する増築、改築、修繕又は模様替
			令第二十六条の二十八の五第三十三項に規定する増築、改築、修繕又は模様替
			令第二十六条の二十八の五第三十四項に規定する増築、改築、修繕又は模様替

第三　その他優良な住宅の供給に関し必要な事項

一～三　（略）

四　住宅の建築費が三・三平方メートル当たり九十五万円（耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）を有する住宅にあつては、百万円）以下であること。

五　（略）

別表第二を次のように改める。

別表第二

増改築等工事証明書

証明申請者	住　所	
	氏　名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

Ⅰ．所得税額の特別控除

１．償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）

（１）実施した工事の種別

第１号工事	□１　増築　□２　改築　□３　大規模の修繕　□４　大規模の模様替	
第２号工事	１棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □１　床の過半の修繕又は模様替　□２　階段の過半の修繕又は模様替 □３　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　□４　壁の過半の修繕又は模様替	
第３号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 □１　居室　□２　調理室　□３　浴室　□４　便所　□５　洗面所　□６　納戸 □７　玄関　□８　廊下	
第４号工事（耐震改修工事）	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 □１　建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定 □２　地震に対する安全性に係る基準	
第５号工事（バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □１　通路又は出入口の拡幅　□２　階段の勾配の緩和　□３　浴室の改良 □４　便所の改良　□５　手すりの取付　□６　床の段差の解消 □７　出入口の戸の改良　□８　床材の取替	
第６号工事（省エネ改修工事）	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 □１　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 □２　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 □３　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記１から３のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □４　天井等の断熱性を高める工事　□５　壁の断熱性を高める工事 □６　床等の断熱性を高める工事
		地域区分：□１　１地域　□２　２地域　□３　３地域　□４　４地域　□５　５地域　□６　６地域　□７　７地域　□８　８地域
		改修工事前の住宅が相当する断熱性能等級：□１　等級１　□２　等級２　□３　等級３

<table>
<tr><td rowspan="5"></td><td></td><td rowspan="4">炭素物計づの低定建築等基に工事の認素新画く場合</td><td colspan="3">次に該当する修繕又は模様替
□１　窓

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□２　天井等　　□３　壁　　□４　床等</td></tr>
<tr><td colspan="2">低炭素建築物新築等計画の認定主体</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">低炭素建築物新築等計画の認定番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">低炭素建築物新築等計画の認定年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="9">改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合</td><td rowspan="7">能に明場性書証る合</td><td colspan="3">エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替
□１　窓の断熱性を高める工事

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□２　天井等の断熱性を高める工事
□３　壁の断熱性を高める工事
□４　床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域区分</td><td>□１　１地域　□２　２地域　□３　３地域
□４　４地域　□５　５地域　□６　６地域
□７　７地域　□８　８地域</td></tr>
<tr><td colspan="2">改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td><td>□１　等級１　□２　等級２　□３　等級３</td></tr>
<tr><td colspan="2">改修工事後の住宅の断熱等性能等級</td><td>□１　断熱等性能等級２
□２　断熱等性能等級３
□３　断熱等性能等級４以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>登録番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅性能評価書の交付番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅性能評価書の交付年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">築に期宅計定証る良住等認りれる築のよさ場合</td><td colspan="3">エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替
□１　窓の断熱性を高める工事

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□２　天井等の断熱性を高める工事
□３　壁の断熱性を高める工事
□４　床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域区分</td><td>□１　１地域　□２　２地域　□３　３地域
□４　４地域　□５　５地域　□６　６地域
□７　７地域　□８　８地域</td></tr>
<tr><td colspan="2">改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td><td>□１　等級１　□２　等級２　□３　等級３</td></tr>
</table>

			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	□１　断熱等性能等級３ □２　断熱等性能等級４以上
			長期優良住宅建築等計画の認定主体	
			長期優良住宅建築等計画の認定番号	第　　号
			長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年　月　日

（２）実施した工事の内容

（３）実施した工事の費用の額等

①　第１号工事～第６号工事に要した費用の額		円
②　第１号工事～第６号工事に係る補助金等の交付の有無		□ 有　□ 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
③　①から②を差し引いた額（100万円を超える場合）		円

２．住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等、耐久性向上改修工事等又は子育て対応改修工事等を含む増改築等をした場合（住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除）

（１）実施した工事の種別

<table>
<tr><td>①住宅耐震改修</td><td colspan="4">次の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替
□１　建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定
□２　地震に対する安全性に係る基準</td></tr>
<tr><td>②高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）</td><td colspan="4">高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
□１　通路又は出入口の拡幅　□２　階段の勾配の緩和　□３　浴室の改良
□４　便所の改良　□５　手すりの取付　□６　床の段差の解消
□７　出入口の戸の改良　□８　床材の取替</td></tr>
<tr><td rowspan="12">③一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）</td><td rowspan="5">窓の断熱改修工事を実施した場合</td><td colspan="3">エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替
□１　窓の断熱性を高める工事
上記１と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
□２　天井等の断熱性を高める工事　□３　壁の断熱性を高める工事
□４　床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td>地域区分</td><td colspan="2">□１　１地域　□２　２地域　□３　３地域　□４　４地域
□５　５地域　□６　６地域　□７　７地域　□８　８地域</td></tr>
<tr><td rowspan="4">認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合</td><td colspan="2">次に該当する修繕又は模様替
□１　窓
上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□２　天井等　□３　壁　□４　床等</td></tr>
<tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定主体</td><td></td></tr>
<tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">太陽熱利用冷温熱装置の型式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">潜熱回収型給湯器の型式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ヒートポンプ式電気給湯器の型式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">燃料電池コージェネレーションシステムの型式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ガスエンジン給湯器の型式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">エアコンディショナーの型式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">太陽光発電設備の型式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>安全対策工事</td><td colspan="2">□ 有　□ 無</td></tr>
<tr><td></td><td>陸屋根防水基礎工事</td><td colspan="2">□ 有　□ 無</td></tr>
<tr><td></td><td>積雪対策工事</td><td colspan="2">□ 有　□ 無</td></tr>
<tr><td></td><td>塩害対策工事</td><td colspan="2">□ 有　□ 無</td></tr>
<tr><td></td><td>幹線増強工事</td><td colspan="2">□ 有　□ 無</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>④多世帯同居改修工事等</td><td>他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
□１　調理室を増設する工事　□２　浴室を増設する工事　□３　便所を増設する工事
□４　玄関を増設する工事
<table>
<tr><td></td><td>調理室の数</td><td>浴室の数</td><td>便所の数</td><td>玄関の数</td></tr>
<tr><td>改修工事前</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>改修工事後</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑤耐久性向上改修工事等</td><td>対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
□　１　小屋裏の換気工事　□２　小屋裏点検口の取付工事
□　３　外壁の通気構造等工事　□４　浴室又は脱衣室の防水工事
□　５　土台の防腐・防蟻工事　□６　外壁の軸組等の防腐・防蟻工事
□　７　床下の防湿工事　□８　床下点検口の取付工事
□　９　雨どいの取付工事　□10　地盤の防蟻工事
□　11　給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事
<table>
<tr><td>長期優良住宅建築等計画の認定主体</td><td></td></tr>
<tr><td>長期優良住宅建築等計画の認定番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td>長期優良住宅建築等計画の認定年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑥子育て対応改修工事等</td><td>子育てに係る特例対象個人の負担を軽減するための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
□１　住宅内における子どもの事故を防止するための工事
□２　対面式キッチンへの交換工事　□３　開口部の防犯性を高める工事
□４　収納設備を増設する工事　□５　開口部・界壁・界床の防音性を高める工事
□６　間取り変更工事</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5">上記と併せて行う第１号工事～第６号工事</td><td>第１号工事</td><td>□１　増築　□２　改築　□３　大規模の修繕　□４　大規模の模様替</td></tr>
<tr><td>第２号工事</td><td>１棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□１　床の過半の修繕又は模様替　□２　階段の過半の修繕又は模様替
□３　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　□４　壁の過半の修繕又は模様替</td></tr>
<tr><td>第３号工事</td><td>次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替
□１　居室　□２　調理室　□３　浴室　□４　便所　□５　洗面所　□６　納戸
□７　玄関　□８　廊下</td></tr>
<tr><td>第４号工事（耐震改修工事）
※①の工事を実施していない場合のみ選択</td><td>次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替
□１　建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定
□２　地震に対する安全性に係る基準</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>第５号工事
（バリアフリー改修工事）
※②の工事を実施していない場合のみ選択</td><td colspan="3">高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替

□１　通路又は出入口の拡幅　□２　階段の勾配の緩和　□３　浴室の改良
□４　便所の改良　□５　手すりの取付　□６　床の段差の解消
□７　出入口の戸の改良　□８　床材の取替</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="5">第６号工事
（省エネ改修工事）
※③の工事を実施していない場合のみ選択</td><td rowspan="4">全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合</td><td colspan="2">エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替
□１　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事
□２　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事
□３　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事

上記１から３のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□４　天井等の断熱性を高める工事　□５　壁の断熱性を高める工事
□６　床等の断熱性を高める工事
<table><tr><td>地域区分</td><td>□１　１地域　□２　２地域　□３　３地域
□４　４地域　□５　５地域　□６　６地域
□７　７地域　□８　８地域</td></tr><tr><td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td><td>□１　等級１　□２　等級２　□３　等級３</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="4">認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合</td><td>次に該当する修繕又は模様替
□１　窓

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□２　天井等　□３　壁　□４　床等</td></tr>
<tr><td><table><tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定主体</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td><table><tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定番号</td><td>第　　号</td></tr></table></td></tr>
<tr><td><table><tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定年月日</td><td>年　月　日</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>改修工事の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合</td><td>住宅性能評価書により証明される場合</td><td>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替

□１　窓の断熱性を高める工事

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□２　天井等の断熱性を高める工事
□３　壁の断熱性を高める工事
□４　床等の断熱性を高める工事</td></tr>
</table>

				地域区分	□１　１地域　□２　２地域 □３　３地域　□４　４地域 □５　５地域　□６　６地域 □７　７地域　□８　８地域	
				改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	□１　等級１　□２　等級２　□３　等級３	
				改修工事後の住宅の断熱等性能等級	□１　断熱等性能等級２ □２　断熱等性能等級３ □３　断熱等性能等級４以上	
				住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名　　称	
					登録番号	第　　号
				住宅性能評価書の交付番号		第　　号
				住宅性能評価書の交付年月日		年　　月　　日
			増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 □１　窓の断熱性を高める工事 上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □２　天井等の断熱性を高める工事 □３　壁の断熱性を高める工事 □４　床等の断熱性を高める工事		
				地域区分	□１　１地域　□２　２地域 □３　３地域　□４　４地域 □５　５地域　□６　６地域 □７　７地域　□８　８地域	
				改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	□１　等級１　□２　等級２　□３　等級３	
				改修工事後の住宅の断熱等性能等級	□１　断熱等性能等級３ □２　断熱等性能等級４以上	
				長期優良住宅建築等計画の認定主体		
				長期優良住宅建築等計画の認定番号		第　　号
				長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年　　月　　日

（２）実施した工事の内容

（３）実施した工事の費用の額等

①　住宅耐震改修			
	ア　当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額		円
	イ　当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無		□ 有　□ 無
		「有」の場合　交付される補助金等の額	円
	ウ　アからイを差し引いた額		円
	エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額		円
	オ　ウからエを差し引いた額		円
②　高齢者等居住改修工事等			
	ア　当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	イ　当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□ 有　□ 無
		「有」の場合　交付される補助金等の額	円
	ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
	エ　ウと200万円のうちいずれか少ない金額		円
	オ　ウからエを差し引いた額		円

③　一般断熱改修工事等			
	ア　当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	イ　当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□ 有　□ 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
	エ　ウと250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額		円
	オ　ウからエを差し引いた額		円
④　多世帯同居改修工事等			
	ア　当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	イ　当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□ 有　□ 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
	エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額		円
	オ　ウからエを差し引いた額		円
⑤　耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合）			
	ア　当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	イ　当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□ 有　□ 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
	エ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	オ　当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□ 有　□ 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	カ　エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
	キ　ウ及びカの合計額		円
	ク　キと250万円（対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額		円
	ケ　キからクを差し引いた額		円

⑥　耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）			
	ア　当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額		円
	イ　当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無		□ 有　□ 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
	エ　当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	オ　当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□ 有　□ 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	カ　エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
	キ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	ク　当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□ 有　□ 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	ケ　キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
	コ　ウ、カ及びケの合計額		円
	サ　コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額		円
	シ　コからサを差し引いた額		円
⑦　子育て対応改修工事等			
	ア　当該子育て対応改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	イ　当該子育て対応改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□ 有　□ 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
	エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額		円
	オ　ウからエを差し引いた額		円

⑧　①ウ、②ウ、③ウ、④ウ及び⑦ウの合計額	円
⑨　①エ、②エ、③エ、④エ及び⑦エの合計額	円
⑩　①オ、②オ、③オ、④オ及び⑦オの合計額	円
⑪　②ウ、④ウ、⑤キ及び⑦ウの合計額	円
⑫　②エ、④エ、⑤ク及び⑦エの合計額	円
⑬　②オ、④オ、⑤ケ及び⑦オの合計額	円
⑭　②ウ、④ウ、⑥コ及び⑦ウの合計額	円
⑮　②エ、④エ、⑥サ及び⑦エの合計額	円
⑯　②オ、④オ、⑥シ及び⑦オの合計額	円
⑰　⑨、⑫又は⑮のうちいずれか多い額（10%控除分）	円
⑱　⑧、⑪又は⑭のうちいずれか多い額	円
⑲　⑩、⑬又は⑯のうち⑱の金額に係る額	円
⑳　①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事	
ア　①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事に要した費用の額	円
イ　⑳の改修に係る補助金等の交付の有無	□ 有　□ 無
「有」の場合　交付される補助金等の額	円
ウ　アからイを差し引いた額	円
㉑　⑱の金額と⑲及び⑳ウの合計額のうちいずれか少ない額	円
㉒　1,000万円から⑰を引いた残りの額（０円未満となる場合は０円）	円
㉓　㉑と㉒の金額のうちいずれか少ない額（５％控除分）	円

３．償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合
（買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除）

（１）実施した工事の種別

<table>
<tr><td>第１号工事</td><td colspan="3">□１　増築　　□２　改築　　□３　大規模の修繕　　□４　大規模の模様替</td></tr>
<tr><td>第２号工事</td><td colspan="3">共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替
□１　床の過半の修繕又は模様替　□２　階段の過半の修繕又は模様替
□３　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　□４　壁の過半の修繕又は模様替</td></tr>
<tr><td>第３号工事</td><td colspan="3">次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替
□１　居室　□２　調理室　□３　浴室　□４　便所　□５　洗面所　□６　納戸
□７　玄関　□８　廊下</td></tr>
<tr><td>第４号工事（耐震改修工事）</td><td colspan="3">次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替
□１　建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定
□２　地震に対する安全性に係る基準</td></tr>
<tr><td>第５号工事（バリアフリー改修工事）</td><td colspan="3">バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□１　通路又は出入口の拡幅　□２　階段の勾配の緩和　□３　浴室の改良
□４　便所の改良　□５　手すりの取付　□６　床の段差の解消
□７　出入口の戸の改良　□８　床材の取替</td></tr>
<tr><td rowspan="8">第６号工事（省エネ改修工事）</td><td rowspan="2">全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合</td><td colspan="2">省エネルギー化のための修繕又は模様替
□１　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□２　天井等の断熱性を高める工事　□３　壁の断熱性を高める工事
□４　床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td>地域区分</td><td>□１　１地域　□２　２地域　□３　３地域　□４　４地域
□５　５地域　□６　６地域　□７　７地域　□８　８地域</td></tr>
<tr><td rowspan="6">改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合</td><td rowspan="6">住宅性能評価書により証明される場合</td><td>省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替
□１　窓の断熱性を高める工事

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□２　天井等の断熱性を高める工事
□３　壁の断熱性を高める工事
□４　床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td>地域区分</td><td>□１　１地域　□２　２地域　□３　３地域
□４　４地域　□５　５地域　□６　６地域
□７　７地域　□８　８地域</td></tr>
<tr><td>改修工事後の住宅の省エネ性能</td><td>□１　断熱等性能等級４以上
□２　一次エネルギー消費量等級４以上及び断熱等性能等級３</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅性能評価書を交付した登録住宅</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>登録番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅性能評価書の交付番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅性能評価書の交付年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6"></td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6">増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合</td><td colspan="3">省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替
□１　窓の断熱性を高める工事

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□２　天井等の断熱性を高める工事
□３　壁の断熱性を高める工事
□４　床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td>地域区分</td><td colspan="2">□１　１地域　□２　２地域　□３　３地域
□４　４地域　□５　５地域　□６　６地域
□７　７地域　□８　８地域</td></tr>
<tr><td>改修工事後の住宅省エネ性能</td><td colspan="2">□１　断熱等性能等級４以上
□２　一次エネルギー消費量等級４以上及び断熱等性能等級３</td></tr>
<tr><td colspan="2">長期優良住宅建築等計画の認定主体</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">長期優良住宅建築等計画の認定番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">長期優良住宅建築等計画の認定年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>第７号工事（給排水管・雨水の浸入を防止する部分に係る工事）</td><td colspan="4">□１　給水管に係る修繕又は模様替
□２　排水管に係る修繕又は模様替
□３　雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替</td></tr>
</table>

（２）実施した工事の内容

（３）実施した工事の費用の額

①　特定の増改築等に要した費用の総額

第１号工事～第７号工事に要した費用の総額	円

②　特定の増改築等のうち、第１号工事～第６号工事に要した費用の額

第１号工事～第６号工事に要した費用の額	円

③　特定の増改築等のうち、第４号工事、第５号工事、第６号工事又は第７号工事に要した費用の額

ア　第４号工事に要した費用の額	円
イ　第５号工事に要した費用の額	円
ウ　第６号工事に要した費用の額	円
エ　第７号工事に要した費用の額	円

Ⅱ．固定資産税の減額

１－１．地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準に適合する耐震改修をした場合

工事の内容	□１　地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準に適合する耐震改修

１－２．地方税法附則第15条の９の２第１項に規定する耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種別及び内容	地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替 □１　増築　□２　改築　□３　修繕　□４　模様替	
	工事の内容	
耐震改修を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち耐震改修の費用の額		円
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第　　号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年　月　日

２．熱損失防止改修工事等をした場合又は熱損失防止改修工事等をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種別及び内容	断熱改修工事	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事	
		上記と併せて行った改修工事	□１　天井等の断熱性を高める改修工事	
			□２　壁の断熱性を高める改修工事	
			□３　床等の断熱性を高める改修工事	
	断熱改修工事と併せて行った右記４から９までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事		□４　太陽熱利用冷温熱装置	型式：
			□５　潜熱回収型給湯器	型式：
			□６　ヒートポンプ式電気給湯器	型式：
			□７　燃料電池コージェネレーションシステム	型式：
			□８　エアコンディショナー	型式：
			□９　太陽光発電設備	型式：
	工事の内容			

<table>
<tr><td colspan="4">熱損失防止改修工事等を含む工事の費用の額（全体工事費）</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="5">上記のうち熱損失防止改修工事等の費用の額</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">ア　断熱改修工事に係る費用の額</td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">イ　断熱改修工事に係る補助金等の交付の有無</td><td>□ 有　　□ 無</td></tr>
<tr><td></td><td>「有」の場合</td><td colspan="2">ウ　交付される補助金等の額</td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">①　アからウを差し引いた額</td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">エ　断熱改修工事と併せて行った４から９までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額</td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">オ　エの工事に係る補助金等の交付の有無</td><td>□ 有　　□ 無</td></tr>
<tr><td></td><td>「有」の場合</td><td colspan="2">カ　交付される補助金等の額</td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">②　エからカを差し引いた金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="5">工事費用の確認（下記③又は④のいずれかの該当するチェックボックスにレ点を入れること）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">③　①の金額が60万円を超える</td><td>□ 左記に該当する</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">上記③に該当しない場合
④　①の金額が50万円を超え、かつ、①と②の合計額が60万円を超える</td><td>□ 左記に該当する</td></tr>
<tr><td colspan="5">上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">長期優良住宅建築等計画の認定主体</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">長期優良住宅建築等計画の認定番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">長期優良住宅建築等計画の認定年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
</table>

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の９の２に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	年　月　日

（１）証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称			
	所在地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

（２）証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称				
	住所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
				登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別		登録番号	
				登録を受けた地方整備局等名	

（３）証明者が登録住宅性能評価機関の場合

<table>
<tr><td rowspan="4">証明を行った登録住宅性能評価機関</td><td colspan="2">名　　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">登録年月日及び指定番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">登録をした者</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者</td><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築士の場合</td><td rowspan="2">一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</td><td rowspan="2"></td><td>登　録　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築基準適合判定資格者の場合</td><td rowspan="2">一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別</td><td rowspan="2"></td><td>登　録　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた地方整備局等名</td><td></td></tr>
</table>

（４）証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

<table>
<tr><td rowspan="3">証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人</td><td colspan="2">名　　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">指定年月日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者</td><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築士の場合</td><td rowspan="2">一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</td><td rowspan="2"></td><td>登　録　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築基準適合判定資格者の場合</td><td rowspan="2">一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別</td><td rowspan="2"></td><td>登　録　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた地方整備局等名</td><td></td></tr>
</table>

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

備考

１　「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。

２　「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。

３　「Ⅰ．所得税額の特別控除」中「１．償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

(1)　「（１）実施した工事の種別」の欄には、以下により第１号工事から第６号工事までのいずれかの工事について記載するものとする。

①　「第１号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第26条第38項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

②　「第２号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第38項第２号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

イ　床の過半の修繕又は模様替　床（建築基準法第２条第５号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行うもの

ロ　階段の過半の修繕又は模様替　主要構造部である階段の過半について行うもの

ハ　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行うもの（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

ニ　壁の過半の修繕又は模様替　主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）

③　「第３号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第38項第３号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

④　「第４号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第38項第４号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑤　「第５号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第38項第５号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑥　「第６号工事」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、平成20年国土交通省告示第513号（備考３(1)⑦において「省エネ改修対象工事告示」という。）第２項第１号に掲げる工事について記載するものとし、当該工事が施行令第26条第38項第６号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下「算出方法告示」という。）別表第10に掲げる地域の区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、１地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表２－１の（い）項に掲げる「５－１断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑦　「第６号工事」の欄のうち、「改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、省エネ改修対象工事告示第２項第２号に掲げる工事について、次により記載するものとする。

イ　住宅性能評価書により証明される場合

当該工事が施行令第26条第38項第６号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、１地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表２－１の（い）項に掲げる「５－１断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事後の住宅の断熱等性能等級」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準別表２－１の（い）項に掲げる「５－１断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

ロ　増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該工事が施行令第26条第38項第６号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、１地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表２－１の（い）項に掲げる「５－１断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事後の住宅の断熱等性能等級」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表２－１の（い）項に掲げる「５－１断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

(2)　「（２）実施した工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第 26 条第 38 項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第６号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

(3)　「（３）実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。

①　「①　第１号工事～第６号工事に要した費用の額」の欄には、施行令第 26 条第 38 項第１号から第６号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

②　「②　第１号工事～第６号工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された租税特別措置法（以下「法」という。）第 41 条第１項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、法第 41 条第１項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

③　「①から②を差し引いた額（100 万円を超える場合）」の欄には、「①　第１号工事～第６号工事に要した費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額（100 万円を超える場合）を記載するものとする。

４　「Ⅰ．所得税額の特別控除」中「２．住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等、耐久性向上改修工事等又は子育て対応改修工事等を含む増改築等をした場合」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

(1)　「（１）実施した工事の種別」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載するものとする。

①　「住宅耐震改修」の欄には、証明申請者が法第 41 条の 19 の２第１項又は第 41 条の 19 の３第４項（同条第 13 項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第６項（同条

第15項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が法第41条の19の２第１項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれの規定又は基準に該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

② 「高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第１項（同条第10項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の28の５第25項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

③ 「一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）」の欄のうち、「窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第２項（同条第11項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）、第５項（同条第14項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）又は第６項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該工事が平成21年国土交通省告示第379号第１項第１号に掲げる工事である場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の28の５第26項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、１地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には、算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

④ 「一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）」の欄のうち、「太陽熱利用冷温熱装置の型式」「潜熱回収型給湯器の型式」「ヒートポンプ式電気給湯器の型式」「燃料電池コージェネレーションシステムの型式」「ガスエンジン給湯器の型式」「エアコンディショナーの型式」の欄には、平成25年経済産業省・国土交通省告示第５号に適合する設備の種別を記載するものとする。「太陽光発電設備の型式」の欄には、当該工事が施行令第26条の28の５第30項に規定する設備の取替え又は取付けに係る工事であって平成21年経済産業省告示第68号に適合する太陽光を電気に変換する設備の種別を記載するものとする。また、同告示に記載された各種工事の実施の有無について、該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑤ 「多世帯同居改修工事等」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第３項（同条第12項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の28の５第32項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「改修工事前」及び「改修工事後」の欄には、居住の用に供する部分における調理室、浴室、便所及び玄関の数を記載するものとする。

⑥ 「耐久性向上改修工事等」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第４項、第５項又は第６項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う施行令第26条の28の５第33項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。なお、当該欄における「対象住宅耐震改修」とは法第41条の19の３第４項又は第６項の対象住宅耐震改修をいい、「対象一般断熱改修工事等」とは同条第５項又は第６項の対象一般断熱改修工事等をいうものとし、対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等については「住宅耐震改修」又は「一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）」の欄に、①、③又は④のいずれかにより記載するものとする。

⑦ 「子育て対応改修工事等」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第７項（同条第16項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の28の５第34項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑧　「上記と併せて行う第１号工事～第６号工事」の欄には、証明者が法第41条の19の３第８項（同条第10項から第16項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、備考３(1)を参考に記載するものとする。なお、第４号工事については①住宅耐震改修工事を実施していない場合のみ選択し、第５号工事については②高齢者等居住改修工事等を実施していない場合のみ選択し、第６号工事については③一般断熱改修工事等を実施していない場合のみ選択し、同様の工事内容を重複して記載することがないように留意されたい。

(2)　「（２）実施した工事の内容」の欄には、法第41条の19の２第１項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条の28の５第18項に規定する施行令第26条第38項各号に掲げる工事（法第41条の19の２第１項に規定する住宅耐震改修又は法第41条の19の３第１項に規定する対象高齢者等居住改修工事等、同条第２項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条第３項に規定する対象多世帯同居改修工事等、同条第４項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等若しくは同条第７項に規定する対象子育て対応改修工事等に該当するものを除く。以下同じ。）、施行令第26条の28の５第25項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第26項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第28項及び第30項に規定する設備の取付け若しくは取替え、同条第32項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第33項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第34項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

(3)　「（３）実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。

①　「①　住宅耐震改修」の欄のうち、「ア　当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」の欄には、平成21年国土交通省告示第383号（以下「耐震改修費用告示」という。）に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額（当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）を記載するものとする。

「イ　当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ　交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額」の欄には、「ア　当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額」又は250万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ　ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額」から「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、０円となる場合には「０円」と記載するものとする。

②　「②　高齢者等居住改修工事等」の欄のうち、「ア　当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、平成21年国土交通省告示第384号に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ　当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該高齢者等居住改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ　交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築工事の費用に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　ウと200万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」又は200万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ　ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」から「エ　ウと200万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、０円となる場合には「０円」と記載するものとする。

③　「③　一般断熱改修工事等」の欄のうち、「ア　当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、平成21年経済産業省・国土交通省告示第４号（以下「省エネ改修費用告示」という。）に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ　当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ　交付される補助金等の額」の欄には、一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　ウと250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」又は250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ　ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」から「エ　ウと250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、０円となる場合には「０円」と記載するものとする。

④　「④　多世帯同居改修工事等」の欄のうち、「ア　当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、平成28年国土交通省告示第586号に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ　当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該多世帯同居改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ　交付される補助金等の額」の欄には、多世帯同居改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」又は250万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ　ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」から「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、０円となる場合には「０円」と記載するものとする。

⑤　「⑤　耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合）」の欄のうち、「ア　当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、耐震改修費用告示又は省エネ改修費用告示に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ　当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」に、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ　交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、平成29年国土交通省告示第280号（以下「耐久性向上改修費用告示」という。）に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「オ　当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「オ　交付される補助金等の額」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「カ　エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「エ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」から「オ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「キ　ウ及びカの合計額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」及び「カ　エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）」の合計額を記載するものとする。

「ク　キと250万円（対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額」の欄には、「キ　ウ及びカの合計額」又は250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうち少ない金額を記載するものとする。

「ケ　キからクを差し引いた額」の欄には、「キ　ウ及びカの合計額」から「ク　キと250万円（対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、０円となる場合には「０円」と記載するものとする。

⑥　「⑥　耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）」の欄のうち、「ア　当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」の欄には、耐震改修費用告示に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ　当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ　交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、省エネ改修費用告示に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「オ　当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるもの

の交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「オ　交付される補助金等の額」の欄には、当該一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「カ　エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「エ　当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「オ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「キ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、耐久性向上改修費用告示に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「ク　当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「ク　交付される補助金等の額」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ケ　キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「キ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」から「ク　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「コ　ウ、カ及びケの合計額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」、「カ　エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）」及び「ケ　キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）」の合計額を記載するものとする。

「サ　コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額」の欄には、「コ　ウ、カ及びケの合計額」又は500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうち少ない金額を記載するものとする。

「シ　コからサを差し引いた額」の欄には、「コ　ウ、カ及びケの合計額」から「サ　コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、０円となる場合には「０円」と記載するものとする。

⑦　「⑦　子育て対応改修工事等」の欄のうち、「ア　当該子育て対応改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、令和６年国土交通省告示第304号に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ　当該子育て対応改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該子育て対応改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ　交付される補助金等の額」の欄には、子育て対応改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　当該子育て対応改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」又は250万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ　ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」から「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、０円となる場合には「０円」と記載するものとする。

⑧　「⑧　①ウ、②ウ、③ウ、④ウ及び⑦ウの合計額」の欄には、①「ウ　アからイを差し引いた額」、②「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」、③「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」、④「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」及び⑦

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の合計額を記載するものとする。

「⑨　①エ、②エ、③エ、④エ及び⑦エの合計額」の欄には、①「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」、②「エ　ウと200万円のうちいずれか少ない金額」、③「エ　ウと250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額」、④「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」及び⑦「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の合計額を記載するものとする。

「⑩　①オ、②オ、③オ、④オ及び⑦オの合計額」の欄には、①「オ　ウからエを差し引いた額」、②「オ　ウからエを差し引いた額」、③「オ　ウからエを差し引いた額」、④「オ　ウからエを差し引いた額」及び⑦「オ　ウからエを差し引いた額」の合計額を記載するものとする。

⑨　「⑪　②ウ、④ウ、⑤キ及び⑦ウの合計額」の欄には、②「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」、④「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」、⑤「キ　ウ及びカの合計額」及び⑦「ウ　アからイを差し引いた額（50 万円を超える場合）」の合計額を記載するものとする。

「⑫　②エ、④エ、⑤ク及び⑦エの合計額」の欄には、②「エ　ウと200万円のうちいずれか少ない金額」、④「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」、⑤「ク　キと250万円（対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額」及び⑦「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の合計額を記載するものとする。

「⑬　②オ、④オ、⑤ケ及び⑦オの合計額」の欄には、②「オ　ウからエを差し引いた額」、④「オ　ウからエを差し引いた額」、⑤「ケ　キからクを差し引いた額」及び⑦「オ　ウからエを差し引いた額」の合計額を記載するものとする。

⑩　「⑭　②ウ、④ウ、⑥コ及び⑦ウの合計額」の欄には、②「ウ　アからイを差し引いた額」、④「ウ　アからイを差し引いた額（50 万円を超える場合）」、⑥「コ　ウ、カ及びケの合計額」及び⑦「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の合計額を記載するものとする。

「⑮　②エ、④エ、⑥サ及び⑦エの合計額」の欄には、②「エ　ウと200万円のうちいずれか少ない金額」、④「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」、⑥「サ　コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額」及び⑦「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の合計額を記載するものとする。

「⑯　②オ、④オ⑥シ及び⑦オの合計額」の欄には、②「オ　ウからエを差し引いた額」、④「オ　ウからエを差し引いた額」⑥「シ　コからサを差し引いた額」及び⑦「オ　ウからエを差し引いた額」の合計額を記載するものとする。

⑪　「⑰　⑨、⑫又は⑮のうちいずれか多い額(10%控除分)」の欄には、「⑨　①エ、②エ、③エ、④エ及び⑦エの合計額」、「⑫　②エ、④エ、⑤ク及び⑦エの合計額」又は「⑮　②エ、④エ、⑥サ及び⑦エの合計額」のうちいずれか多い額を記載するものとする。

⑫　「⑱　⑧、⑪又は⑭のうちいずれか多い額」の欄には、「⑧　①ウ、②ウ、③ウ、④ウ及び⑦ウの合計額」、「⑪　②ウ、④ウ、⑤キ及び⑦ウの合計額」又は「⑭　②ウ、④ウ、⑥コ及び⑦ウの合計額」のうちいずれか多い額を記載するものとする。

⑬　「⑲　⑩、⑬又は⑯のうち⑱の金額に係る額」の欄には、「⑩　①オ、②オ、③オ、④オ及び⑦オの合計額」、「⑬　②オ、④オ、⑤ケ及び⑦オの合計額」又は「⑯　②オ、④オ⑥シ及び⑦オの合計額」のうち「⑱　⑧、⑪又は⑭のうちいずれか多い額」の金額に係る額を記載するものとする。

⑭　「⑳　①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事」の欄のうち、「ア　①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事に要した費用の額」の欄には、「①　住宅耐震改修」、「②　高齢者等居住改修工事等」、「③　一般断熱改修工事等」、「④　多世帯同居改修工事等」、「⑤　耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合）」又は「⑥　耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）」、「⑦　子育て対応改修工事等」の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事に要した費用の合計額を記載するものとする。

「イ　⑳の改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、「⑳　①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事」の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否

かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ　交付される補助金等の額」の欄には、「⑳　①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事」の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額」の欄には、「ア　①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事に要した費用の額」から「イ　⑳の改修に係る補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

⑮　「㉑　⑱の金額と⑲及び⑳ウの合計額のうちいずれか少ない額」の欄には、「⑱　⑧、⑪又は⑭のうちいずれか多い額」の金額と「⑲　⑩、⑬又は⑯のうち⑱の金額に係る額」及び「⑳　①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事」の欄のうち「ウ　アからイを差し引いた額」」の合計額のうちいずれか少ない額を記載するものとする。

⑯　「㉒　1,000万円から⑰を引いた残りの額（０円未満となる場合は０円）」の欄には、1,000万円から「⑰　⑨、⑫又は⑮のうちいずれか多い額(10%控除分)」を差し引いた額を記載するものとする。なお、当該金額が０円未満となる場合は「０円」と記載するものとする。

⑰　「㉓　㉑と㉒の金額のうちいずれか少ない額（５％控除分）」の欄には、「㉑　⑱の金額と⑲及び⑳ウの合計額のうちいずれか少ない額」と「㉒　1,000万円から⑰を引いた残りの額（０円未満となる場合は０円）」の金額のうちいずれか少ない額を記載するものとする。

５　「Ⅰ．所得税額の特別控除」中、「３．償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合（買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除）」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

(1)　「（１）実施した工事の種別」の欄には、以下により第１号工事から第７号工事までのいずれかの工事について記載するものとする。

①　「第１号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の２の２第２項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

②　「第２号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の２の２第２項第２号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

イ　床の過半の修繕又は模様替　床（建築基準法第２条第５号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行うもの

ロ　階段の過半の修繕又は模様替　主要構造部である階段の過半について行うもの

ハ　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行うもの（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

ニ　壁の過半の修繕又は模様替　主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）

③　「第３号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の２の２第２項第３号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

④　「第４号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の２の２第２項第４号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑤　「第５号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の２の２第２項第５号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑥　「第６号工事」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合」の欄には、平成26年国土交通省告示第435号第１号に掲げる工事について記載するものとし、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第６号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲

げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、１地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑦　「第６号工事」の欄のうち、「改修工事の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、平成26年国土交通省告示第435号第２号に掲げる工事について、次により記載するものとする。

イ　住宅性能評価書により証明される場合

当該工事が施行令第42条の２の２第２項第６号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、１地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。「改修工事後の住宅の省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準別表２－１の（い）項に掲げる「５－１断熱等性能等級」又は「５－２一次エネルギー消費量等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

ロ　増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該工事が施行令第42条の２の２第２項第６号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、１地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。「改修工事後の住宅が相当する省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表２－１の（い）項に掲げる「５－１断熱等性能等級」又は「５－２一次エネルギー消費量等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑧　「第７号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の２の２第２項第７号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

(2)　「（２）実施した工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第42条の２の２第２項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第７号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

(3)　「（３）実施した工事の費用の額」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

①　「①　特定の増改築等に要した費用の総額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

「第１号工事～第７号工事に要した費用の総額」の欄には、施行令第42条の２の２第２項第１号から第７号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

②　「②　特定の増改築等のうち、第１号工事～第６号工事に要した費用の額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

「第１号工事～第６号工事に要した費用の額」の欄には、施行令第42条の２の２第２項第１号から第６号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

③　「③　特定の増改築等のうち、第４号工事、第５号工事、第６号工事又は第７号工事に要した費用の額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

イ　「ア　第４号工事に要した費用の額」の欄には、第４号工事に該当する工事の合計額を記載するものとする。

ロ　「イ　第５号工事に要した費用の額」の欄には、第５号工事の１～８のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

ハ　「ウ　第６号工事に要した費用の額」の欄には、第６号工事の１～４のいずれかに該当する工

事の合計額を記載するものとする。

ニ　「エ　第７号工事に要した費用の額」の欄には、第７号工事の１～３のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

６　「Ⅱ．固定資産税の減額」中、「１－１．耐震改修をした場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。

当該工事が、地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準に適当する耐震改修である場合は該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

７　「Ⅱ．固定資産税の減額」中、「１－２．耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。なお、当該欄の「認定長期優良住宅」とは地方税法附則第15条の９の２第１項に規定する認定長期優良住宅をいう（備考９及び10において同じ。）。

(1)　「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする耐震改修について、次により記載するものとする。

①　「地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替」の欄には、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替のうち、いずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

②　「工事の内容」の欄には、当該工事が地方税法附則第15条の９の２第１項に規定する耐震改修に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

(2)　「耐震改修の費用の額」の欄には、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替の１から４のいずれかに該当する改修工事の費用の額を記載するものとする。

８　「Ⅱ．固定資産税の減額」中、「２．熱損失防止改修工事等をした場合又は熱損失防止改修工事等をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。

(1)　「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする熱損失防止改修工事等について、次により記載すること。なお、「断熱改修工事」の欄のうち、「必須となる改修工事」の欄中「窓の断熱性を高める改修工事」とあるのは算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における８地域にあっては、「窓の日射遮蔽性を高める改修工事」とする。

①　「上記と併せて行った改修工事」の欄には、改修工事を行った部位（窓は必須とする。）が地方税法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等のうち、断熱改修工事により新たに住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の基準を満たすこととなった場合において、当該工事が窓の断熱性を高める改修工事と併せて行った当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする（該当するものがない場合は記入を要しない。）。

②　「断熱改修工事と併せて行った右記４から９までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事」の欄のうち、「太陽熱利用冷温熱装置の型式」「潜熱回収型給湯器の型式」「ヒートポンプ式電気給湯器の型式」「燃料電池コージェネレーションシステムの型式」「エアコンディショナーの型式」「太陽光発電設備の型式」の欄には、平成20年国土交通省告示第515号第２号アからカまでに掲げる設備に適合する設備の種別を記載するものとする。

③　「工事の内容」の欄には、工事を行った家屋の部分、工事面積、工法、熱損失防止改修工事等の内容等について、当該工事が熱損失防止改修工事等に該当すると認めた根拠が明らかになるよう工事の内容を具体的に記載するものとする。

(2)　「熱損失防止改修工事等を含む工事の費用の額（全体工事費）」の欄には、改修工事費用の合計額を記載するものとする。

(3)　「上記のうち熱損失防止改修工事等の費用の額」の欄のうち、「ア　断熱改修工事に係る費用の額」の欄には、窓の断熱性を高める改修工事及びそれと併せて行った「上記と併せて行った改修工事」の１から３のいずれかに該当する改修工事の費用の合計額を記載するものとする。

「イ　断熱改修工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された断熱改修工事に、断熱改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれてい

ない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「ウ　交付される補助金等の額」の欄には、断熱改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「①　アからウを差し引いた額」の欄には、「ア　断熱改修工事に係る費用の額」から「ウ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　断熱改修工事と併せて行った４から９までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額」の欄には、断熱改修工事と併せて行った４から９までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額の合計額を記載するものとする。

「オ　エの工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された４から９までに掲げる設備の取替え又は取付けに、４から９までに掲げる設備の取替え又は取付けの費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「カ　交付される補助金等の額」の欄には、４から９までに掲げる設備の取替え又は取付けの費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「②　エからカを差し引いた金額」の欄には、「エ　断熱改修工事と併せて行った４から９までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額」から「カ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

(4)　「工事費用の確認（下記③又は④のいずれかを選択して、右側の項目にレ点を入れること）」の欄のうち、「③　①の金額が 60 万円を超える」に該当する場合は右欄の「左記に該当する」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、「③　①の金額が 60 万円を超える」に該当しない場合で「④　①の金額が 50 万円を超え、かつ、①と②の合計額が 60 万円を超える」に該当する場合は右欄の「左記に該当する」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

(5)　「上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄は、認定長期優良住宅について証明を行う場合に限り記載するものとする。

9　この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。

(1)　証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該工事が法第 41 条の 19 の２第１項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条第 38 項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の５第 18 項に規定する施行令第 26 条第 38 項各号に掲げる工事、施行令第 26 条の 28 の５第 25 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 26 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 28 項及び第 30 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 32 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 33 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 34 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 42 条の２の２第２項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第７号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 20 項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第 15 条の９の２第１項に規定する耐震改修若しくは同法附則第 15 条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った建築士について次により記載すること。

①　「氏名」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。

②　「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築

士が証明することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第３条及び第３条の２に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

③　「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第５条の２の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。

④　「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

⑤　「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第 23 条の３第１項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

(2)　証明者が指定確認検査機関の場合

①　「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該工事が法第 41 条の 19 の２第１項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条第 38 項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の５第 18 項に規定する施行令第 26 条第 38 項各号に掲げる工事、施行令第 26 条の 28 の５第 25 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 26 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 28 項及び第 30 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 32 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 33 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 34 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 42 条の２の２第２項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第７号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 20 項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第 15 条の９の２第１項に規定する耐震改修若しくは同法附則第 15 条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った指定確認検査機関について次により記載すること。

②　「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第 77 条の 21 第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

③　「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第１項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。

④　「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が法第 41 条の 19 の２第１項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条第 38 項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の５第 18 項に規定する施行令第 26 条第 38 項各号に掲げる工事、施行令第 26 条の 28 の５第 25 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 26 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 28 項及び第 30 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 32 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 33 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 34 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 42 条の２の２第２項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第７号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 20 項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事

等であること若しくは同法附則第15条の９の２第１項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

イ　「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

ロ　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第３条及び第３条の２に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ハ　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ　「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第58号）第７条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第77条の58第１項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ホ　「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

(3)　証明者が登録住宅性能評価機関の場合

①　「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該工事が法第41条の19の２第１項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第38項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の５第18項に規定する施行令第26条第38項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の５第25項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第26項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第28項及び第30項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第32項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第33項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第34項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第42条の２の２第２項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第７号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第15条の９の２第１項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について次により記載すること。

イ　「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

ロ　「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関す

る法律第７条第１項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

②　「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が法第41条の19の２第１項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第38項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の５第18項に規定する施行令第26条第38項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の５第25項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第26項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第28項及び第30項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第32項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第33項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第34項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第42条の２の２第２項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第７号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第15条の９の２第１項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

イ　「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

ロ　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第３条及び第３条の２に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ハ　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ　「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が旧建築基準法第77条の58第１項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ホ　「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

(4)　証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

①　「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が法第41条の19の２第１項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第38項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の５第18項に規定する施行令第26条第38項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の５第25項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第26項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第28項及び第30

項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第32項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第33項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第34項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第42条の２の２第２項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第７号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第15条の９の２第１項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について次により記載すること。

イ　「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第18条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

ロ　「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第１項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

②　「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が法第41条の19の２第１項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第38項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の５第18項に規定する施行令第26条第38項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の５第25項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第26項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第28項及び第30項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第32項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第33項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第34項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第42条の２の２第２項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第７号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第15条の９の２第１項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

イ　「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

ロ　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第３条及び第３条の２に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ハ　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ　「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築

基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が旧建築基準法第77条の58第１項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ホ　「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十項及び第十九条の十一の三第一項から第八項までに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表第二の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第四百八十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の四第二項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百八十三号の一部を次のように改正し、個人が令和九年一月一日以後に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をする場合について適用する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（略）		（略）	
木造の住宅（以下「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	一万四百円	木造の住宅（以下「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	一万五千四百円
木造住宅の壁に係る耐震改修	一万千七百円	木造住宅の壁に係る耐震改修	二万二千五百円
木造住宅の屋根に係る耐震改修	二万千六百円	木造住宅の屋根に係る耐震改修	一万九千三百円
木造住宅の基礎、壁又は屋根に係るもの以外の耐震改修	一万四千七百円	木造住宅の基礎、壁又は屋根に係るもの以外の耐震改修	三万三千円
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	六千円	木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	七万五千五百円
（略）		（略）	
当該家屋の建築面積（単位　平方メートル）		当該家屋の建築面積（単位　平方メートル）	
当該家屋の床面積（単位　平方メートル）		当該家屋の床面積（単位　平方メートル）	
当該耐震改修の施工面積（単位　平方メートル）		当該耐震改修の施工面積（単位　平方メートル）	
当該家屋の床面積（単位　平方メートル）		当該家屋の床面積（単位　平方メートル）	
当該家屋の床面積（単位　平方メートル）		当該家屋の床面積（単位　平方メートル）	

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百八十六号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、平成十九年国土交通省告示第四百七号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条第三十八項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替及び第二十六条の二十八の五第二十五項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同法第四十一条の十九の三第十八項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事とする。	租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替並びに同令第二十六条の四第四項及び第二十六条の二十八の五第十八項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事とする。
一～八　（略）	一～八　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百八十七号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第二項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百八十四号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第二項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる高齢者等居住改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる高齢者等居住改修工事等をした家屋の当該高齢者等居住改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。		租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる高齢者等居住改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる高齢者等居住改修工事等をした家屋の当該高齢者等居住改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。	
平成十九年国土交通省告示第四百七号（以下単に「告示」という。）一に掲げる工事のうち、通路の幅を拡張するもの	七万九千七百円 当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	平成十九年国土交通省告示第四百七号（以下単に「告示」という。）一に掲げる工事のうち、通路の幅を拡張するもの	十六万六千百円 当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示一に掲げる工事のうち、出入口の幅を拡張するもの	十九万六千六百円 当該工事の箇所数	告示一に掲げる工事のうち、出入口の幅を拡張するもの	十八万九千二百円 当該工事の箇所数
告示二に掲げる工事	三十八万五千八百円 当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	告示二に掲げる工事	五十八万五千円 当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示三イに掲げる工事	四十四万千五百円 当該工事の箇所数	告示三イに掲げる工事	四十七万千七百円 当該工事の箇所数
告示三ロに掲げる工事	六十九万二千二百円 当該工事の箇所数	告示三ロに掲げる工事	五十二万九千百円 当該工事の箇所数
告示三ハに掲げる工事	四万五千百円 当該工事の箇所数	告示三ハに掲げる工事	二万七千七百円 当該工事の箇所数
告示三ニに掲げる工事	八万千五百円 当該工事の箇所数	告示三ニに掲げる工事	五万六千九百円 当該工事の箇所数
告示四イに掲げる工事	二十一万五千二百円 当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	告示四イに掲げる工事	二十六万六百円 当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示四ロに掲げる工事	二十九万五百円 当該工事の箇所数	告示四ロに掲げる工事	三十五万九千七百円 当該工事の箇所数
告示四ハに掲げる工事	三十三万円 当該工事の箇所数	告示四ハに掲げる工事	二十九万八千九百円 当該工事の箇所数
告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十センチメートル以上の手すりを取り付けるもの	二万二百円 当該手すりの長さ（単位　メートル）	告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十センチメートル以上の手すりを取り付けるもの	一万九千六百円 当該手すりの長さ（単位　メートル）
告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十センチメートル未満の手すりを取り付けるもの	三万千三百円 当該工事の箇所数	告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十センチメートル未満の手すりを取り付けるもの	三万二千八百円 当該工事の箇所数

告示六に掲げる工事のうち、玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの（以下「玄関等段差解消等工事」という。）	五万五千八百円	当該工事の箇所数
告示六に掲げる工事のうち、浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの（以下「浴室段差解消等工事」という。）	十七万三千百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示六に掲げる工事のうち、玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	三万七千六百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示七イに掲げる工事	十一万四千四百円	当該工事の箇所数
告示七ロに掲げる工事	三万七千六百円	当該工事の箇所数
（略）	（略）	（略）
告示七ハに掲げる工事のうち、戸を吊戸方式に変更するもの（以下「吊戸工事」という。）	十三万八千六百円	当該工事の箇所数
告示七ハに掲げる工事のうち、戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	四万九千百円	当該工事の箇所数
告示八に掲げる工事	三万六千五百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）

告示六に掲げる工事のうち、玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの（以下「玄関等段差解消等工事」という。）	四万三千九百円	当該工事の箇所数
告示六に掲げる工事のうち、浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの（以下「浴室段差解消等工事」という。）	九万六千円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示六に掲げる工事のうち、玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	三万五千百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示七イに掲げる工事	十四万九千七百円	当該工事の箇所数
告示七ロに掲げる工事	一万三千八百円	当該工事の箇所数
（略）	（略）	（略）
告示七ハに掲げる工事のうち、戸を吊戸方式に変更するもの（以下「吊戸工事」という。）	十三万四千六百円	当該工事の箇所数
告示七ハに掲げる工事のうち、戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	二万六千四百円	当該工事の箇所数
告示八に掲げる工事	一万九千八百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）

附　則

1　この告示は、令和九年一月一日から施行する。ただし、本則中「第二十六条の二十八の五第一項」を「第二十六条の二十八の五第二項」に改める改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

2　個人が、当該個人の所有する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同項に規定する対象高齢者等居住改修工事等をして、当該居住用の家屋（当該対象高齢者等居住改修工事等に係る部分に限る。）を令和九年一月一日前に当該個人の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第四百八十八号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第三十八項第六号の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

本則中「第26条第33項第６号」を「第26条第38項第６号」に改め、「、令第26条の４第７項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替及び同条第19項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替」を削り、第三項及び第四項を削る。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百八十九号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第三十二項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第三項に規定する多世帯同居改修工事等をした家屋（以下「多世帯同居改修家屋」という。）のうちその者の居住の用に供する部分に調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか二以上の室がそれぞれ複数ある場合に限る。）とする。	租税特別措置法施行令第二十六条の四第八項及び第二十六条の二十八の五第二十五項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の二第二項第三号に規定する特定多世帯同居改修工事等又は同法第四十一条の十九の三第三項に規定する多世帯同居改修工事等をした家屋（以下「多世帯同居改修家屋」という。）のうちその者の居住の用に供する部分に調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか二以上の室がそれぞれ複数ある場合に限る。）とする。
一～四　（略）	一～四　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百九十号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第八項の規定に基づき、平成二十八年国土交通省告示第五百八十六号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第八項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第三項に規定する多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる多世帯同居改修工事等の内容の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に、当該工事の箇所数を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。	租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第三項に規定する多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる多世帯同居改修工事等の内容の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に、当該工事の箇所数を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号（以下単に「告示」という。）第一号に掲げる工事（同号に規定するミニキッチンを設置するものを除く。）	百五十四万七千四百円
告示第一号に掲げる工事のうち、同号に規定するミニキッチンを設置するもの	七十九万七千六百円
告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの	百四十三万七千八百円

平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号（以下単に「告示」という。）第一号に掲げる工事（同号に規定するミニキッチンを設置するものを除く。）	百六十二万二千円
告示第一号に掲げる工事のうち、同号に規定するミニキッチンを設置するもの	四十七万六千百円
告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの	百三十七万三千八百円

告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。）	百三十二万円
告示第二号に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。）	四十九万五千三百円
告示第三号に掲げる工事	五十九万六千円
告示第四号に掲げる工事のうち、地上階に玄関を増設するもの	八十一万四百円
（略）	（略）

附　則

1　この告示は、令和九年一月一日から施行する。ただし、本則中「第二十六条の二十八の五第七項」を「第二十六条の二十八の五第八項」に改める改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

2　個人が、当該個人の所有する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第三項に規定する対象多世帯同居改修工事等をして、当該居住用の家屋（当該対象多世帯同居改修工事等に係る部分に限る。）を令和九年一月一日前に当該個人の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第四百九十一号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、平成二十九年国土交通省告示第二百七十九号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第26条の28の５第33項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替を次のように定める。 1　（略） 2　租税特別措置法施行令第26条の28の５第33項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事（第１号、第２号、第７号及び第８号に掲げる工事にあっては木造又は軟骨造の住宅について行う工事に、第３号から第６号まで、第９号及び第10号に掲げる工事にあっては木造の住宅について行う工事に限る。）とする。 一～十一　（略）	租税特別措置法施行令第26条の４第９項及び第26条の28の５第26項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替を次のように定める。 1　（略） 2　租税特別措置法施行令第26条の４第９項及び第26条の28の５第26項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事（第１号、第２号、第７号及び第８号に掲げる工事にあっては木造又は軟骨造の住宅について行う工事に、３号から第６号まで、第９号及び第10号に掲げる工事にあっては木造の住宅について行う工事に限る。）とする。 一～十一　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百九十二号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第十二項の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第二百八十号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十二項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第四項に規定する耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該耐久性向上改修工事等の内容に応	租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第四項に規定する耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該耐久性向上改修工事等の内容に応

じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる耐久性向上改修工事等の内容の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる耐久性向上改修工事等をした家屋の当該耐久性向上改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該耐久性向上改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該耐久性向上改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該耐久性向上改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数戸の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該耐久性向上改修工事等に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した額）とする。

平成二十九年国土交通省告示第二百七十九号（以下単に「告示」という。）第二項第一号イに掲げる工事	一万七千五百円	当該工事の箇所数
（略）	（略）	（略）
告示第二項第一号ロに掲げる工事のうち、軒裏に通気孔を有する天井板を取り付けるもの	一万九千五百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第一号ハに掲げる工事	十万六千六百円	当該工事の箇所数
告示第二項第二号に掲げる工事	一万九千四百円	当該工事の箇所数
告示第二項第三号に掲げる工事	一万二千九百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第四号イに掲げる工事	百四万五千九百円	当該工事の箇所数
告示第二項第四号ロに掲げる工事（壁にビニルクロスを取り付けるものを除く。）	一万六千六百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第四号ロに掲げる工事のうち、壁にビニルクロスを取り付けるもの	五千円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第四号ハに掲げる工事（床に耐水性を有するフローリングを取り付けるものを除く。）	一万三千六百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）

じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる耐久性向上改修工事等の内容の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる耐久性向上改修工事等をした家屋の当該耐久性向上改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該耐久性向上改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該耐久性向上改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該耐久性向上改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数戸の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該耐久性向上改修工事等に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した額）とする。

平成二十九年国土交通省告示第二百七十九号（以下単に「告示」という。）第二項第一号イに掲げる工事	二万九百円	当該工事の箇所数
（略）	（略）	（略）
告示第二項第一号ロに掲げる工事のうち、軒裏に通気孔を有する天井板を取り付けるもの	五千九百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第一号ハに掲げる工事	四万七千四百円	当該工事の箇所数
告示第二項第二号に掲げる工事	一万八千三百円	当該工事の箇所数
告示第二項第三号に掲げる工事	一万四千二百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第四号イに掲げる工事	八十九万六千九百円	当該工事の箇所数
告示第二項第四号ロに掲げる工事（壁にビニルクロスを取り付けるものを除く。）	一万二千八百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第四号ロに掲げる工事のうち、壁にビニルクロスを取り付けるもの	五千四百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第四号ハに掲げる工事（床に耐水性を有するフローリングを取り付けるものを除く。）	六千六百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）

告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、床に耐水性を有するフローリングを取り付けるもの	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	一万三千五百円	
告示第二項第五号イに掲げる工事	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	三千円	
告示第二項第五号ロに掲げる工事	当該工事の施工長さ（単位　メートル）	六千六百円	
告示第二項第六号に掲げる工事	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	三千二百円	
告示第二項第七号イに掲げる工事	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	一万千五百円	
告示第二項第七号ロに掲げる工事	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	三千九百円	
告示第二項第八号に掲げる工事	当該工事の箇所数	三万円	
告示第二項第九号に掲げる工事	当該工事の施工長さ（単位　メートル）	六千六百円	
告示第二項第十号イに掲げる工事	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	二千六百円	
告示第二項第十号ロに掲げる工事	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	二万二千七百円	
告示第二項第十一号イに掲げる工事（共用の給水管を取り替えるものを除く。）	当該工事の施工長さ（単位　メートル）	一万七千五百円	
（略）	（略）	（略）	
告示第二項第十一号ロに掲げる工事（共同住宅等の排水管を取り替えるものを除く。）	当該工事の施工長さ（単位　メートル）	一万八千三百円	
告示第二項第十一号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の排水管（専用の排水管を除く。）を取り替えるもの	当該工事の施工長さ（単位　メートル）	六万五百円	

告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、床に耐水性を有するフローリングを取り付けるもの	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	一万二千円	
告示第二項第五号イに掲げる工事	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	二千百円	
告示第二項第五号ロに掲げる工事	当該工事の施工長さ（単位　メートル）	二千四百円	
告示第二項第六号に掲げる工事	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	二千百円	
告示第二項第七号イに掲げる工事	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	一万二千七百円	
告示第二項第七号ロに掲げる工事	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	一千三百円	
告示第二項第八号に掲げる工事	当該工事の箇所数	二万七千八百円	
告示第二項第九号に掲げる工事	当該工事の施工長さ（単位　メートル）	三千九百円	
告示第二項第十号イに掲げる工事	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	三千百円	
告示第二項第十号ロに掲げる工事	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	一万二千七百円	
告示第二項第十一号イに掲げる工事（共用の給水管を取り替えるものを除く。）	当該工事の施工長さ（単位　メートル）	九千五百円	
（略）	（略）	（略）	
告示第二項第十一号ロに掲げる工事（共同住宅等の排水管を取り替えるものを除く。）	当該工事の施工長さ（単位　メートル）	九千八百円	
告示第二項第十一号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の排水管（専用の排水管を除く。）を取り替えるもの	当該工事の施工長さ（単位　メートル）	一万六千八百円	

告示第二項第十一号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管（施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものを除く。）を取り替えるもの	二万七千七百円	当該工事の施工長さ（単位　メートル）
（略）	（略）	（略）
告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を床（共用部の床を除く。）に設けるもの	三万二百円	当該工事の箇所数
告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を壁又は天井（共用部の壁又は天井を除く。）に設けるもの	三万八千八百円	当該工事の箇所数
（略）		

告示第二項第十一号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管（施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものを除く。）を取り替えるもの	一万五千六百円	当該工事の施工長さ（単位　メートル）
（略）	（略）	（略）
告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を床（共用部の床を除く。）に設けるもの	二万五千円	当該工事の箇所数
告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を壁又は天井（共用部の壁又は天井を除く。）に設けるもの	一万七千七百円	当該工事の箇所数
（略）		

附　則

1　この告示は、令和九年一月一日から施行する。ただし、本則中「第二十六条の二十八の五第十一項」を「第二十六条の二十八の五第十二項」に改める改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

2　個人が、当該個人の所有する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第四項に規定する対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋（当該対象耐久性向上改修工事等に係る部分に限る。）を令和九年一月一日前に当該個人の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第四百九十三号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十四項及び第二十五項（これらの規定を同条第三十七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和四年国土交通省告示第四百五十六号の全部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

1　租税特別措置法施行令第二十六条第二十四項（同条第三十七項において準用する場合を含む。）に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第十条第二号イ及びロに掲げる基準とする。

2　租税特別措置法施行令第二十六条第二十五項（同条第三十七項において準用する場合を含む。）に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ及びロに掲げる基準とする。

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、個人が、国内において、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等（同項第三号に規定する特定エネルギー消費性能向上住宅及び同項第四号に規定するエネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。）をして、これらの認定住宅等を令和八年一月一日以後に同条第一項の定めるところにより当該個人の居住の用に供する場合について適用する。

○国土交通省告示第四百九十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十六項及び第十七項の規定に基づき、令和四年国土交通省告示第四百五十五号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

本則中「第四十一条第十項」を「第四十一条第六項」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に改め、本則第二項中「終了したものに限る。）」の下に、「、建築基準法第七条第五項に規定する検査済証の写し（当該家屋の新築に係るものであって、令和七年四月一日以後に同法第六条第一項の規定による確認を受けたことを証するものであり、かつ、第一号に掲げる家屋にあっては当該家屋の取得の日前に、第二号に掲げる既存住宅にあっては当該既存住宅の取得の日前二年以内に、同法第七条第五項の規定により交付を受けたものに限る。）」を加える。

別表

別表を次のように改める。

住宅省エネルギー性能証明書

証明申請者	住　所	
	氏　名	
家屋番号及び所在地		
家屋調査日		年　月　日
省エネルギー性能	居住用家屋の新築等に係る家屋	□①租税特別措置法施行令第26条第24項（同条第37項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当 ※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第２号イ及びロに掲げる基準に適合する住宅用の家屋 □②租税特別措置法施行令第26条第25項（同条第37項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋に該当 ※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ及びロに掲げる基準に適合する住宅用の家屋（①に該当する場合を除く。） □建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅に該当
	既存住宅	□③租税特別措置法施行令第26条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当 ※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第２号イ及びロに掲げる基準に適合する住宅用の家屋 □④租税特別措置法施行令第26条第25項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋に該当 ※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ及びロに掲げる基準に適合する住宅用の家屋（③に該当する場合を除く。） □建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅に該当

上記の住宅の用に供する家屋が租税特別措置法施行令第26条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋又は同条第25項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することを証明します。

証明年月日	年　月　日

<table>
<tr><td rowspan="6">証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人</td><td colspan="2">氏名又は名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の場合</td><td colspan="2">住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">指定・登録年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">指定・登録番号（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">指定をした者(指定確認検査機関の場合)</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所</td><td colspan="2">名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者</td><td colspan="2">氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築士の場合</td><td rowspan="2">一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</td><td rowspan="2"></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)</td><td></td></tr>
<tr><td>建築基準適合判定資格者の場合</td><td>一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別</td><td></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>登録を受けた地方整備局等名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者</td><td colspan="2">氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築士の場合</td><td rowspan="2">一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</td><td rowspan="2"></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)</td><td></td></tr>
<tr><td>建築基準適合判定資格者の場合</td><td>一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別</td><td></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>登録を受けた地方整備局等名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又</td><td colspan="2">氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築士の場合</td><td rowspan="2">一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</td><td rowspan="2"></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)</td><td></td></tr>
</table>

は建築基準適合判定資格者	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別		登録番号	
				登録を受けた地方整備局等名	

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

（注意）この証明書は、大切に保存しておいてください。

備考

1　「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。

2　「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。

3　「家屋調査日」の欄には、証明のための当該家屋の調査が終了した年月日を記載すること。

4　「省エネルギー性能」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第26条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋又は同条第25項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として定める基準であって当該欄に掲げる項目のいずれに適合するかに応じ相当する四角にチェックを入れるものとする。また、当該家屋が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１項第２号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅に該当する場合には、相当する四角にチェックを入れるものとする。

5　「証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第26条第24項又は第25項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。

(1)「氏名又は名称」の欄には、建築士が証明した場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第１項の規定により指定を受けた名称（指定を受けた後に同法第77条の21第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称）を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた名称（登録を受けた後に同法第10条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称）を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第１項の規定により指定を受けた名称（指定を受けた後に同法第18条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称）を記載するものとする。

(2)「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第３条及び第３条の２に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

(3)「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第５条の２の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。

(4)「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

(5)「指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の場合」の「住所」、「指定・登録年月日」、「指定・登録番号（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合）」及び「指定をした者（指定確認検査機関の場合）」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第１項の規定により指定を受けた住所（指定を受けた後に同法第77条の21第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所）、指定を受けた年月日、指定番号及び指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた住所（登録を受けた後に同法第10条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所）、年月日及び登録番号を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第１項の規定により指定を受けた住所（指定を受けた後に同法第18条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所）及び指定を受けた年月日を記載するものとする。

6　「建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の３第１項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

7　「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当

該家屋が租税特別措置法施行令第26条第24項又は第25項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

(1)　「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

(2)　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が調査することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が調査することのできる家屋は、同法第３条及び第３条の２に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

(3)　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

(4)　「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第58号）第７条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第77条の58第１項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

(5)　「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

８　「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第26条第24項又は第25項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

(1)　「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

(2)　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が調査することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が調査することのできる家屋は、同法第３条及び第３条の２に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

(3)　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

(4)　「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が旧建築基準法第77条の58第１項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

(5)　「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

９　「住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第26条第24項又は第25項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

(1)　「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

(2)　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が調査することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が調査することのできる家屋は、同法第３条及び第３条の２に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

(3)　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

(4)　「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が旧建築基準法第 77 条の 58 第１項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

(5)　「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この告示による改正後の令和四年国土交通省告示第四百五十五号の規定は、令和八年一月一日以後に居住の用に供される家屋について適用する。

２　この告示の施行の際現にある改正前の別表の書式による書類は、この告示による改正後の別表の書式によるものとみなす。

３　令和八年四月一日前に居住の用に供される家屋についてのこの告示による改正後の令和四年国土交通省告示第四百五十五号の規定の適用については、本則中「当該家屋の取得の日前に」とあるのは「令和九年四月一日前に」と、「取得の日以後六月以内」とあるのは「令和九年四月一日前（令和八年十月一日以後に当該既存住宅の取得をする場合にあっては、取得の日以後六月以内）」とする。

○国土交通省告示第四百九十五号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十三項第二号及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和二年財務省令第四十四号）第四条の二第二項第二号の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第八百三十三号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

本則中「第四十一条第十項」を「第四十一条第六項」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に改める。

別表中「㈣」を削る。

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十三項第二号及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第二項第二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第四百九十六号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十四項第二号及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和二年財務省令第四十四号）第四条の二第三項第二号の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第千三百八十三号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

本則中「第四十一条第十項」を「第四十一条第六項」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に改める。

別表中「㈣」を削る。

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十四項第二号及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第三項第二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第四百九十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百八十五号の一部を次のように改正し、個人が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅等で建築後使用されたことのないものの同項に規定する取得をして、これらの認定住宅等を令和九年一月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅等（以下「認定住宅等」という。）について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる認定住宅等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該認定住宅等の床面積（当該認定住宅等が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その者がその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積とする。以下同じ。）を乗じて得た金額（同条第一項又は第二項の個人が新築をし、又は取得をした認定住宅等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該認定住宅等の床面積のうちに当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額）とする。	租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅等（以下「認定住宅等」という。）について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、床面積一平方メートルにつき四万五千三百円に、当該認定住宅等の床面積（当該認定住宅等が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その者がその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積とする。以下同じ。）を乗じて得た金額（同条第一項又は第二項の個人が新築をし、又は取得をした認定住宅等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該認定住宅等の床面積のうちに当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

（新設）

法第四十一条第六項第一号に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋	床面積一平方メートルにつき五万三百円
法第四十一条第六項第二号に規定する低炭素建築物又は同号に規定する特定建築物に該当する家屋	床面積一平方メートルにつき六万八千三百円
法第四十一条第六項第三号に規定する特定エネルギー消費性能向上住宅に該当する家屋	床面積一平方メートルにつき三万八百円

附　則

1　この告示は、令和九年一月一日から施行する。

2　個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの同項に規定する取得をして、これらの認定住宅等を令和九年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第四百九十八号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第二十六項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替は、次に掲げる要件の全てに該当する工事とする。	租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第二十六条の二十八の五第十九項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替を次のように定める。
（削る）	1　令第26条の28の５第19項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替は、次に掲げる要件の全てに該当する工事とする。
一・二　（略）	一・二　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百九十九号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、令和六年国土交通省告示第三百五号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第二十八項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める子育てに係る特例対象個人の負担を軽減するための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事とする。	租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第二十七項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める子育てに係る特例対象個人の負担を軽減するための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事とする。
一～六　（略）	一～六　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、令和六年国土交通省告示第三百四号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十五項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第七項に規定する子育て対応改修工事等の標準的な費用の額のうち、令和六年国土交通省告示第三百五号（以下単に「告示」という。）第一号から第五号までに掲げる工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる工事の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる工事をした家屋の当該工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該工事に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。 （略） 二　租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十五項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第七項に規定する子育て対応改修工事等の標準的な費用の額のうち、告示第六号に掲げる工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次のイ又はロに掲げる工事の内容の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額（当該イ又はロに掲げる工事をした家屋の当該工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該工事に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。 イ・ロ　（略）	一　租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十四項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第七項に規定する子育て対応改修工事等の標準的な費用の額のうち、令和六年国土交通省告示第三百五号（以下単に「告示」という。）第一号から第五号までに掲げる工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる工事の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる工事をした家屋の当該工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該工事に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。 （略） 二　租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十四項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第七項に規定する子育て対応改修工事等の標準的な費用の額のうち、告示第六号に掲げる工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次のイ又はロに掲げる工事の内容の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額（当該イ又はロに掲げる工事をした家屋の当該工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該工事に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。 イ・ロ　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百一号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、平成五年建設省告示第千九百三十一号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条第三十八項第三号に規定する家屋（同項第二号の家屋にあつては、その者が区分所有する部分に限る。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一～八　（略）	租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第三号に規定する家屋（同項第二号の家屋にあつては、その者が区分所有する部分に限る。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一～八　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百二号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、平成十四年国土交通省告示第二百七十一号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条第三十八項第四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。	租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百三号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和八年国土交通省令第三号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十条の二第七項及び第九項、第三十八条の四第十七項及び第十九項並びに第四十二条の三第一項の規定に基づき、平成二十六年国土交通省告示第千百八十三号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

平成二十六年国土交通省告示第千百八十三号の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
1　租税特別措置法施行令第二十条の二第七項、第三十八条の四第十七項及び第四十二条の三第一項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるマンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。第二号及び次項において「法」という。）第二条第一項第十四号に規定する再生後マンション（以下この項において単に「再生後マンション」という。）の住戸の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 一　再生後マンションの住戸の規模が、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号。次号及び次項において「施行規則」という。）第十五条第一項第一号に掲げるものであること。 二　再生後マンションが施行規則第十五条第二項の規定の適用を受けるものであり、かつ、当該再生後マンションの住戸の規模及び構造が次のイ及びロに掲げるものであること。 イ　再生後マンションの各戸の専有部分（法第二条第一項第三十二号に規定する専有部分をいう。以下同じ。）の床面積の平均が、次の(1)から(5)までに掲げる住戸の区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める値以上であること。 (1)　法第七条第二号に規定する再生前マンション（以下この号において単に「再生前マンション」という。）に現に居住する施行規則第十五条第一項第一号に規定する単身者（以下この項及び次項において単に「単身者」という。）の居住の用に供する住戸　二十五平方メートル (2)　滅失したマンション（法第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。次項において同じ。）で同条第一項第十三号に規定する再建敷地の上に存していたもの（以下この号において「滅失マンション」という。）にその滅失の時において居住していた単身者の居住の用に供する住戸　二十五平方メートル (3)　再生前マンションに現に居住する六十歳以上の者（単身者を除き、その者の有する再生前マンションの区分所有権（法第二条第一項第三十号に規定する区分所有権をいう。）又は敷地利用権（同項第三十五号に規定する敷地利用権をいう。）の価額を考慮して、再生後マンションの住戸の専有部分の床面積を四十平方メートル以上とするために必要な費用を負担することが困難であると都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）が認める者に限る。）の居住の用に供する住戸　三十平方メートル (4)　滅失マンションにその滅失の時において居住していた六十歳以上の者（単身者を除き、その者の有する敷地共有持分等（法第五条第二項第二号に規定する敷地共有持分等をいう。）の価額を考慮して、再生後マンションの住戸の専有部分の床面積を四十平方メートル以上とするために必要な費用を負担することが困難であると都道府県知事等が認める者に限る。）の居住の用に供する住戸　三十平方メートル (5)　(1)から(4)までに掲げる住戸以外の住戸　四十平方メートル ロ　再生後マンションの住戸の構造が、各戸の界壁（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十八条の二に規定する耐力壁である界壁を除く。第三項第二号において同じ。）の配置の変更により、各戸の専有部分の床面積を変更することができるものであること。	1　租税特別措置法施行令第二十条の二第九項、第三十八条の四第十九項及び第四十二条の三第一項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下この項及び次項において「法」という。）第二条第一項第七号に規定する施行再建マンション（以下この項において単に「施行再建マンション」という。）の住戸の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 一　施行再建マンションの住戸の規模が、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号。以下この項において「施行規則」という。）第十五条第一項第一号に掲げるものであること。 二　施行再建マンションが施行規則第十五条第二項の規定の適用を受けるものであり、かつ、当該施行再建マンションの住戸の規模及び構造が次のイ及びロに掲げるものであること。 イ　施行再建マンションの各戸の専有部分（法第二条第一項第十六号に規定する専有部分をいう。以下同じ。）の床面積の平均が、次の(1)から(3)までに掲げる住戸の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める値以上であること。 (1)　法第二条第一項第六号に規定する施行マンション（以下この項において単に「施行マンション」という。）に現に居住する施行規則第十五条第一項第一号に規定する単身者（以下この項及び次項において単に「単身者」という。）の居住の用に供する住戸　二十五平方メートル （新設） (2)　施行マンションに現に居住する六十歳以上の者（単身者を除き、その者の有する施行マンションの区分所有権（法第二条第一項第十四号に規定する区分所有権をいう。）又は敷地利用権（同項第十九号に規定する敷地利用権をいう。）の価額を考慮して、施行再建マンションの住戸の専有部分の床面積を五十平方メートル以上とするために必要な費用を負担することが困難であると都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）が認める者に限る。）の居住の用に供する住戸　三十平方メートル （新設） (3)　(1)及び(2)に掲げる住戸以外の住戸　五十平方メートル ロ　施行再建マンションの住戸の構造が、各戸の界壁（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十八条の二に規定する耐力壁である界壁を除く。第三項第二号において同じ。）の配置の変更により、各戸の専有部分の床面積を変更することができるものであること。

2　租税特別措置法施行令第二十条の二第九項及び第三十八条の四第十九項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるマンション（以下この項及び次項において「売却再建マンション」という。）の住戸の規模の基準は、売却再建マンションの各戸の専有部分の床面積が、次の各号に掲げる住戸の区分に応じ、当該各号に定める値以上であることとする。

一　施行規則第五十八条第一項第六号又は第二項第六号に規定する計画に記載された売却再建マンションの住戸であって、法第四条第二項第七号に規定する売却等マンション（第三号において単に「売却等マンション」という。）に現に居住する単身者の居住の用に供するもの　二十五平方メートル

二　前号の計画に記載された売却再建マンションの住戸であって、滅失したマンションで法第二条第一項第二十三号に規定する売却敷地の上に存していたもの（第四号において「滅失マンション」という。）にその滅失の時において居住していた単身者の居住の用に供するもの　二十五平方メートル

三　第一号の計画に記載された売却再建マンションの住戸であって、売却等マンションに現に居住する六十歳以上の者（単身者を除き、法第百四十二条第一項第三号に規定する分配金（次号において単に「分配金」という。）の価額を考慮して、売却再建マンションの住戸の専有部分の床面積を四十平方メートル以上とするために必要な費用を負担することが困難であると都道府県知事等が認める者に限る。）の居住の用に供するもの　三十平方メートル

四　第一号の計画に記載された売却再建マンションの住戸であって、滅失マンションにその滅失の時において居住していた六十歳以上の者（単身者を除き、分配金の価額を考慮して、売却再建マンションの住戸の専有部分の床面積を四十平方メートル以上とするために必要な費用を負担することが困難であると都道府県知事等が認める者に限る。）の居住の用に供するもの　三十平方メートル

五　前各号に掲げる住戸以外の住戸　四十平方メートル

3　（略）

2　租税特別措置法施行令第二十条の二第十一項及び第三十八条の四第二十一項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める法第二条第一項第一号に規定するマンション（以下「売却再建マンション」という。）の住戸の規模の基準は、売却再建マンションの各戸の専有部分の床面積が、次の各号に掲げる住戸の区分に応じ、当該各号に定める値以上であることとする。

一　法第百九条第二項第四号に規定する代替建築物提供等計画（次号において単に「代替建築物提供等計画」という。）に記載された売却再建マンションの住戸であって、同条第一項に規定する決議特定要除却認定マンション（次号において単に「決議特定要除却認定マンション」という。）に現に居住する単身者の居住の用に供するもの　二十五平方メートル

（新設）

二　代替建築物提供等計画に記載された売却再建マンションの住戸であって、決議特定要除却認定マンションに現に居住する六十歳以上の者（単身者を除き、法第百四十二条第一項第三号に規定する分配金の価額を考慮して、売却再建マンションの住戸の専有部分の床面積を五十平方メートル以上とするために必要な費用を負担することが困難であると都道府県知事等が認める者に限る。）の居住の用に供するもの　三十平方メートル

（新設）

三　前二号に掲げる住戸以外の住戸　五十平方メートル

3　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

その他告示

○内閣府、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第一号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年財務省令第二十一号）の施行に伴い、令和五年法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第一号（租税特別措置法施行規則第二十条第二十五項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件）等の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
国家公安委員会委員長　赤間　二郎
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎

第一条　令和五年内閣府、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第一号の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
内閣府、国家公安委員会、総務省、 令和五年法務省、財務省、文部科学省、 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、　告示第一号（租税特別措置法施行規則第二十条の二第二十項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続） 国土交通省、環境省、防衛省	内閣府、国家公安委員会、総務省、 令和五年法務省、財務省、文部科学省、 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、　告示第一号（租税特別措置法施行規則第二十条第二十五項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続） 国土交通省、環境省、防衛省
（認定申請書の提出） **第一条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）に係る試験研究費の額のうち当該共同試験研究に要した費用の額の認定を受けようとする法人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第二十条の二第二十項第一号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該法人の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。 2　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二　（略） 三　当該申請に係る共同試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の五第二項第一号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）に係る書類の写し 3　第一項の認定申請書を提出する法人は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四の二第一項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から一月を経過する日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。	（認定申請書の提出） **第一条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）に係る試験研究費の額のうち当該共同試験研究に要した費用の額の認定を受けようとする法人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第二十条第二十五項第一号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該法人の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。 2　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二　（略） 三　当該申請に係る共同試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の四第二十四項第一号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）に係る書類の写し 3　第一項の認定申請書を提出する法人は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から一月を経過する日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。

様式（第１条関係）

様式（第1条関係）を次のように改める。

特別試験研究認定申請書（共同試験研究）

殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

当該試験研究は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第２条第８項に規定する試験研究機関等と共同して行う租税特別措置法施行令第 27 条の５第２項第１号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第 20 条の２第 20 項第１号に規定する試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．共同試験研究を行った試験研究機関等の名称

２．当該共同試験研究の課題

３．当該共同試験研究の実施期間

４．租税特別措置法第 42 条の４の２第１項の規定の適用を受けようとする事業年度の開始年月日及び終了年月日

５．当該共同試験研究に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額

費　　目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合　　計			
※　特別試験研究費の認定額		円	

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第 20 条の２第 20 項第１号の規定により、認定します。

※　認　定　者　名

（備　考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２．※印のある欄は、記入しないこと。

第二条　令和五年内閣府、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第二号の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
内閣府、国家公安委員会、総務省、 令和五年法務省、財務省、文部科学省、 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第二号（租税特別措置法施行規則第五条の七第二十項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続） 国土交通省、環境省、防衛省	内閣府、国家公安委員会、総務省、 令和五年法務省、財務省、文部科学省、 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第二号（租税特別措置法施行規則第五条の六第二十二項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続） 国土交通省、環境省、防衛省
（認定申請書の提出） **第一条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）に係る試験研究費の額のうち当該共同試験研究に要した費用の額の認定を受けようとする個人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第五条の七第二十項第一号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該個人の主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。 2　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二　（略） 三　当該申請に係る共同試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四第三項第一号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）に係る書類の写し 3　第一項の認定申請書を提出する個人は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の二第一項の規定の適用を受けようとする年の翌年二月十五日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。	（認定申請書の提出） **第一条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）に係る試験研究費の額のうち当該共同試験研究に要した費用の額の認定を受けようとする個人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第五条の六第二十二項第一号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該個人の主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。 2　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二　（略） 三　当該申請に係る共同試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の三第十項第一号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）に係る書類の写し 3　第一項の認定申請書を提出する個人は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第七項の規定の適用を受けようとする年の翌年二月十五日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。

様式（第１条関係）

様式（第1条関係）を次のように改める。

特別試験研究認定申請書（共同試験研究）

殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

住　　所

申請者名

当該試験研究は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第２条第８項に規定する試験研究機関等と共同して行う租税特別措置法施行令第５条の４第３項第１号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第５条の７第 20 項第１号に規定する試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．共同試験研究を行った試験研究機関等の名称

２．当該共同試験研究の課題

３．当該共同試験研究の実施期間

４．租税特別措置法第 10 条の２第１項の規定の適用を受けようとする年

５．当該共同試験研究に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額

費　　目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合　　計			
※　特別試験研究費の認定額　　円			

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第５条の７第 20 項第１号の規定により、認定します。

※　認　定　者　名

（備　考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２．※印のある欄は、記入しないこと。

第三条　令和五年法律第二十号の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
内閣府、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	内閣府、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
令和五年法律第二十号第二十条の二第二十項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続	令和五年法律第二十号第二十条第二十五項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続
（認定申請書の提出）	（認定申請書の提出）
第一条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）に係る試験研究費の額のうち当該委託試験研究に要した費用の額の認定を受けようとする法人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第二十条の二第二十項第二号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該法人の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。	**第一条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）に係る試験研究費の額のうち当該委託試験研究に要した費用の額の認定を受けようとする法人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第二十条第二十五項第二号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該法人の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。
2　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　当該申請に係る委託試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の五第二項第七号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）に係る書類の写し	二　当該申請に係る委託試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の四第二十四項第七号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）に係る書類の写し
3　第一項の認定申請書を提出する法人は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四の二第一項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から一月を経過する日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。	3　第一項の認定申請書を提出する法人は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から一月を経過する日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。

様式（第１条関係）

様式（第1条関係）を次のように改める。

特別試験研究認定申請書（委託試験研究）

殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

主たる事務所の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当該試験研究は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第２条第８項に規定する試験研究機関等に委託して行う租税特別措置法施行令第 27 条の５第２項第７号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第 20 条の２第 20 項第２号に規定する試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．委託試験研究を行った試験研究機関等の名称

２．当該委託試験研究の課題

３．当該委託試験研究の実施期間

４．租税特別措置法第 42 条の４の２第１項の規定の適用を受けようとする事業年度の開始年月日及び終了年月日

５．当該委託試験研究に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額

費　　目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合　　計			
※　特別試験研究費の認定額		円	

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第 20 条の２第 20 項第２号の規定により、認定します。

※　認　定　者　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（備　考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２．※印のある欄は、記入しないこと。

第四条　令和五年内閣府、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第四号の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
内閣府、国家公安委員会、総務省、 法務省、財務省、文部科学省、 令和五年　厚生労働省、農林水産省、経済産業省、　告示第四号（租税特別措置法施行規則第五条の七第二十項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続） 国土交通省、環境省、防衛省	内閣府、国家公安委員会、総務省、 法務省、財務省、文部科学省、 令和五年　厚生労働省、農林水産省、経済産業省、　告示第四号（租税特別措置法施行規則第五条の六第二十二項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続） 国土交通省、環境省、防衛省
（認定申請書の提出） **第一条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）に係る試験研究費の額のうち当該委託試験研究に要した費用の額の認定を受けようとする個人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第五条の七第二十項第二号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該個人の主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。 2　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一　（略） 二　当該申請に係る委託試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四第三項第七号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）に係る書類の写し 3　第一項の認定申請書を提出する個人は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の二第一項の規定の適用を受けようとする年の翌年二月十五日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。	（認定申請書の提出） **第一条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）に係る試験研究費の額のうち当該委託試験研究に要した費用の額の認定を受けようとする個人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第五条の六第二十二項第二号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該個人の主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。 2　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一　（略） 二　当該申請に係る委託試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の三第十項第七号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）に係る書類の写し 3　第一項の認定申請書を提出する個人は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第七項の規定の適用を受けようとする年の翌年二月十五日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。

附則
この告示は、令和八年四月一日から施行する。

様式（第１条関係）を次のように改める。

様式（第１条関係）

特別試験研究認定申請書（委託試験研究）

殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

住　　所

申請者名

当該試験研究は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第２条第８項に規定する試験研究機関等に委託して行う租税特別措置法施行令第５条の４第３項第７号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第５条の７第 20 項第２号に規定する試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．委託試験研究を行った試験研究機関等の名称

２．当該委託試験研究の課題

３．当該委託試験研究の実施期間

４．租税特別措置法第 10 条の２第１項の規定の適用を受けようとする年

５．当該委託試験研究に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額

費　　目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合　　計			
※　特別試験研究費の認定額		円	

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第５条の７第 20 項第２号の規定により、認定します。

※　認　定　者　名

（備　考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２．※印のある欄は、記入しないこと。

○財務省告示第九十三号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　財務大臣　片山さつき

本文第一号の二中「又は専門課程」を「、専門課程又は専攻科の課程」に改め、同号イ中「専攻科」を「別科」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　学校教育法第百二十五条第一項に規定する専門課程又は同法第百二十五条の二第一項に規定する専攻科の課程（それぞれこれらの修業期間を通ずる単位数が六十二単位以上であるものに限る。以下「専門課程等」という。）

本文第二号及び第二号の二中「専門課程」を「専門課程等」に改める。

○財務省告示第九十四号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（令和五年三月財務省告示第九十六号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　財務大臣　片山さつき

本文中「専攻科」を「別科」に、「授業時間数が三千四百時間」を「単位数が百二十四単位」に改める。

別記様式一（備考）２(5)中「授業時間数が3,400時間」を「単位数が124単位」に改める。

○経済産業省告示第五十一号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第五条の七第二十一項第一号イ及び第二十条の二第二十一項第一号イの規定に基づき、指定大学等に係る経済産業大臣が定める要件を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日　経済産業大臣　赤澤　亮正

租税特別措置法施行規則第五条の七第二十一項第一号イ及び第二十条の二第二十一項第一号イに規定する指定大学等に係る経済産業大臣が定める要件

租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」という。）第五条の七第二十一項第一号イ及び第二十条の二第二十一項第一号イに規定する経済産業大臣が定める要件は、次に掲げるいずれにも該当することとする。

一　大学等（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四第三項第二号又は第二十七条の五第二項第二号に規定する大学等をいう。以下同じ。）が産学連携本部（共同研究等（大学等と個人若しくは法人が共同して行う試験研究又は個人若しくは法人の委託を受けて大学等が実施する試験研究をいう。以下同じ。）について個人又は法人と協議しその内容を定め、当該共同研究等に係る契約又は協定の締結事務及び当該共同研究等に係る経理事務を実施する組織をいう。以下同じ。）を設置しており、かつ、当該産学連携本部が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　共同研究等を行おうとする個人又は法人のための相談窓口（その行おうとする共同研究等について当該個人又は法人と協議しその内容を定める業務を行う部署をいい、当該業務に関し三年以上の経験を有する者が配置されているものに限る。）が設置されており、かつ、当該相談窓口が設置されていることについて広く公表されていること。

ロ　共同研究等に係る契約又は協定の締結事務に従事する者が三名以上配置されていること。

ハ　共同研究等に係る経理事務に専ら従事する者が配置されていること。

二　大学等が共同研究等に関する次に掲げる事項（その内容が、当該大学等と共同研究等を行う個人又は法人との契約又は協定の締結その他共同研究等の実施に関し適切なものであると認められる場合における当該事項に限る。）を定めており、かつ、当該事項を公表していること。

イ　共同研究等に係る申込み及び契約又は協定の締結に関する手続に関する事項（当該手続に係る申込書及び契約書又は協定書の様式に関する事項を含む。）その他個人又は法人が当該大学等と共同研究等を実施するために必要な事務手続に関する事項

ロ　共同研究等に要する費用の分担に関する事項及び当該費用の額のうち当該大学等と当該共同研究等を実施する個人又は法人が負担した額について当該大学等が行う確認に関する事項

ハ　共同研究等の成果の帰属及び当該成果の大学等による公表に関する事項

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、当該大学等と共同研究等を実施する個人又は法人が当該共同研究等を実施するために必要な事項

三　大学等が共同研究等の実施のために必要な業務の方法に関する規程を定めており、当該規程に次に掲げる事項の全てが定められていること。

イ　共同研究等に係る契約又は協定の締結事務を産学連携本部が実施すること。

ロ　共同研究等に係る経理事務を適切に実施するための会計に係る情報システム（当該共同研究等に要した費用の額、当該費用の費目及び当該費目ごとの額について、他の経理と区分して整理し保存する機能を有しているものに限る。）により、全ての共同研究等に係る経理事務を産学連携本部が実施すること。

ハ　共同研究等に係る費用の額の確認を産学連携本部が実施し、当該確認の内容に基づき、施行規則第五条の七第二十一項第一号イ若しくは第五号イ又は第二十条の二第二十一項第一号イ若しくは第五号イの認定を当該大学等の長が実施すること。

○国土交通省告示第五百四号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、平成二十八年国土交通省告示第千百七号等を廃止する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

平成二十八年国土交通省告示第千百七号等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

一　平成二十八年国土交通省告示第千百七号（租税特別措置法第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける地区を指定する件）

二　平成二十八年国土交通省告示第千百八号（租税特別措置法第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける倉庫用の建物及びその附属設備並びに構築物を指定する件）

三　令和六年国土交通省告示第二百九十九号（流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準）

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（平成二十八年国土交通省告示第千百七号の廃止に伴う経過措置）

第二条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）附則第八条第四項及び第十九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「旧効力措置法施行令」という。）第八条第一項第二号及び第二十九条の三第一項第二号の規定に基づくこの告示による廃止前の平成二十八年国土交通省告示第千百七号の規定は、なおその効力を有する。

（平成二十八年国土交通省告示第千百八号の廃止に伴う経過措置）

第三条　旧効力措置法施行令第八条第二項及び第二十九条の三第二項の規定に基づくこの告示による廃止前の平成二十八年国土交通省告示第千百八号の規定は、なおその効力を有する。

（令和六年国土交通省告示第二百九十九号の廃止に伴う経過措置）

第四条　旧効力措置法施行令第八条第三項及び第二十九条の三第三項の規定に基づくこの告示による廃止前の令和六年国土交通省告示第二百九十九号の規定は、なおその効力を有する。